

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
富山県地域防災計画 風水害編・火災編・個別災害編 令和7年3月修正 富山県防災会議	富山県地域防災計画 風水害編・火災編・個別災害編 令和8年__月修正 富山県防災会議	凡例 下線 修正箇所

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)用語例	富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)用語例	社名変更
1 防災関係機関の用語例	1 防災関係機関の用語例	
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)	
(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、 <u>西日本電信電話株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び日本通運株式会社をいう。	(3) 指定公共機関：災対法第2条第5号で定める公共機関であり、本計画では、日本郵便株式会社、日本銀行、西日本旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、 <u>NTT西日本株式会社</u> 、株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、日本赤十字社、日本放送協会、独立行政法人国立病院機構、北陸電力株式会社、北陸電力送配電株式会社、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社及び日本通運株式会社をいう。	
(4)～(5) (略)	(4)～(5) (略)	
2～3 (略)	2～3 (略)	
<u>総則</u>	<u>総則</u>	
(略)	(略)	
第1節 (略)	第1節 (略)	
第2節 防災の基本方策	第2節 防災の基本方策	
第1～第3 (略)	第1～第3 (略)	
第4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等	第4 国土強靱化の基本目標を踏まえた防災計画の作成等	
1 複合災害を念頭に置いた事前防災への取組み	1 複合災害を念頭に置いた事前防災への取組み	
国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策による国土強靱化の <u>更なる</u> 加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画及び富山県国土強靱化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。	国土強靱化は、大規模災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりのため、防災の範囲を超えて、国土政策・産業政策も含めた総合的な対応を内容とするものであり、 <u>国土強靱化基本計画に基づき</u> 、令和2年度に策定した防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 <u>及び令和7年度に策定した第1次国土強靱化実施中期計画</u> による国土強靱化の <u>取組の更なる</u> 加速化・深化を踏まえつつ、引き続き、国土強靱化基本計画及び富山県国土強靱化地域計画に基づき、安全、安心かつ災害に屈しない国土づくりをオールジャパンで強力に進めていく。その際、大規模地震後の水害等の複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象)も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取り組んでいく。	国の防災基本計画の修正を反映
2 (略)	2 (略)	

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考																
第 3 節 防災関係機関等の責務 第 1 (略) 第 2 防災関係機関等の業務大綱 (略) 1 防災関係機関の業務大綱 (1)～(2) (略) (3)指定地方行政機関	第 3 節 防災関係機関等の責務 第 1 (略) 第 2 防災関係機関等の業務大綱 (略) 1 防災関係機関の業務大綱 (1)～(2) (略) (3)指定地方行政機関	総務省中部管区行政評価局(富山行政監視行政相談センター)が令和7年6月10日に指定地方行政機関に指定されたことを受け、その所掌する業務を記載。																
<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>中部管区警察局</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(新設)</td><td>(新設)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関等の名称		事務又は業務の大綱	中部管区警察局	(略)	(新設)	(新設)	(略)	(略)	<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>中部管区警察局</td><td>(略)</td></tr><tr><td>中部管区行政評価局(富山行政監視行政相談センター)</td><td>1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	中部管区警察局	(略)	中部管区行政評価局(富山行政監視行政相談センター)	1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設	(略)	(略)
機関等の名称	事務又は業務の大綱																	
中部管区警察局	(略)																	
(新設)	(新設)																	
(略)	(略)																	
機関等の名称	事務又は業務の大綱																	
中部管区警察局	(略)																	
中部管区行政評価局(富山行政監視行政相談センター)	1 被災者への生活支援情報の提供 2 専用電話を備えた相談窓口の開設 3 特別行政相談所の開設																	
(略)	(略)																	
(4) 指定公共機関	(4) 指定公共機関																	
<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	西日本電信電話株式会社	(略)	(略)	(略)	<table><tr><td>機関等の名称</td><td>事務又は業務の大綱</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>NTT西日本株式会社</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr></table>	機関等の名称	事務又は業務の大綱	(略)	(略)	NTT西日本株式会社	(略)	(略)	(略)	
機関等の名称	事務又は業務の大綱																	
(略)	(略)																	
西日本電信電話株式会社	(略)																	
(略)	(略)																	
機関等の名称	事務又は業務の大綱																	
(略)	(略)																	
NTT西日本株式会社	(略)																	
(略)	(略)																	
(5)～(6) (略) 2 (略) 第 3 (略)	(5)～(6) (略) 2 (略) 第 3 (略)																	
第 4 節 県内の地形・気象と災害 第 1 (略) 第 2 社会環境の変化 (略) 1～8 (略) (略) また、県内には多くの大小河川、土砂災害危険箇所が存在し、平成16年に相次いで上陸した台風により被害が発生したところである。 (略)	第 4 節 (略) 第 1 (略) 第 2 社会環境の変化 (略) 1～8 (略) (略) また、県内には多くの大小河川、土砂災害警戒区域等が存在し、平成16年に相次いで上陸した台風により被害が発生したところである。 (略)																	
		社名変更																
		名称変更																

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)			備 考
風水害編 第1章 災害予防対策			風水害編 第1章 災害予防対策			最新の数値に修正
第1節 風水害に強い県土づくり (略) 第1～第2 (略) 第3 河川等整備事業 (略)			第1節 風水害に強い県土づくり (略) 第1～第2 (略) 第3 河川等整備事業 (略)			
計画項目	主な事業内容	事業主体	計画項目	主な事業内容	事業主体	最新の数値に修正
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略) 令和5年度 57.2%	(略)		(略) 令和7年度 57.3%	(略)	最新の数値に修正
第4 (略) 第5 港湾整備事業 (略) また、 <u>近年の高波災害や気候変動を踏まえ、耐波性能の照査や既存施設の補強を推進するものとする。また、関係者で協働した気候変動対応策の計画的な実施を推進する。</u> (略)			第4 (略) 第5 港湾整備事業 (略) また、 <u>官民全ての関係者が協働して気候変動適応に取り組む「協働防護」により、護岸の嵩上げやコンテナの固縛等のハード・ソフト一体での高潮対策等を推進するとともに、防波堤等の耐波性能の照査や補強を推進する。</u> (略)			国の防災基本計画の修正を反映
第6～第8 (略) 第9 空港施設等管理事業 1 (略) 2 工作物の円滑な撤去 (1)～(2) (略) (3) 工作物撤去訓練 洪水時に工作物の撤去活動が迅速かつ的確に行われるためには、 <u>平常時</u> から訓練を実施し、洪水時に備えておくことが必要である。 (略)			第6～第8 (略) 第9 空港施設等管理事業 1 (略) 2 工作物の円滑な撤去 (1)～(2) (略) (3) 工作物撤去訓練 洪水時に工作物の撤去活動が迅速かつ的確に行われるためには、 <u>平時</u> から訓練を実施し、洪水時に備えておくことが必要である。 (略)			国の防災基本計画の修正を反映
第2節 災害危険地域の予防措置 (略) 第1 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 1 (略) 2 警戒避難体制の確立 土砂災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、 <u>平常時</u>			第2節 災害危険地域の予防措置 (略) 第1 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 1 (略) 2 警戒避難体制の確立 土砂災害は、突発的に発生することが多いので、緊急時における警戒、避難、救援等が円滑に実施できるよう、 <u>平時</u> か			国の防災基本計画の修正を反映

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
からその体制整備に努めることが重要である。 (1)～(2) (略) 第2～第5 (略) 第3節 ライフライン施設等の安全性強化 (略) 第1 ライフライン施設等の安全性強化 (略) 1 電力施設における災害予防対策 (略) (1) (略) (2)体制面の対策 ア～ウ (略) エ 広報サービス体制の整備 (ア)災害時に需要者が実施すべき安全措置及び<u>平常時</u>から需要者が心がけるべき安全対策のPRを適宜、継続実施する。 (イ) (略) 2 ガス施設における災害予防対策 (略) (1)都市ガス <u>平常時</u>よりガス施設の災害予防に充分留意し、各種図面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。 ア ガス事故防止 (ア)～(イ) (略) (ウ)需要家設備 ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が入り出する建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ当該建物の保安管理者とも<u>平常時</u>より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。 (略) イ～ウ (略) (2) (略)	らその体制整備に努めることが重要である。 (1)～(2) (略) 第2～第5 (略) 第3節 ライフライン施設等の安全性強化 (略) 第1 ライフライン施設等の安全性強化 (略) 1 電力施設における災害予防対策 (略) (1) (略) (2)体制面の対策 ア～ウ (略) エ 広報サービス体制の整備 (ア)災害時に需要者が実施すべき安全措置及び<u>平時</u>から需要者が心がけるべき安全対策のPRを適宜、継続実施する。 (イ) (略) 2 ガス施設における災害予防対策 (略) (1)都市ガス <u>平時</u>よりガス施設の災害予防に充分留意し、各種図面等の整備、更新はもちろん、新技術、新工法の開発、採用を積極的に推進し、施設の保全に万全を期す。 ア ガス事故防止 (ア)～(イ) (略) (ウ)需要家設備 ガスを使用する建物のうち、地下街、地下室でのガス設備を有する建物及び公共建物等や病院その他不特定多数の人々が入り出する建物の導管には、緊急遮断バルブの設置を促進し、かつ当該建物の保安管理者とも<u>平時</u>より密接な連携体制をとり、ガス事故防止に万全を期す。 (略) イ～ウ (略) (2) (略)	国の防災基本計画の修正を反映 国の防災基本計画の修正を反映 国の防災基本計画の修正を反映

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
3 上水道施設における災害予防対策 水道事業者は、<u>水道施設の防災性の強化に努めるとともに、適正な施設管理を行うものとする。</u> (新設) (新設)	3 上水道施設における災害予防対策 水道事業者は、<u>災害時における給水機能を可能な限り維持し、住民の生活用水を確保するためには、水道施設の被害を最小限にとどめることが大切である。</u> <u>このため、平時においても、災害対策上の各種図面を整備し、防災性向上に留意した改良、整備を推進し、地域情報ネットワークの整備にも努める。</u> <u>また、県及び市町村は、大規模災害を想定した上水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。</u> (1) 緊急時対策 ア 応急給水及び応急復旧の行動指針を作成する。 イ 応急給水を円滑に実施するため、日頃から自治会等と意見交換を行い、共同訓練等の実施に努める。 ウ 応急対策に活用しやすい水道管路図面を整備する。 エ 応急給水、応急復旧に必要な資機材を平素から整備増強しておくとともに、民間借上げ資機材については、十分事前に協議を行い文書による取り決めをしておく。 また、資機材が水道事業者間で共用できるよう、使用・規格の統一化に努める。(資料「5-5 応急給水用具等」、「5-10 給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」) オ 上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。さらに、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努める。	「地震・津波災害編」にあわせた修正 「地震・津波災害編」にあわせた修正
(1) 施設の防災性の強化 水道事業者は、<u>風水害による被害を未然に防止するため、通常行う定期点検・整備を確実に実施し、施設の不良箇所を補強する。</u> <u>また、電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。</u> (新設)	(2) 施設の防災性の強化 ア 通常行う定期点検・整備を確実に実施し、施設の不良箇所を補強する。 イ 電気設備の停電対策として、無停電電源装置、自家発電設備及び可搬型発電設備等の設置等の対策に努める。 ウ 配水池容量は 12 時間分の給水量を貯留できるように配水池の拡大に努める。	

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(2)応急給水用資機材の整備拡充 水道事業者は、応急給水に使用する給水車、給水タンク、 <u>消毒剤、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の整備</u> <u>拡充を図る。</u> また、生活用水確保の観点から、県及び市町村の施設の <u>消融雪用井戸等について、災害時に防災井戸として活用可</u> <u>能かを調査し、停電時でも取水できる手押しポンプの設置</u> <u>に努める。</u> さらに、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協 定事業者のさらなる確保に努める。 (3)支援体制等の確立 災害時には、<u>人力、装備、資機材等のすべてにわたり、</u> <u>被災水道事業体の現有力だけでは対処することが困難な</u> <u>場合も想定されるので、水道事業者は、平常時から支援体</u> <u>制及び受入体制を整備する。</u> また、県及び市町村は、大規模災害を想定した上水道の <u>迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。</u> (4)図面等の整備 水道事業者は、災害復旧活動等を迅速かつ円滑に行うた め、平常時から各種の図面、図書類を整備する。 (5) (略)	<u>エ 防災関係部局と連携して、緊急時用貯水槽、大口徑</u> <u>配水管を整備し、貯水機能を強化する。</u> <u>オ 災害時に飲料水を確保するため、基幹管路のループ</u> <u>化や二重化、隣接市町村（一部事務組合を含む。）の水</u> <u>道事業者間における相互連絡管の整備等、バックアッ</u> <u>プ機能の確保に努める。</u> (3) 予備水源の確保 水道の予備水源の整備に努めるとともに、休止水源につ いては、緊急時に使用できるよう定期的な維持管理に努め る。 (4) 情報連絡体制 災害時には、可能な限り早期に危機管理体制を確立す ることが求められる。このため、緊急時の通信手段の確 保が重要である。県及び水道事業者は、広域通信網及び 回線の二重化等によるバックアップシステムの整備を推 進するとともに、管路等の重要な施設の情報のデータベ ース化及びオンライン化に努める。 (5) (略)	
4 下水道施設における災害予防対策 <u>(新設)</u> (1)処理場・ポンプ場 <u>下水道管理者は、処理場・ポンプ場及び管路施設の強化・</u>	4 下水道施設における災害予防対策 <u>下水道管理者は、処理場・ポンプ場及び管路施設の強化・</u> <u>改善等を行うとともに、適正な施設管理を行うものとする。</u> <u>また、県及び市町村は、大規模災害を想定した下水道の迅</u> <u>速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。</u> (1)処理場・ポンプ場 <u>(削除)</u>	「地震・津 波災害編」 にあわせた 修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<u>改善等を行うとともに、適正な施設管理を行うものとする。</u> ア～ウ (略) (2) (略) (3)施設の点検等 ア <u>平常時</u>の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。 イ～ウ (略) (4)応急復旧のための体制整備 応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、<u>平常時</u>から諸体制を確立し整備する。 <u>(新設)</u> <u>また、県及び市町村は、大規模災害を想定した下水道の迅速な復旧に向け、協定事業者のさらなる確保に努める。</u> ア～オ (略) (5) (略) (新設) <u>5 通信施設における災害予防対策</u> <u>(略)</u>	ア～ウ (略) (2) (略) (3)施設の点検等 ア <u>平時</u>の点検は、「下水道維持管理指針」に準拠して実施し、施設の被害を最小限にとどめ、二次災害の防止を図るとともに、脆弱箇所の把握に努める。 イ～ウ (略) (4)応急復旧のための体制整備 応急対策を同時又は段階的に、実情に応じて円滑に遂行するため、<u>平時</u>から諸体制を確立し整備する。 <u>また、発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努める。</u> <u>(削除)</u> ア～オ (略) (5) (略) <u>5 生活用水の予備水源としての井戸、消融雪用井戸、防災井戸等の活用(県危機管理局、県生活環境文化部、市町村)</u> <u>(1)一般家庭用井戸、営業用井戸</u> <u>一般家庭用井戸、営業用井戸については、水道の使用量等により井戸の保有を調査し、取水可能量、生活用水としての活用の適否を平時から把握しておく。</u> <u>(2)消融雪用井戸等</u> <u>県及び市町村の管理する消融雪用井戸については、管理者と協議のうえ取水可能量、生活用水としての活用の適否を調査するとともに、取水のための可搬式発電設備、圧力タンク、非常時給水栓の設置のほか、停電時でも取水できる手押しポンプの設置に努める。</u> <u>また、入浴施設の利用やトイレの設置等について、協定事業者のさらなる確保に努める。</u> <u>6 通信施設における災害予防対策</u> <u>(略)</u>	国の防災基本計画の修正を反映 「地震・津波災害編」にあわせた修正 「地震・津波災害編」にあわせた修正

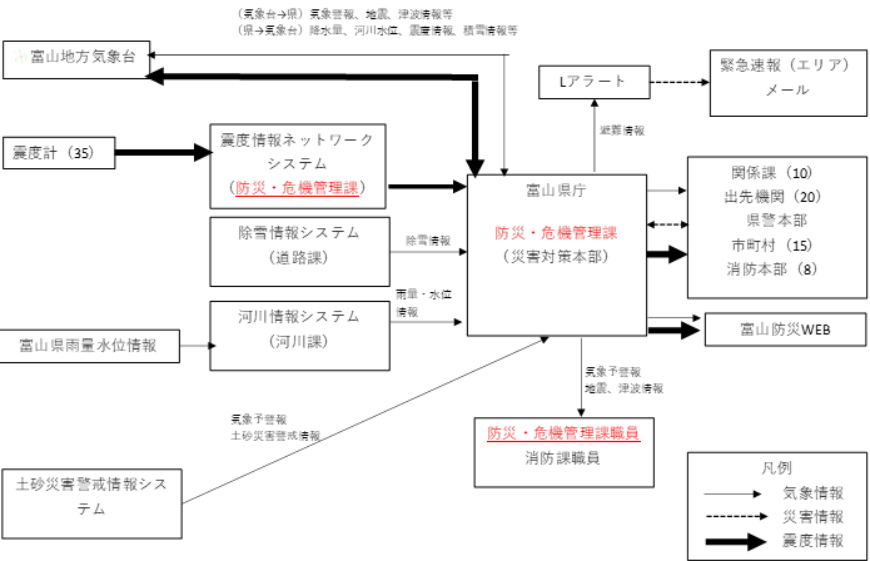
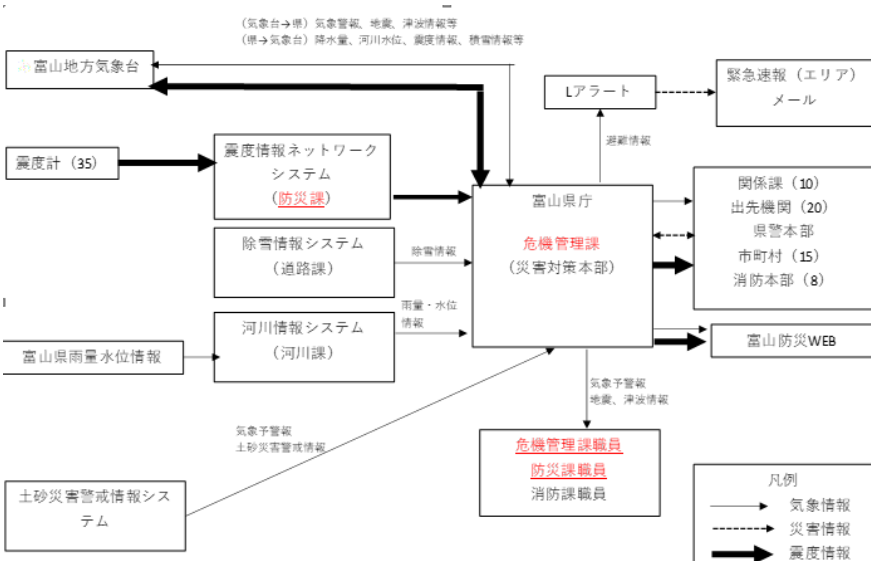
富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
第2 廃棄物処理施設の安全性強化 (略) 1 (略) 2 し尿、ごみ等の処理体制の整備(県生活環境文化部、<u>県厚生部</u>、市町村) (1)～(3) (略) 3 (略) 第4節 防災活動体制の整備 (略) 第1 防災拠点施設の整備 (略) また、<u>平常時</u>においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。(略) 1 富山県防災危機管理センター (略) (1)防災拠点施設の役割・機能 ア 災害時における役割・機能 (ア)～(イ) (略) (ウ)受援機能 ・緊急消防援助隊、<u>警察災害派遣部隊</u>、広域応援部隊、自衛隊等応援部隊等の集結・活動基地 (エ)～(カ) (略) イ <u>平常時</u>における役割・機能 (略) 2 富山県広域消防防災センター 県は、大規模かつ広域的な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また<u>平常時</u>においては防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災センター」を設置する。 (1)防災拠点施設の役割・機能 ア (略) イ <u>平常時</u>における役割・機能 (略) 3 富山県警察装備センター(県警察本部)	第2 廃棄物処理施設の安全性強化 (略) 1 (略) 2 し尿、ごみ等の処理体制の整備(県生活環境文化部、<u>県危機管理局</u>、市町村) (1)～(3) (略) 3 (略) 第4節 防災活動体制の整備 (略) 第1 防災拠点施設の整備 (略) また、<u>平時</u>においては、地域住民に対する防災に関する教育・訓練実施の場ともなる広域拠点施設の整備・充実に努める。(略) 1 富山県防災危機管理センター (略) (1)防災拠点施設の役割・機能 ア 災害時における役割・機能 (ア)～(イ) (略) (ウ)受援機能 ・緊急消防援助隊、<u>警察災害派遣隊</u>、広域応援部隊、自衛隊等応援部隊等の集結・活動基地 (エ)～(カ) (略) イ <u>平時</u>における役割・機能 (略) 2 富山県広域消防防災センター 県は、大規模かつ広域的な災害時においては、災害応急活動の支援拠点として、また<u>平時</u>においては防災に関する啓発、教育、訓練のセンターとしての機能を有する「富山県広域消防防災センター」を設置する。 (1)防災拠点施設の役割・機能 ア (略) イ <u>平時</u>における役割・機能 (略) 3 富山県警察装備センター(県警察本部)	令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正 国の防災基本計画の修正を反映 正式名称に修正 機動隊は平

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(略) また、同センターを災害時における<u>機動隊、警察災害派遣隊</u>の集結拠点とする。 4 (略) 5 市町村の防災拠点施設の整備 市町村は、大規模な災害時には、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また<u>平常時</u>においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。(略) (1) 地域防災拠点施設の役割 ア (略) イ <u>平常時</u> (略) (2) (略) 6～7 (略) 第2 気象観測施設等の整備等 (略) 1～2 (略) 3 災害防止のための情報 (1) 県 (略) ア～イ (略) ウ <u>特別警報・警報・注意報</u>等の防災気象情報 第3～第4 (略) 第5 通信連絡体制の整備 県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化、デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた<u>平常時</u>からの連携体制の構築等による防災対策を推進する。 (略) 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で<u>停電が発生</u>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該	(略) また、同センターを災害時における<u>県外からの警察災害派遣隊</u>の集結拠点とする。 4 (略) 5 市町村の防災拠点施設の整備 市町村は、大規模な災害時には、災害応急活動の拠点や住民の避難場所として、また<u>平時</u>においては、自主防災組織・災害救援ボランティア等の研修の拠点としての機能を有する地域防災拠点施設を整備する。(略) (1) 地域防災拠点施設の役割 ア (略) イ <u>平時</u> (略) (2) (略) 6～7 (略) 第2 気象観測施設等の整備等 (略) 1～2 (略) 3 災害防止のための情報 (1) 県 (略) ア～イ (略) ウ <u>特別警報・危険警報・警報・注意報</u>等の防災気象情報 第3～第4 (略) 第5 通信連絡体制の整備 県をはじめとした防災関係機関は、災害時の通信連絡手段を確保するため、情報通信施設の耐震性の強化、情報通信施設の非常用電源設備の整備など停電対策、情報通信施設の危険分散、衛星通信や公衆無線LAN等の無線を活用したバックアップ等通信路の多ルート化、デジタル化の推進に努めるとともに、定期的な訓練等を通じた<u>平時</u>からの連携体制の構築等による防災対策を推進する。 (略) 特に、災害時に孤立するおそれのある市町村で<u>地上回線が途絶</u>した場合に備え、衛星通信などにより、当該地域の住民と当該	時から拠点としていること、県外の警察災害派遣の集結拠点となることから修正 国の防災基本計画の修正を反映 新たな防災気象情報の運用に伴うもの 国の防災基本計画の修正を反映

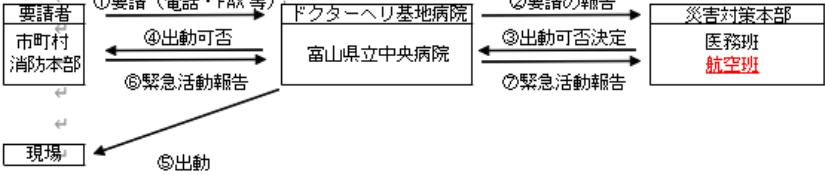
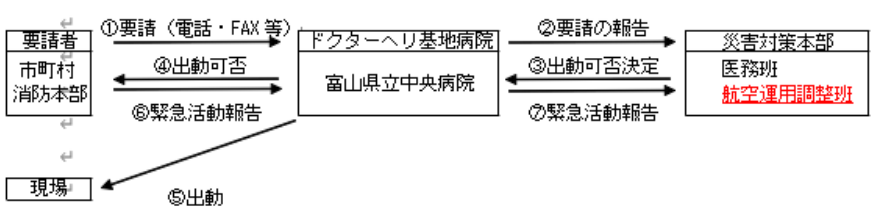
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備考
市町村との双方向の情報連絡体制を<u>確保するよう留意する。</u> （略） 1～2 （略） 3 通信連絡体制の整備充実 （1）（略） （2） 県総合防災情報システム （略） 富山県総合防災情報システム  （略） （3）～（5）（略） 4 通信訓練、研修会の実施等 災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。 第6～第8 （略） 第9 業務継続体制の確保	と当該市町村との双方向の情報連絡体制の<u>確保を推進するものとする。</u> （略） 1～2 （略） 3 通信連絡体制の整備充実 （1）（略） （2） 県総合防災情報システム （略） 富山県総合防災情報システム  （略） （3）～（5）（略） 4 通信訓練、研修会の実施等 災害時における通信の確保を図るため、平時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。 第6～第8 （略） 第9 業務継続体制の確保	令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正 国の防災基本計画の修正を反映 国の防災基

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(略) 市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、<u>平常時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。 <u>(新設)</u> (略) 第10 緊急輸送ネットワークの整備 (略) 1 (略) 2 緊急道路ネットワークの確保(県土木部) (1)～(2) (略) (3)第3次緊急輸送道路 上位路線を相互に補完する幹線道路 (略) <u>緊急輸送道路図(令和6年4月)</u> <u>(図)</u> 道路管理者は、<u>発災後</u>の道路の<u>障害物除去</u>(路面変状の補修やう回路の整備を含む)による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、<u>協議会</u>の設置等によって他の道路管理者および関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を<u>作成するものとする。</u>(略)<u>また、必要に応じて当該計画を見直すとともに、道路啓開に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案す</u>	(略) 市町村は、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、<u>平時</u>から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努めるものとする。 国及び県は、市町村に対し、避難指示等の発令基準の策定を支援するなど、市町村の防災体制確保に向けた支援を行うものとする。 <u>県及び市町村は、国(内閣府等)と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。</u> <u>市町村は、国のクラウド型被災者支援システム等の被災者支援業務を支援するシステムを活用するなど、当該業務の迅速化・効率化を積極的に検討するものとする。</u> (略) 第10 緊急輸送ネットワークの整備 (略) 1 (略) 2 緊急道路ネットワークの確保(県土木部) (1)～(2) (略) (3)第3次緊急輸送道路 上位路線を相互に補完する幹線道路 (略) <u>(削除)</u> 道路管理者は、<u>自然災害発生後</u>の道路の<u>障害物の除去</u>(路面変状の補修やう回路の整備を含む)による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、<u>道路法等に基づき、協議会</u>の設置等によって他の道路管理者および関係機関と連携して、あらかじめ道路啓開等の計画を<u>作成するとともに、定期的な見直しを行うものとする。</u>(略)<u>また、道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定の締結を推進するものとする。</u>(削除)	本計画の修正を反映 資料編へ移行 国の防災基本計画の修正及び誤記の修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
<u>るものとする。</u> 3～5 (略) 第11 航空防災体制の強化 (略) 1 航空防災活動のための環境整備 災害時において消防防災ヘリコプター「とやま」や<u>県警ヘリコプター</u>「つるぎ」、富山県ドクターヘリが、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センター、県警航空隊や富山県ドクターヘリ基地病院の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の確保・整備や広域即応体制の強化に努める。 (1)～(3) (略) 2 (略) 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制(県警察本部) (略) (1) (略) (2)大規模災害発生時における<u>警察航空機</u>の広域運用 大規模な災害が発生した場合は、各都道府県警察間の申し合わせにより、隣接・近接都道府県の<u>警察航空機</u>等が応援派遣される。 (3) (略) 4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制 (略) (1) 緊急運航要請 (略)  (2) (略) 第12 相互応援体制の整備	3～5 (略) 第11 航空防災体制の強化 (略) 1 航空防災活動のための環境整備 災害時において消防防災ヘリコプター「とやま」や<u>警察ヘリコプター</u>「つるぎ」、富山県ドクターヘリが、それぞれの役割を効果的に発揮していくため、防災航空センター、県警航空隊や富山県ドクターヘリ基地病院の防災体制の充実に努めるとともに、離着陸場の確保・整備や広域即応体制の強化に努める。 (1)～(3) (略) 2 (略) 3 警察ヘリコプター「つるぎ」の緊急運航体制(県警察本部) (略) (1) (略) (2)大規模災害発生時における<u>警察ヘリコプター</u>の広域運用 大規模な災害が発生した場合は、各都道府県警察間の申し合わせにより、隣接・近接都道府県の<u>警察ヘリコプター</u>等が応援派遣される。 (3) (略) 4 富山県ドクターヘリの緊急運航体制 (略) (1) 緊急運航要請 (略)  (2) (略) 第12 相互応援体制の整備	正式名称が「警察災害派遣隊」のため、修正 字句の修正 国の防災基

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
(略) また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山県災害時受援計画」について令和6年能登半島地震での課題を踏まえた見直しを行うとともに、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 <u>(新設)</u> (略) その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>(新設)</u> (略) 1 国の機関等との相互協力 (1) 自衛隊との連携(自衛隊、県危機管理局) 県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、<u>平常時</u>から連携体制の強化を図るものとする。 (略) 県は、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、<u>平常時</u>よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。 (2)～(3) (略) 2 地方公共団体間の相互応援(県危機管理局) 県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や<u>廃棄物処理等</u>の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。 (略) (1)～(3) (略) 3 防災関係機関との相互協力(県各部局、各防災関係機関) (1) 県と防災関係機関との相互協力 (略) 併せて、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設	(略) また、応援要請・受入が円滑に行えるよう、「富山県災害時受援計画」について令和6年能登半島地震での課題を踏まえた見直しを行うとともに、情報伝達方法、受入窓口、指揮系統を明確化するなど、体制の整備に努める。 <u>県は、市町村の受援計画の作成や実効性の確保に向けて、適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。</u> <u>(略)</u> その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。 <u>県及び市町村は、自ら派遣する応援職員が円滑に活動できるよう、資機材や装備品等の整備に努めるものとする。</u> (略) 1 国の機関等との相互協力 (1) 自衛隊との連携(自衛隊、県危機管理局) 県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図るとともに協力関係について定めておくなど、<u>平時</u>から連携体制の強化を図るものとする。 (略) 県は、いかなる状況において、どのような分野(救急、救助、応急医療、緊急輸送等)について、自衛隊への派遣要請を行うのか、<u>平時</u>よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておくものとする。 (2)～(3) (略) 2 地方公共団体間の相互応援(県危機管理局) 県及び市町村は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から人員・物資の支援や<u>災害廃棄物処理等</u>の協力が速やかに得られるように相互応援協定の締結に努めるものとする。 (略) (1)～(3) (略) 3 防災関係機関との相互協力(県各部局、各防災関係機関) (1) 県と防災関係機関との相互協力 (略) 併せて、各機関との定期的な意見交換や訓練の機会を設	本計画の修正 国の防災基本計画の修正 国の防災基本計画の修正 国の防災基本計画の修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
けるなど、<u>平常時</u>からの関係づくりに努める。 (新設) (資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」) 県では、現在、次のとおり協定を締結している。 <u>ア 日本赤十字社富山県支部と委託契約</u> 令和5年9月26日、日本赤十字社富山県支部と「災害救助法に基づく委託に関する協定」を締結し、避難所の設置、医療及び助産、死体の処理(洗浄、縫合等)等についての委託業務の範囲、費用の負担等について定めている。 <u>イ 日本放送協会、民間放送各社との協定</u> 災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる放送各社と締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。 (ア) 日本放送協会富山放送局(昭和39年4月14日締結) (イ) 北日本放送株式会社(昭和39年4月14日締結) (ウ) 富山テレビ放送株式会社(昭和50年2月28日締結) (エ) 富山エフエム放送株式会社(昭和60年3月27日締結) (オ) 株式会社チューリップテレビ(平成2年9月28日締結) <u>ウ ケーブルテレビ協議会との協定</u> 災害発生時の通信設備の優先利用等に関して、富山県ケーブルテレビ協議会と協定を締結し、放送を要請する場合の手続きについて取り決めている。(平成17年6月8日締結) <u>エ 電力会社等との協定等</u> 災害対策基本法第57条の規定に基づく「災害対策基本法に基づく通信設備の優先利用等に関する協定」について、次に掲げる地方公共機関等と締結し、地方公共機関に通信設備の利用を要請する場合の手続きについて取り決めている。 (ア) 富山県警察本部(昭和38年9月7日締結)	けるなど、<u>平時</u>からの関係づくりに努める。 <u>県は、市町村に対して協定を締結すべき相手方などについて適切に助言するよう努めるものとする。</u> (資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」) (削除) (削除)	本計画の修正 資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」にて、締結状況の記載あることから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
<u>(イ) 富山地方鉄道株式会社(昭和39年9月9日締結)</u> <u>(ウ) 北陸電力株式会社(昭和39年11月16日締結)</u> <u>(エ) 関西電力株式会社北陸支社(昭和39年11月18日締結)</u> <u>(オ) 西日本旅客鉄道株式会社(昭和62年4月1日締結)</u> <u>更に、県と北陸電力株式会社とは、平成23年8月17日に「災害時における伏木富山港(新湊地区)の施設利用に関する確認書」を締結し、地震、津波等の災害発生時に災害救援船舶が北陸電力株式会社が管理する港湾施設等を使用する際の確認事項について取り決めている。</u> <u>オ 富山県医薬品卸業協同組合との協定</u> <u>県と富山県医薬品卸業協同組合とは、平成9年12月17日に「災害時における医薬品等の供給等に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医薬品等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。</u> <u>カ (一社)プレハブ建築協会との協定</u> <u>県と(一社)プレハブ建築協会とは平成8年10月28日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、災害時における応急仮設住宅の建設に関して必要な手続きについて取り決めている。</u> <u>キ (一社)富山県警備業協会との協定</u> <u>県と(一社)富山県警備業協会とは、平成9年4月28日に「災害時における交通誘導業務等に関する協定」を締結し、富山県内で災害が発生した場合に県が交通誘導業務等の要請を行う手続き等を取り決めている。</u> <u>ク (公社)富山県医師会との協定</u> <u>県と(公社)富山県医師会とは、平成12年4月1日に「災害時の医療救護に関する協定」を締結し、県が本計画に基づき行う医療救護に対する(社)富山県医師会の協力について必要な事項を取り決めている。</u> <u>ケ (一社)富山県建設業協会等との協定</u> <u>県と(一社)富山県建設業協会とは、平成13年8月31日に「災害時における応急対策業務に関する基本協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の県が管理する公共土木施設の応急対策業務の実施について取</u>	(削除)	資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」にて、締結状況の記載あることから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
<u>り決めている。</u> <u>更に、県と(一社)富山県建設業協会、(一社)富山県電業協会、富山県管工事業協同組合連合会及び富山県空調衛生工事協同組合とは、平成19年3月29日に「県有施設の災害時における応急措置等業務に関する協定」を締結し、県が保有する建築物に係る応急措置等の業務の実施について取り決めている。</u> <u>コ 住宅金融支援機構との協定</u> <u>県と(独)住宅金融支援機構とは、平成17年3月15日に住宅金融公庫北陸支店と締結した「災害時における住宅の早期復興に向けた協力に係る基本協定」に基づき、平成27年10月30日に改めて協定を締結し、被災住宅の早期復興にむけての協力体制について取り決めている。</u> <u>サ (一社)日本自動車連盟中部本部富山支部との協定</u> <u>県と(一社)日本自動車連盟中部本部富山支部とは、平成17年6月3日に「災害時における通行妨害車両等の除去活動に関する協定」を締結し、災害が発生した場合に緊急通行車両の通行の妨げとなる放置車両等の除去について取り決めている。</u> <u>シ (一社)富山県トラック協会・富山県倉庫協会との協定</u> <u>県と(一社)富山県トラック協会及び富山県倉庫協会とは、平成17年6月8日に「災害発生時の物資の緊急・救援輸送、保管等に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の、避難所への物資の輸送、保管について取り決めている。</u> <u>ス 特定非営利活動法人全国災害救助犬協会との協定</u> <u>県とNPO法人全国災害救助犬協会とは、平成17年6月8日に「災害時における災害救助犬の出動に関する協定」を締結し、大規模災害発生時の行方不明者の捜索、救助のための災害救助犬の出動について取り決めている。</u> <u>セ (一社)富山県産業資源循環協会との協定</u> <u>県と(一社)富山県産業資源循環協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等について</u>	<u>(削除)</u>	資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」にて、締結状況の記載あることから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
<u>取り決めている。</u> <u>ソ (一社)富山県構造物解体協会との協定</u> <u>県と(一社)富山県構造物解体協会とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時における建築物等の解体撤去等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時における被災した建築物等の解体撤去等について取り決めている。</u> <u>タ 富山県環境保全協同組合との協定</u> <u>県と富山県環境保全協同組合とは、平成17年9月12日に「地震等による大規模な災害の発生時におけるし尿の収集運搬等に関する協定」を締結し、地震等の大規模災害発生時におけるし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬について取り決めている。</u> <u>チ 県内各放送事業者とのヘリテレに関する協定</u> <u>県と県内各放送事業者とは、平成17年12月26日に「富山県消防防災ヘリコプターからの映像提供に関する協定」を締結し、大規模災害発生時又は発生の恐れがある場合に、県の防災ヘリからの映像の各放送事業者への提供について取り決めている。</u> <u>ツ (一社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会、富山県地質調査業協会との協定</u> <u>県と(社)建設コンサルタンツ協会北陸支部、(一社)富山県測量設計業協会及び富山県地質調査業協会とは、平成19年4月12日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害等の災害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。</u> <u>テ (一社)斜面防災対策技術協会富山県支部、(一社)富山県緑化造園土木協会との協定</u> <u>県と(一社)斜面防災対策技術協会富山県支部及び(一社)富山県緑化造園土木協会とは、平成20年3月21日に「災害時における応急対策業務に関する協定」を締結し、地震、風水害が発生した場合の応急対策業務の実施について取り決めている。</u> <u>ト 中日本高速道路株式会社との協定</u>	<u>(削除)</u>	資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」にて、締結状況の記載あることから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
<u>県と中日本高速道路株式会社とは、平成 20 年 6 月 6 日に「富山県と中日本高速道路株式会社との包括的連携協定書」を締結し、更に、平成 20 年 7 月 4 日に「大規模災害発生時の応急復旧業務の実施に係る相互協力に関する協定」を締結し、大規模災害発生における応急復旧業務の実施にあたり、相互に協力する内容について取り決めている。</u> <u>ナ (公社)富山県宅地建物取引業協会との協定</u> <u>県と(公社)富山県宅地建物取引業協会とは、平成 20 年 8 月 8 日に締結した既存の協定を見直し、令和 4 年 3 月 18 日に、「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結した。本協定では、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。</u> <u>ニ (一社)日本フランチャイズチェーン協会加盟 10 社との協定</u> <u>県と(一社)日本フランチャイズチェーン協会に加盟する株式会社壺番屋、株式会社オートバックスセブン、株式会社サークルKサンクス、株式会社セブンーイレブン・ジャパン、株式会社デイリーヤマザキ、株式会社ファミリーマート、株式会社ポプラ、株式会社モスフードサービス、株式会社吉野家及び株式会社ローソンとは、平成 23 年 11 月 8 日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</u> <u>ヌ 富山県石油商業組合との協定</u> <u>県と富山県石油商業組合とは、平成 23 年 11 月 8 日に「災害時における徒歩帰宅者支援及び石油燃料の安定供給に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等及び災害応急・復旧対策活動に要する石油燃料の安定供給に必要な事項について取り決めている。</u> <u>ネ (株)北陸銀行との協定</u> <u>県と(株)北陸銀行とは、平成 24 年 2 月 1 日に「災害時</u>	<u>(削除)</u>	資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」にて、締結状況の記載あることから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
<u>の応援に関する協定書」を締結し、県内に被害を及ぼす地震その他の災害に関し、平常時における防災意識の普及啓発活動、災害発生時における応援活動及び災害復興応援活動について取り決めている。</u> <u>ノ (一財)北陸電気保安協会との協定</u> <u>県と(一財)北陸電気保安協会とは、平成 24 年 9 月 13 日に「災害時における応急対策活動に関する協定書」を締結し、災害時に県が保有する施設の電気設備に係る災害応急対策活動を実施することを取り決めている。</u> <u>ハ (株)ダスキンの協定</u> <u>県と(株)ダスキンとは、平成 24 年 10 月 1 日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</u> <u>ヒ 富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会との協定</u> <u>県と富山県葬祭業協同組合及び全日本葬祭業協同組合連合会とは、平成 24 年 12 月 4 日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。</u> <u>フ (一社)全日本冠婚葬祭互助協会との協定</u> <u>県と(一社)全日本冠婚葬祭互助協会とは、平成 24 年 12 月 20 日に「災害時における棺及び葬祭用品の供給等の協力に関する協定書」を締結し、災害が発生し市町村から棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。</u> <u>ヘ (公社)富山県柔道整復師会との協定</u> <u>県と(公社)富山県柔道整復師会とは、平成 25 年 2 月 5 日に「災害時の柔道整復師支援活動にかかる協定書」を締結し、災害時の応急活動に関する必要な事項について取り決めている。</u> <u>ホ 富山県行政書士会との協定</u> <u>県と富山県行政書士会とは、平成 25 年 2 月 5 日に「災</u>	<u>(削除)</u>	資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」にて、締結状況の記載あることから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
<u>害時における行政書士業務に関する協定書」を締結し、災害時の被災者支援のための行政書士業務について取り決めている。</u> <u>マ (一社)富山県ビルメンテナンス協会との協定</u> <u>県と(一社)富山県ビルメンテナンス協会とは、平成 25 年 2 月 19 日に「大規模災害時における公共建築物の清掃、消毒等に関する協定書」を締結し、災害が発生した場合の公共建築物の清掃、消毒等の協力を要請するにあたって必要な事項を取り決めている。</u> <u>ミ (一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部との協定</u> <u>県と(一社)日本産業・医療ガス協会北陸地域本部とは、平成 25 年 3 月 1 日に「災害時における医療用ガスの供給に関する協定書」を締結し、災害時の医療救護活動に必要な医療用ガス等の供給について必要な事項を取り決めている。</u> <u>ム (公社)富山県薬剤師会との協定</u> <u>県と(公社)富山県薬剤師会とは、平成 25 年 3 月 7 日に「災害時における医療救護活動に関する協定書」を締結し、大規模災害発生時における医療救護活動に対する協力について取り決めている。</u> <u>メ (株)サガミチェーンとの協定</u> <u>県と(株)サガミチェーンとは、平成 25 年 11 月 29 日に「災害時における帰宅困難者支援に関する協定書」を締結し、災害時の徒歩帰宅支援ステーションの設置等徒歩帰宅者の支援内容等について取り決めている。</u> <u>モ 石油連盟との覚書</u> <u>県と石油連盟とは、平成 26 年 4 月 11 日に「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」を締結し、大規模災害発生時における臨時的、緊急的な燃料共有を円滑に実施するため、重要施設の情報共有について取り決めている。</u> <u>ヤ (公社)富山県看護協会との協定</u> <u>県と(公社)富山県看護協会とは、平成 26 年 12 月 25 日に「災害時の医療救護に関する協定書」を締結し、大規模</u>	(削除)	資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」にて、締結状況の記載あることから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
<u>災害発生時における医療救護活動に対する協力について</u> <u>取り決めている。</u> <u>ユ (一社)富山県歯科医師会との協定</u> <u>県と(一社)富山県歯科医師会とは、平成26年12月25</u> <u>日に「災害時の歯科医療救護に関する協定書」を締結し、</u> <u>大規模災害発生時における歯科医療救護活動に対する協</u> <u>力について取り決めている。</u> <u>ヨ (公社)富山県獣医師会との協定</u> <u>県と(公社)富山県獣医師会とは、平成26年12月25日</u> <u>に「大規模災害時における動物救護活動に関する協定」</u> <u>を締結し、大規模災害発生時における動物救護に関する</u> <u>活動への協力について取り決めている。</u> <u>ラ 富山県生活衛生同業組合連合会との協定</u> <u>県と富山県生活衛生同業組合連合会とは、平成26年12</u> <u>月25日に、「生活衛生関係営業に係る災害時支援協定書」</u> <u>を締結し、災害が発生し県から被災者の支援について協</u> <u>力要請があった場合に必要な事項を取り決めている。</u> <u>リ (公社)地盤工学会北陸支部との協定</u> <u>県と(公社)地盤工学会北陸支部とは、平成28年7月7</u> <u>日に「災害時における調査及び防災の連携・協力に関す</u> <u>る協定書」を締結し、地盤災害発生時における調査及び</u> <u>防災の連携・協力について取り決めている。</u> <u>ル (一社)全国木造建設事業協会との協定</u> <u>県と(一社)全国木造建設事業協会とは、平成27年9月</u> <u>16日に「災害時における応急仮設木造住宅の建設等に関</u> <u>する協定書」を締結し、大規模災害発生時における応急</u> <u>仮設住宅の建設等に関する協力について取り決めてい</u> <u>る。</u> <u>レ (公社)富山県浄化槽協会との協定</u> <u>県と(公社)富山県浄化槽協会とは、平成27年11月26</u> <u>日に「災害発生時における浄化槽の点検・復旧等に関す</u> <u>る協定書」を締結し、大規模災害発生時における浄化槽</u> <u>の緊急点検、応急復旧等に関する協力について取り決め</u> <u>ている。</u> <u>ロ ヤフー株式会社との協定</u>	(削除)	資料「12－ 3 富山県 の災害時応 援協定締結 状況」にて、 締結状況の 記載あるこ とから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
<u>県とヤフー株式会社とは、平成 29 年 4 月 28 日に「災害に係る情報発信等に関する協定」を締結し、災害に係る情報の迅速な提供等に関する協力について取り決めている。</u> <u>ワ NTTタウンページ株式会社との協定</u> <u>県とNTTタウンページ株式会社とは、平成 30 年 3 月 23 日に「防災啓発情報の発信に関する協定」を締結し、防災啓発情報の発信に関する協力について取り決めている。</u> <u>ヲ (公社)日本下水道管路管理業協会との協定</u> <u>県と(公社)日本下水道管路管理業協会とは、平成 30 年 5 月 1 日に「災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定」を締結し、災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧に関する協力について取り決めている。</u> <u>ン (公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会との協定</u> <u>県と(公社)全国賃貸住宅経営者協会連合会とは、平成 30 年 9 月 3 日に「災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定」を締結し、災害時における被災者の応急的な住宅として利用する民間賃貸住宅の提供に関する協力について取り決めている。</u> <u>あ サクラパックス株式会社との協定</u> <u>県とサクラパックス株式会社とは、平成 31 年 3 月 15 日に「災害時における緊急用資材の供給に関する協定」を締結し、災害時の避難所等の生活支援として必要な段ボール製品等の緊急用資材の迅速な供給に関する協力について取り決めている。</u> <u>い 中日本段ボール工業組合との協定</u> <u>県と中日本段ボール工業組合とは平成 31 年 3 月 25 日に「災害時における応急生活物資の調達に関する協定」を締結し、災害時に避難所の設営等に必要な段ボール製品の調達・運搬に関する協力について取り決めている。</u> <u>う 富山県レンタカー協会との協定</u> <u>県と富山県レンタカー協会とは平成 31 年 4 月 11 日に「災害時の自動車の貸渡しに関する協定」を締結し、災</u>	(削除)	資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」にて、締結状況の記載あることから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<u>害時における警察活動に必要な自動車を確保するための優先的な車両提供について、必要な事項を取り決めている。</u> <u>え 富山県医療機器協会との協定</u> <u>県と富山県医療機器協会とは、令和2年2月20日に「災害時における医療機器等の供給に関する協定」を締結し、災害時における医療救護活動に必要な医療機器等の供給等に関し必要な手続きを取り決めている。</u> <u>お (一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会との協定</u> <u>県と(一社)富山県建築士事務所協会、(公社)富山県建築士会及び(公社)日本建築家協会北陸支部富山地域会とは、令和2年4月22日に「地震災害時における被災建築物応急危険度判定等の協力に関する協定書」を締結し、大規模地震発生時における民間の被災建築物応急危険度判定士の参加要請等に関する協力について取り決めている。</u> <u>か 北陸電力(株)及び北陸電力送配電(株)との協定</u> <u>県と北陸電力(株)及び北陸電力送配電(株)は、令和3年6月30日に「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、電源車の要請と協力、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。</u> <u>き 富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会との三者協定</u> <u>県と富山県社会福祉協議会、日本青年会議所富山ブロック協議会は令和3年7月12日に「災害時における協力に関する協定」を締結し、災害時におけるボランティアの受け入れ体制について取り決めている。</u> <u>く 独立行政法人国立高等専門学校機構との協定</u> <u>県と独立行政法人国立高等専門学校機構とは、令和3年11月17日に「災害時における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協定」を締結し、富山県内で発生</u>	<u>(削除)</u>	資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」にて、締結状況の記載あることから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<u>した大規模自然災害時等における被災者救援の支援のための船舶運航に関する協力について取り決めている。</u> <u>け 株式会社北陸マツダとの協定</u> <u>県と株式会社北陸マツダとは、令和3年12月3日に「災害時における環境性能車両の提供に関する協定」を締結し、災害時等における車両の貸与に関する協力について取り決めている。</u> <u>こ (一社)日本ムービングハウス協会との協定</u> <u>県と(一社)ムービングハウス協会は、令和4年3月18日に「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」を締結し、大規模災害発生時における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。</u> <u>さ (公社)全日本不動産協会富山県本部との協定</u> <u>県と(公社)全日本不動産協会富山県本部とは、令和4年3月18日に「災害時における民間賃貸住宅の提供等に関する協定」を締結し、災害時等における民間賃貸住宅・応急借上げ住宅の円滑な提供に関する協力について取り決めている。</u> <u>し 西日本電信電話株式会社との協定</u> <u>県と西日本電信電話株式会社は、令和4年6月30日に「大規模災害時における相互連携に関する協定」、「大規模災害時における相互連携に関する確認書」及び「大規模災害時における道路啓開等に関する確認書」を締結し、大規模災害時におけるリエゾン派遣、暫定通信確保のための機器配置先連携、及び道路啓開の要請と協力等に関する協力について取り決めている。</u> <u>す 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定</u> <u>県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令和5年3月1日に「災害時における救援物資提供に関する協定書」を締結し、災害等の非常時における物資の提供に関する協力について取り決めている。</u> <u>せ 株式会社ダイワテックとの協定</u> <u>県と株式会社ダイワテックは、令和5年3月28日に「災害時における資機材のレンタルに関する協定書」を</u>	(削除)	資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」にて、締結状況の記載あることから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
<u>締結し、災害時に必要な資機材の調達に関する協力について取り決めている。</u> <u>そ 公益社団法人富山県バス協会との協定</u> <u>県と公益社団法人富山県バス協会は、令和5年4月24日に「災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協定書」を締結し、災害時等におけるバスによる緊急・救援輸送に関する協力について取り決めている。</u> <u>た 一般社団法人日本カーシェアリング協会との協定</u> <u>県と一般社団法人日本カーシェアリング協会は、令和5年6月30日に「災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協定書」を締結し、災害時における被災者等の移動手段の確保に関する協力について取り決めている。</u> <u>ち 一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークとの協定</u> <u>県と一般社団法人 AZ-COM 丸和・支援ネットワークは、令和5年7月31日に「災害時における物資の輸送・荷役等に関する協定書」を締結し、災害時における物資の輸送・荷役等に関する協力について取り決めている。</u> <u>つ 北陸コカ・コーラボトリング株式会社との協定</u> <u>県と北陸コカ・コーラボトリング株式会社は、令和5年11月20日に「災害救助物資の供給等に関する協定書」を締結し、災害の救助に必要な物資の供給に関する協力について取り決めている。</u> <u>て 済生会富山病院との協定</u> <u>県と済生会富山病院は、令和6年3月28日に「富山県DMATの派遣に関する協定書」を締結し、災害時や感染症等の発生・まん延時において、被災現場等へ出動し迅速な救命措置等を行うことについて取り決めている。</u> <u>と 一般社団法人富山県鍼灸マッサージ師会との協定</u> <u>県と一般社団法人富山県鍼灸マッサージ師会は、令和6年4月22日に「災害時の避難所等における支援活動に関する協定書」を締結し、避難所等における鍼・灸・あん摩マッサージ指圧の施術及び療養上の相談等に関する協力について取り決めている。</u>	(削除)	資料「12－3 富山県の災害時応援協定締結状況」にて、締結状況の記載あることから削除

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<u>な 富山県ドローン物資運搬協会との協定</u> <u>県と富山県ドローン物資運搬協会は、令和6年12月9日に「災害時におけるドローンを活用した物資運搬等に関する協定書」を締結し、災害時において、孤立集落等への物資供給についてドローンを活用した物資運搬等の協力について取り決めている。</u> <u>(資料「12-3 富山県の災害時応援協定締結状況」)</u> (2) (略) 4 公共的団体等の協力(市町村) 市町村は、区域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、<u>平常時</u>から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。 (略) 5 (略) <u>(新設)</u> 第13 災害復旧・復興への備え 1 (略) 2 災害廃棄物の発生への対応 (略) また、市町村や廃棄物処理事業者による災害廃棄物処理計画・業務マニュアル等の作成・ハンドブック化に向けた支援や応援協定の見直し支援を行うとともに、関係者との意見交換や訓練などを定期的実施し、顔の見える関係づくりに努める。 <u>(新設)</u> (略) 3～4 (略) 5 男女共同企画の視点	(2) (略) 4 公共的団体等の協力(市町村) 市町村は、区域内における公共的団体及び自主防災組織に対し、<u>平時</u>から次に掲げる協力が得られるよう努めるものとする。 (略) 5 (略) 6 <u>復興事前準備の実施</u> <u>県及び市町村は、被災後に早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、事前復興まちづくり計画策定等の復興事前準備に努めるものとするとし、国(国土交通省)は、これを推進するものとする。</u> 第13 災害復旧・復興への備え 1 (略) 2 災害廃棄物の発生への対応 (略) また、市町村や廃棄物処理事業者による災害廃棄物処理計画・業務マニュアル等の作成・ハンドブック化に向けた支援や応援協定の見直し支援を行うとともに、関係者との意見交換や訓練などを定期的実施し、顔の見える関係づくりに努める。 <u>県及び市町村は、定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、災害廃棄物処理計画の見直しを行い、計画の実効性の向上に努めるものとする。</u> (略) 3～4 (略) 5 男女共同企画の視点	国の防災基本計画の修正 国の防災基本計画の修正 国の防災基本計画の修正を反映

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(略) また、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 第5節 救援・救護体制の整備 第1～第2 (略) 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保(略) 県及び市町村は、平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 (略) 1 緊急避難場所・避難所・避難道路の確保(県危機管理局、県土木部、県警察本部、市町村、防災関係機関) (1)指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置(略) そして、平常時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (略) 県及び市町村は、感染症対策のため、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	(略) また、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画センターが地域における防災活動の推進拠点となるよう、平時及び災害時における男女共同参画担当部局及び男女共同参画センターの役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局が連携し明確化しておくよう努めるものとする。 第5節 救援・救護体制の整備 第1～第2 (略) 第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保(略) 県及び市町村は、平時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント(一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組)などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。 (略) 1 緊急避難場所・避難所・避難路の確保(県危機管理局、県土木部、県警察本部、市町村、防災関係機関) (1)指定緊急避難場所及び指定避難所の確保 ア 指定緊急避難場所及び指定避難所の設置(略) そして、平時から、指定避難所の場所、収容人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図るものとする。また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。 (略) 県及び市町村は、感染症対策のため、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努めるものとする。	国の防災基本計画の修正 文言の統一

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(略) また、災害時に災害対策本部等で使用する予定のある施設や災害拠点病院等の防災上重要な施設では、避難者の受け入れが困難であることを<u>平常時</u>から周知するとともに、誤って施設を訪れた避難者への対応を事前に定めておくものとする。 (略) イ <u>指定避難所</u>における施設、設備の整備 (略) (ア) <u>指定避難所</u>又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>水、食料、非常用電源、常備薬、マスク、消毒薬、生理用品、ベッド、パーティション、テント、炊出し用具、毛布、暖房用具等避難生活に最低限必要な物資、資機材を確保する</u>ほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、L P ガス設備等の整備に努めるとともに、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。<u>なお、備蓄物資の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮し、</u>便利で使いやすい備蓄品を導入するなど、令和6年能登半島地震における課題や県民アンケートの結果を踏まえ品目・数量を検討する。 (略) さらに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。	(略) また、災害時に災害対策本部等で使用する予定のある施設や災害拠点病院等の防災上重要な施設では、避難者の受け入れが困難であることを<u>平時</u>から周知するとともに、誤って施設を訪れた避難者への対応を事前に定めておくものとする。 (略) イ <u>指定避難所等</u>における施設、設備の整備 (略) (ア) <u>市町村は、避難所</u>又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、<u>快適なトイレ環境確保のための携帯トイレ、簡易トイレ、食料、飲料水、適温の食事のための炊き出し用具やキッチン資機材、安眠確保のための段ボールベッド・エアベッド等の簡易ベッド、毛布、プライバシー確保のためのパーティション、衛生促進のための入浴設備、洗濯設備、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、トイレットペーパー、生理用品のほか、マスクや消毒液等の感染症対策に必要な物資等の避難生活に必要な物資を備蓄するものとし、これらの物資の備蓄状況については、年に1回、広く住民に公表する</u>ほか、飲料水兼用耐震性貯水槽や備蓄倉庫、L P ガス設備等の整備に努めるとともに、ベッド、パーティション、テント等を避難所開設当初から円滑に設置できる体制の整備に努めるものとする。<u>この際、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定し得る最大規模の災害における想定避難者数と、それに対して必要となる備蓄量(最低3日間、推奨1週間)を推計し、推計した必要備蓄量の確保を目指すよう努めるものとする。なお、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、こどもにも配慮し、</u>便利で使いやすい備蓄品を導入するなど、令和6年能登半島地震における課題や県民アンケートの結果を踏まえ品目・数量を検討する。 (略) さらに、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。	

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<u>(新設)</u> (略) (イ) (略) ウ <u>指定避難所</u>における運営体制の整備 (ア)～(イ) (略) (ウ)県及び市町村は、<u>在宅避難者等が発生する場合や、</u> 避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる 場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避 難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のた めの拠点を設置すること等、在宅避難者等の支援方策 を検討するものとする。 (エ) (略) (2) <u>避難道路</u>の確保 指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域 や火災による延焼の危険性が著しく高い地域について は、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、<u>避難道路</u> をあらかじめ確保しておくものとする。 ア <u>避難道路</u>の選定 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村 は、市街地の状況に応じて次の基準により<u>避難道路</u>を選 定するものとする。 (ア) <u>避難道路</u>は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく 道路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がない こと。 (イ)～(カ) (略)	<u>県は、避難生活に必要な物資について、大規模な災害 が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のよう には実施できないという認識に立って、市町村が推計した 想定し得る最大規模の災害における想定避難者数に対し て必要となる備蓄量(最低3日間、推奨1週間)と市町村 により備蓄される量とを勘案し不足が懸念される物資 や、市町村の区域を越えた利用が想定される物資を備蓄 するよう努めるものとし、その備蓄状況については、年 に1回、広く住民に公表するものとする。</u> (略) ウ <u>指定避難所等</u>における運営体制の整備 (ア)～(イ) (略) (ウ)県及び市町村は、<u>指定避難所だけでなく、協定・届 出避難所として位置付けられた避難所についても、あ らかじめ情報を把握するとともに、在宅避難者等が発 生する場合や、</u>避難所のみで避難者等を受け入れるこ とが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実 情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避 難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避 難者等の支援方策を検討するものとする。 (エ) (略) (2) <u>避難路</u>の確保 指定緊急避難場所及び指定避難所への距離が長い地域 や火災による延焼の危険性が著しく高い地域について は、避難者が安全かつ円滑に避難できるよう、<u>避難路</u>を あらかじめ確保しておくものとする。 ア <u>避難路</u>の選定 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定した市町村 は、市街地の状況に応じて次の基準により<u>避難路</u>を選定 するものとする。 (ア) <u>避難路</u>は概ね8～10mの幅員を有し、なるべく道 路付近に延焼の危険性のある建物、危険物施設がない こと。 (イ)～(カ) (略)	国の防災基 本計画の修 正 文言の統一

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
イ (略) (3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保 市町村長が行う避難指示の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに<u>避難道路</u>を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。 <u>(4) 積雪期における避難場所等の確保</u> 県及び市町村は、除雪機械の設置、消融雪施設の整備等によって除雪を促進するとともに、防雪施設の整備を行うことにより、指定緊急避難場所及び指定避難所並びに及び避難道路の確保を図る。 また、指定緊急避難場所及び指定避難所に小型除雪機械やテントを整備するとともに、施設の耐雪構造化に努める。 <u>(5)</u> (略) 2 市町村等の避難計画(県、市町村、各関係機関) (略) (1) 避難に関する広報 (略) ア (略) イ 避難のための知識の普及 (略) (ア) <u>平常時</u>における避難のための知識 (イ)～(ウ) (略) (2) 市町村の避難計画 (略) ア 避難指示等を行う客観的数値に基づく具体的な基準(降雨量、河川の水位等)及び伝達方法 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を<u>設定するものとする。(略)</u>	イ (略) (3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保 市町村長が行う避難指示の対象には、帰宅できない一時的滞在者も含まれることから、多数の人が集まる繁華街、観光地においては、これらの者も避難人口に含んだ安全な指定緊急避難場所及び指定避難所並びに<u>避難路</u>を確保するとともに、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。 <u>(削除)</u> <u>(4)</u> (略) 2 市町村等の避難計画(県、市町村、各関係機関) (略) (1) 避難に関する広報 (略) ア (略) イ 避難のための知識の普及 (略) (ア) <u>平時</u>における避難のための知識 (イ)～(ウ) (略) (2) 市町村の避難計画 (略) ア 避難指示等を行う客観的数値に基づく具体的な基準(降雨量、河川の水位等)及び伝達方法 市町村は、土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を<u>設定するものとする(土砂災害警戒情報は土</u>	規程整備 (雪害編へ移行) 国の防災基本計画の修正 防災気象情報の体系変更に伴うも

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
また、高潮災害に対する住民の警戒避難体制としては、<u>高潮警報等</u>が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、<u>高潮警報等</u>の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。 イ～キ (略) (3)～(4) (略) 3 物資等の確保(県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部) (略) なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>物資調達・輸送調整等支援システム</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>(新設)</u> (略) (1)飲料水の確保 (略) ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。 (ア)～(ウ) (略)	<u>砂崩れに関する警報と一体として、レベル4土砂災害危険警報という情報名称を用いて通知等を行う。)</u>。(略) また、高潮災害に対する住民の警戒避難体制としては、<u>レベル4高潮危険警報等</u>が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定するものとする。また、潮位に応じた想定浸水範囲を事前に確認し、想定最大までの高潮高と避難対象地域の範囲を段階的に定めておくなど、<u>レベル4高潮危険警報等</u>の予想最高潮位に応じて想定される浸水区域に避難指示等を発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じ見直すよう努めるものとする。 イ～キ (略) (3)～(4) (略) 3 物資等の確保(県危機管理局、県厚生部、県農林水産部、市町村、日本赤十字社富山県支部) (略) なお、県及び市町村は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に<u>新物資システム(B-P L o)</u>を用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。 <u>県及び市町村は、新物資システム(B-P L o)を活用し、施設(備蓄倉庫・物資拠点・避難所)ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新するなど、最新の状況を把握するものとする。</u> (略) (1)飲料水の確保 (略) ア 県は、次の事項について市町村等を指導するものとする。 (ア)～(ウ) (略)	の。 国の防災基本計画の修正 記載位置移動

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(エ)給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置 <u>(新設)</u> (オ)水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立 <u>(資料「5-5 応急給水用具等」、「5-10 県内の給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」)</u> (2) (略) (3)生活必需品の確保 (略) ア (略) イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達 (ア) (略) (イ) (略) ※LPガスの小型の貯槽(バルク貯槽)と、燃焼機器(コンロ、発電機等)及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。 <u>平常時</u>のLPガスの供給設備としても使用できる。 (4)～(5) (略) 4～5 (略) 第4 <u>災害救援ボランティア活動の体制強化</u> (略) 一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター(以下「総合支援センター」という。)、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において、防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>活動環境の整備を図るものとする。</u> <u>(新設)</u>	(エ)給水タンク、トラック、ろ水機等応急給水資機材の整備及び耐震性貯水槽の設置 <u>(資料「5-5 応急給水用具等」、「5-10 給水車両等保有状況及び災害時利用可能水量等の状況」)</u> (オ)水道施設の早期復旧を図るための工事業者との協力体制の確立 <u>(削除)</u> (2) (略) (3)生活必需品の確保 (略) ア (略) イ 炊飯器等炊事道具、燃料、食器の調達 (ア) (略) (イ) (略) ※LPガスの小型の貯槽(バルク貯槽)と、燃焼機器(コンロ、発電機等)及びこれらを接続するためのワンタッチカップリング機器がセットになったもの。 <u>平時</u>のLPガスの供給設備としても使用できる。 (4)～(5) (略) 4～5 (略) 第4 <u>災害救援ボランティア活動の環境整備・連携体制の強化</u> (略) 一方、効果的な活動を展開するためには、ボランティアと被災者をつなぐ連絡調整機能やボランティア同士の連携が不可欠であり、このため、県及び市町村は、富山県民ボランティア総合支援センター(以下「総合支援センター」という。)、富山県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会、日本赤十字社富山県支部及びNPO等との連携を図るとともに、災害中間支援組織(NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織)を含めた連携体制の構築を図り、災害時において、防災ボランティア活動が円滑に行われるよう、<u>県及び市町村は、登録被災者援護協力団体との平時からの連携強化に努め、活動環境の整備を図るものとする。</u> <u>国、県及び市町村は、広報活動、啓発活動等を通じて、ボラ</u>	他の資料とあわせて「県内の」を削除 国の防災基本計画の修正 国の防災基本計画の修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(略) 国及び市町村(県)は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平常時</u>の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 1～3 (略) 4 ボランティアの受入体制の整備(県生活環境文化部、市町村) (1)～(2) (略) (3)災害救援ボランティアコーディネーター等の養成 県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーター等の養成<u>を促進するとともに、名簿登載に努めるものとする。</u> (4)～(7) (略) 第5 孤立集落の予防 (略) 1～4 (略) 5 事前措置 (1)～(3) (略) (4)救急、救助実施計画 ア (略) イ ヘリコプターによる救助体制の整備	<u>ンティアによる防災活動に関する事業者及び国民の関心と理解を深めるとともに、休暇の取得の促進その他のボランティアによる防災活動への県民の参加を促進するため必要な措置を講ずるものとする。</u> <u>国、県及び市町村は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保に努めるものとする。</u> (略) 国及び市町村(県)は、防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、<u>平時</u>の登録、研修や訓練の制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。 1～3 (略) 4 ボランティアの受入体制の整備(県生活環境文化部、市町村) (1)～(2) (略) (3)災害救援ボランティアコーディネーター等の養成 県及び市町村は、ボランティア関係機関・団体等と相互に連携し、ボランティアとして支援したい人と支援を求める人とをつなぐ災害救援ボランティアコーディネーター等の養成<u>の促進に努めるものとする。</u> (4)～(7) (略) 第5 孤立集落の予防 (略) 1～4 (略) 5 事前措置 (1)～(3) (略) (4)救急、救助実施計画 ア (略) イ ヘリコプターによる救助体制の整備	災害ボランティアコーディネーター等の名簿登録が廃止されたため 正式名称が「警察通信施設」であるため、変更

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや<u>県警ヘリコプター</u>、富山県ドクターヘリの活用が、有効である。 (略) 第8節 防災行動力の向上 (略) 第1 防災意識の高揚 (略) 1 (略) 2 児童生徒等に対する防災教育 (略) (1)防災広報の充実 県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び<u>平常時</u>の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットの活用について県内の小、中、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に周知を図る。 (2) (略) 3～5 (略) 6 災害教訓の伝承 (略) 県は、災害時における記録や教訓を四季防災館や防災危機管理センターにおけるパネル展示等により伝承していくとともに、県や関係機関の災害対応業務に関する資料、記録、検証報告書等を収集し、今後の災害対応業務に活用するため、庁内関係部局や市町村と共有するよう努めるものとする。 <u>(新設)</u> 第2 自主防災組織の強化 (略) 1 地域における自主防災組織の充実(県危機管理局、市町村) (1)自主防災組織の結成	孤立集落への救急、救助活動には、消防防災ヘリコプターや<u>警察ヘリコプター</u>、富山県ドクターヘリの活用が、有効である。 (略) 第8節 防災行動力の向上 (略) 第1 防災意識の高揚 (略) 1 (略) 2 児童生徒等に対する防災教育 (略) (1)防災広報の充実 県教育委員会は、児童生徒を対象に自らの身を守るため災害発生時及び<u>平時</u>の心得を盛り込んだ児童生徒の発達段階に応じたPRパンフレットの活用について県内の小、中、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校に周知を図る。 (2) (略) 3～5 (略) 6 災害教訓の伝承 (略) 県は、災害時における記録や教訓を四季防災館や防災危機管理センターにおけるパネル展示等により伝承していくとともに、県や関係機関の災害対応業務に関する資料、記録、検証報告書等を収集し、今後の災害対応業務に活用するため、庁内関係部局や市町村と共有するよう努めるものとする。 <u>住民は、語り部活動や家庭・地域内での語り継ぎ、防災教育、慰霊祭等の開催、伝承碑の保存その他の方法により、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。</u> 第2 自主防災組織の強化 (略) 1 地域における自主防災組織の充実(県危機管理局、市町村) (1)自主防災組織の結成	国の防災基本計画の修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

[illegible]

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
<u>（新設）</u> 第4 要配慮者の安全確保 （略） 1 要配慮者対策 （1）避難行動要支援者※1の支援 ア 避難支援体制の整備 （略） 県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう、要支援者の避難に関する好事例の共有や市町村の抱える課題対応への支援を行う。 <u>（新設）</u> （略） イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平常時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 （略） <u>そして、</u>市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用には支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に<u>努めるものとする。この場合、例</u>	<u>7 防災関連システムの利活用促進や操作習熟</u> <u>国（内閣府等）、県及び市町村は、各種防災関連システムの利活用の促進や操作習熟を図るため、研修や訓練の実施に努めるものとする。</u> 第4 要配慮者の安全確保 （略） 1 要配慮者対策 （1）避難行動要支援者※1の支援 ア 避難支援体制の整備 （略） 県においては、市町村の避難行動要支援者の避難支援体制の整備が進むよう、要支援者の避難に関する好事例の共有や市町村の抱える課題対応への支援を行う。 <u>市町村（県）は、個別避難計画の作成を促進するため、避難行動要支援者や避難支援等に携わる関係者に対し、制度の周知・啓発等に努めるものとする。</u> （略） イ 避難行動要支援者名簿の作成 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、<u>平時</u>より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 （略） <u>この場合、例えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。そして、</u>市町村は、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計	国の防災基本計画の修正 国の防災基本計画の修正 国の防災基本計画の修正 位置の移動（国の防災基本計画にあわせる）

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<u>えば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意するものとする。</u> (略) <u>市町村は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討するものとする。</u> (略) 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平常時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (略) ウ (略) (2) (略) 2 (略) 3 外国人の安全確保対策 (1)～(2) (略) (3)案内表示板等の整備 市町村は、避難所や<u>避難道路</u>の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。 (4) (略) 第9節 調査研究 (略) 第1 (略) 第2 <u>土砂災害が発生するおそれのある区域</u>の調査研究の推進 1～2 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及	画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に<u>努めるものとする。</u> (略) <u>(削除)</u> (略) 市町村は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、<u>平時</u>から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。 (略) ウ (略) (2) (略) 2 (略) 3 外国人の安全確保対策 (1)～(2) (略) (3)案内表示板等の整備 市町村は、避難所や<u>避難路</u>の表示等災害に関する案内板について外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努める。 (4) (略) 第9節 調査研究 (略) 第1 (略) 第2 <u>災害危険地域</u>の調査研究の推進 1～2 (略) 第2章 災害応急対策 (略) 応急対策としては、まず、予警報等の防災関係機関への伝達及	国の防災基本計画の修正 字句の修正 文言の統一 字句の修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考																						
び住民への周知徹底、水防活動や<u>土砂災害危険区域</u>における警戒及び避難体制の徹底など、災害未然防止活動を迅速、的確に行う。 (略) 第1節 予警報の伝達 (略) 第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 (略) 1 (略) 2 <u>特別警報・警報・注意報</u> (富山地方気象台) 大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「<u>注意報</u>」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「<u>警報</u>」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、富山県の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。(略) (1)<u>特別警報の種類及び発表基準</u> <table><tr><th>現象の種類</th><th>基 準</th></tr><tr><td><u>大 雨</u></td><td>台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合</td></tr><tr><td><u>暴 風</u></td><td>数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合</td></tr><tr><td><u>高 潮</u></td><td>高潮になると予想される場合</td></tr><tr><td><u>波 浪</u></td><td>高波になると予想される場合</td></tr></table> 注) 過去の災害事例に照らして、<u>指数 (土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)</u>、<u>台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断します。</u>	現象の種類	基 準	<u>大 雨</u>	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	<u>暴 風</u>	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合	<u>高 潮</u>	高潮になると予想される場合	<u>波 浪</u>	高波になると予想される場合	び住民への周知徹底、水防活動や<u>土砂災害警戒区域</u>における警戒及び避難体制の徹底など、災害未然防止活動を迅速、的確に行う。 (略) 第1節 予警報の伝達 (略) 第1 気象に関する予警報の種類及び発表基準 (略) 1 (略) 2 <u>特別警報・危険警報・警報・注意報</u> (富山地方気象台) 大雨や強風等の気象現象によって、災害が発生するおそれがあるときには「<u>注意報</u>」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「<u>警報</u>」が、<u>重大な災害等が起こるおそれが大きく、避難が必要</u>なときには「<u>危険警報</u>」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、富山県の市町村ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、県内の市町村ごとに発表される。(略) (1)<u>気象等に関する特別警報の発表基準</u> <table><tr><th>発表名称</th><th>発表基準</th></tr><tr><td><u>レベル5 氾濫特別警報</u></td><td>台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合※</td></tr><tr><td><u>レベル5 大雨特別警報</u></td><td>台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合</td></tr><tr><td><u>レベル5 土砂災害特別警報</u></td><td>台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合</td></tr><tr><td><u>レベル5 高潮特別警報</u></td><td>台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合</td></tr><tr><td><u>大雪特別警報</u></td><td>数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合</td></tr></table>	発表名称	発表基準	<u>レベル5 氾濫特別警報</u>	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合※	<u>レベル5 大雨特別警報</u>	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合	<u>レベル5 土砂災害特別警報</u>	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合	<u>レベル5 高潮特別警報</u>	台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合	<u>大雪特別警報</u>	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	名称の変更 新たな防災気象情報の運用に伴うもの 新たな防災気象情報の運用に伴うもの
現象の種類	基 準																							
<u>大 雨</u>	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合																							
<u>暴 風</u>	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により 暴風が吹くと予想される場合																							
<u>高 潮</u>	高潮になると予想される場合																							
<u>波 浪</u>	高波になると予想される場合																							
発表名称	発表基準																							
<u>レベル5 氾濫特別警報</u>	台風や集中豪雨等により河川の氾濫の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合※																							
<u>レベル5 大雨特別警報</u>	台風や集中豪雨等により浸水害の起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合																							
<u>レベル5 土砂災害特別警報</u>	台風や集中豪雨等により土砂崩れの起こるおそれが著しく大きい降雨量に相当する大雨が予想される場合																							
<u>レベル5 高潮特別警報</u>	台風や温帯低気圧等に伴う海面の異常上昇により浸水害の起こるおそれが著しく大きくなることが予想される場合																							
<u>大雪特別警報</u>	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合																							

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画

修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)

備 考

暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

※洪水予報河川（気象庁が国土交通省または都道府県の機関と共同して、区間を決めて水位または流量を示した洪水の予報を行うことをあらかじめ指定した河川）以外の河川については、レベル5大雨特別警報の中で扱います。

(2) 特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準

（東京気象台管内）		（富山地方気象台管内）		（令和6年5月23日現在）	
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署	発表官署
発表官署					

新たな防災
気象情報の
運用に伴う
もの

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)		備 考																																																				
別表 1 大雨警報基準		削除		新たな防災 気象情報の 運用に伴う もの																																																				
(別表 1) 大雨警報基準 令和5年6月8日現在 <table><tr><th>市町村等を まとめた地域</th><th>市町村等</th><th>表面雨量指 数基準</th><th>土壌雨量指 数基準</th></tr><tr><td rowspan="4">東部南</td><td>富山市</td><td>14</td><td>100</td></tr><tr><td>舟橋村</td><td>14</td><td>—</td></tr><tr><td>上市町</td><td>16</td><td>113</td></tr><tr><td>立山町</td><td>14</td><td>108</td></tr><tr><td rowspan="5">東部北</td><td>魚津市</td><td>18</td><td>122</td></tr><tr><td>滑川市</td><td>12</td><td>122</td></tr><tr><td>黒部市</td><td>17</td><td>115</td></tr><tr><td>入善町</td><td>16</td><td>104</td></tr><tr><td>朝日町</td><td>16</td><td>104</td></tr><tr><td rowspan="4">西部北</td><td>高岡市</td><td>16</td><td>120</td></tr><tr><td>氷見市</td><td>16</td><td>120</td></tr><tr><td>小矢部市</td><td>16</td><td>123</td></tr><tr><td>射水市</td><td>19</td><td>125</td></tr><tr><td rowspan="2">西部南</td><td>砺波市</td><td>14</td><td>115</td></tr><tr><td>南砺市</td><td>10</td><td>96</td></tr></table>		市町村等を まとめた地域	市町村等		表面雨量指 数基準	土壌雨量指 数基準	東部南	富山市	14	100	舟橋村	14	—	上市町	16	113	立山町	14	108	東部北	魚津市	18	122	滑川市	12	122	黒部市	17	115	入善町	16	104	朝日町	16	104	西部北	高岡市	16	120	氷見市	16	120	小矢部市	16	123	射水市	19	125	西部南	砺波市	14	115	南砺市	10	96	
市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指 数基準	土壌雨量指 数基準																																																					
東部南	富山市	14	100																																																					
	舟橋村	14	—																																																					
	上市町	16	113																																																					
	立山町	14	108																																																					
東部北	魚津市	18	122																																																					
	滑川市	12	122																																																					
	黒部市	17	115																																																					
	入善町	16	104																																																					
	朝日町	16	104																																																					
西部北	高岡市	16	120																																																					
	氷見市	16	120																																																					
	小矢部市	16	123																																																					
	射水市	19	125																																																					
西部南	砺波市	14	115																																																					
	南砺市	10	96																																																					

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)		備 考																																																																					
別表2 洪水警報基準 (別表2)洪水警報基準 令和6年5月23日現在 <table> <tr> <th>市町村等を まとめた地</th><th>市町村等</th><th>流域雨量指数基準</th><th>複合基準*1</th><th>指定河川洪水予報による基準</th></tr> <tr> <td rowspan="4">東 部 南</td><td>富山市</td><td>松川流域=7.3、井田川流域=26.8、 鵜野川流域=22.3、いたち川流域=9.6、 古川流域=4、土川流域=8.9、 太田川流域=5.4、坪野川流域=4、 山田川流域=18.1、礪川流域=2.5、 白岩川流域=21.5、下条川流域=2.2</td><td>神通川流域=(8.59.9)、 いたち川流域=(8.7.4)、 坪野川流域=(8.2.9)</td><td>常願寺川〔大川寺〕、 神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕</td></tr> <tr> <td>舟橋村</td><td>白岩川流域=20.5</td><td>—</td><td>常願寺川〔大川寺〕</td></tr> <tr> <td>上市町</td><td>上市川流域=16.3、白岩川流域=16.6、 大岩川流域=7.4</td><td>—</td><td>常願寺川〔大川寺〕</td></tr> <tr> <td>立山町</td><td>白岩川流域=14.1、柳澤川流域=9.7</td><td>—</td><td>常願寺川〔大川寺〕</td></tr> <tr> <td rowspan="6">東 部 北</td><td>魚津市</td><td>早月川流域=23.4、片貝川流域=20.2、 礪川流域=3、角川流域=13.5、 布施川流域=13.2、大産川流域=5.3、 坊田川流域=2.7</td><td>礪川流域=(7.2.5)、 角川流域=(7.12.1)、 大産川流域=(7.4.7)、 坊田川流域=(7.2.9)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>滑川市</td><td>早月川流域=23.5、上市川流域=18.5</td><td>—</td><td>常願寺川〔大川寺〕</td></tr> <tr> <td>黒部市</td><td>吉田川流域=5.3、高樺川流域=4.9、 黒瀬川流域=8.6、片貝川流域=21、 布施川流域=13.5</td><td>—</td><td>黒部川〔雲本・雲本(下流)〕</td></tr> <tr> <td>入善町</td><td>入川流域=4.6、舟川流域=7.6</td><td>—</td><td>黒部川〔雲本(下流)〕</td></tr> <tr> <td>朝日町</td><td>境川流域=20.6、笹川流域=9.2、 木流川流域=5.1、小川流域=21.1、 舟川流域=9、山合川流域=6.6</td><td>—</td><td>黒部川〔雲本(下流)〕</td></tr> <tr> <td>高岡市</td><td>千保川流域=10.4、祖父川流域=6、 中川流域=4.7、岸達川流域=6、 子養川流域=10、和田川流域=6.4</td><td>小矢部川流域=(6.34)、 千保川流域=(8.9.3)、 和田川流域=(8.5.7)</td><td>庄川〔小牧・大門〕、 小矢部川〔石動・長江〕</td></tr> <tr> <td rowspan="4">西 部 北</td><td>氷見市</td><td>神代川流域=4.5、脇之谷内川流域=5.1、 宇波川流域=7.6、阿尾川流域=11.7、 余川川流域=11.5、上庄川流域=15.9、 仏生寺川流域=11.6、泉川流域=4.4</td><td>余川川流域=(8.10.5)</td><td>—</td></tr> <tr> <td>小矢部市</td><td>子養川流域=16.2、横江宮川流域=10.1、 津江川流域=15.1</td><td>—</td><td>庄川〔小牧〕、 小矢部川〔津沢・石動・長江〕</td></tr> <tr> <td>射水市</td><td>和田川流域=13.6、新堀川流域=9.6、 下条川流域=12.4</td><td>—</td><td>神通川〔神通大橋〕、 庄川〔小牧・大門〕、 小矢部川〔長江〕</td></tr> <tr> <td>砺波市</td><td>庄川流域=54.9、和田川流域=9.9、 坪野川流域=8.1、千保川流域=4.8、 祖父川流域=5.4、岸達川流域=3、 黒石川流域=5.1、横江宮川流域=8.5、 荒又川流域=6.6</td><td>—</td><td>庄川〔小牧〕、 小矢部川〔津沢〕</td></tr> <tr> <td>西 部 南</td><td>南砺市</td><td>小矢部川流域=22.6、津江川流域=7.1、 礪川流域=12.5、山田川流域=14.4、 大井川流域=9.6、池川流域=8</td><td>小矢部川流域=(6.20.3)、 山田川流域=(6.13.3)、 池川流域=(6.7.2)</td><td>庄川〔小牧〕、 小矢部川〔津沢〕</td></tr> </table>		市町村等を まとめた地	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	東 部 南	富山市	松川流域=7.3、井田川流域=26.8、 鵜野川流域=22.3、いたち川流域=9.6、 古川流域=4、土川流域=8.9、 太田川流域=5.4、坪野川流域=4、 山田川流域=18.1、礪川流域=2.5、 白岩川流域=21.5、下条川流域=2.2	神通川流域=(8.59.9)、 いたち川流域=(8.7.4)、 坪野川流域=(8.2.9)	常願寺川〔大川寺〕、 神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕	舟橋村	白岩川流域=20.5	—	常願寺川〔大川寺〕	上市町	上市川流域=16.3、白岩川流域=16.6、 大岩川流域=7.4	—	常願寺川〔大川寺〕	立山町	白岩川流域=14.1、柳澤川流域=9.7	—	常願寺川〔大川寺〕	東 部 北	魚津市	早月川流域=23.4、片貝川流域=20.2、 礪川流域=3、角川流域=13.5、 布施川流域=13.2、大産川流域=5.3、 坊田川流域=2.7	礪川流域=(7.2.5)、 角川流域=(7.12.1)、 大産川流域=(7.4.7)、 坊田川流域=(7.2.9)	—	滑川市	早月川流域=23.5、上市川流域=18.5	—	常願寺川〔大川寺〕	黒部市	吉田川流域=5.3、高樺川流域=4.9、 黒瀬川流域=8.6、片貝川流域=21、 布施川流域=13.5	—	黒部川〔雲本・雲本(下流)〕	入善町	入川流域=4.6、舟川流域=7.6	—	黒部川〔雲本(下流)〕	朝日町	境川流域=20.6、笹川流域=9.2、 木流川流域=5.1、小川流域=21.1、 舟川流域=9、山合川流域=6.6	—	黒部川〔雲本(下流)〕	高岡市	千保川流域=10.4、祖父川流域=6、 中川流域=4.7、岸達川流域=6、 子養川流域=10、和田川流域=6.4	小矢部川流域=(6.34)、 千保川流域=(8.9.3)、 和田川流域=(8.5.7)	庄川〔小牧・大門〕、 小矢部川〔石動・長江〕	西 部 北	氷見市	神代川流域=4.5、脇之谷内川流域=5.1、 宇波川流域=7.6、阿尾川流域=11.7、 余川川流域=11.5、上庄川流域=15.9、 仏生寺川流域=11.6、泉川流域=4.4	余川川流域=(8.10.5)	—	小矢部市	子養川流域=16.2、横江宮川流域=10.1、 津江川流域=15.1	—	庄川〔小牧〕、 小矢部川〔津沢・石動・長江〕	射水市	和田川流域=13.6、新堀川流域=9.6、 下条川流域=12.4	—	神通川〔神通大橋〕、 庄川〔小牧・大門〕、 小矢部川〔長江〕	砺波市	庄川流域=54.9、和田川流域=9.9、 坪野川流域=8.1、千保川流域=4.8、 祖父川流域=5.4、岸達川流域=3、 黒石川流域=5.1、横江宮川流域=8.5、 荒又川流域=6.6	—	庄川〔小牧〕、 小矢部川〔津沢〕	西 部 南	南砺市	小矢部川流域=22.6、津江川流域=7.1、 礪川流域=12.5、山田川流域=14.4、 大井川流域=9.6、池川流域=8	小矢部川流域=(6.20.3)、 山田川流域=(6.13.3)、 池川流域=(6.7.2)	庄川〔小牧〕、 小矢部川〔津沢〕	削除		新たな防災 気象情報の 運用に伴う もの
市町村等を まとめた地	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準																																																																					
東 部 南	富山市	松川流域=7.3、井田川流域=26.8、 鵜野川流域=22.3、いたち川流域=9.6、 古川流域=4、土川流域=8.9、 太田川流域=5.4、坪野川流域=4、 山田川流域=18.1、礪川流域=2.5、 白岩川流域=21.5、下条川流域=2.2	神通川流域=(8.59.9)、 いたち川流域=(8.7.4)、 坪野川流域=(8.2.9)	常願寺川〔大川寺〕、 神通川〔大沢野大橋・神通大橋〕																																																																					
	舟橋村	白岩川流域=20.5	—	常願寺川〔大川寺〕																																																																					
	上市町	上市川流域=16.3、白岩川流域=16.6、 大岩川流域=7.4	—	常願寺川〔大川寺〕																																																																					
	立山町	白岩川流域=14.1、柳澤川流域=9.7	—	常願寺川〔大川寺〕																																																																					
東 部 北	魚津市	早月川流域=23.4、片貝川流域=20.2、 礪川流域=3、角川流域=13.5、 布施川流域=13.2、大産川流域=5.3、 坊田川流域=2.7	礪川流域=(7.2.5)、 角川流域=(7.12.1)、 大産川流域=(7.4.7)、 坊田川流域=(7.2.9)	—																																																																					
	滑川市	早月川流域=23.5、上市川流域=18.5	—	常願寺川〔大川寺〕																																																																					
	黒部市	吉田川流域=5.3、高樺川流域=4.9、 黒瀬川流域=8.6、片貝川流域=21、 布施川流域=13.5	—	黒部川〔雲本・雲本(下流)〕																																																																					
	入善町	入川流域=4.6、舟川流域=7.6	—	黒部川〔雲本(下流)〕																																																																					
	朝日町	境川流域=20.6、笹川流域=9.2、 木流川流域=5.1、小川流域=21.1、 舟川流域=9、山合川流域=6.6	—	黒部川〔雲本(下流)〕																																																																					
	高岡市	千保川流域=10.4、祖父川流域=6、 中川流域=4.7、岸達川流域=6、 子養川流域=10、和田川流域=6.4	小矢部川流域=(6.34)、 千保川流域=(8.9.3)、 和田川流域=(8.5.7)	庄川〔小牧・大門〕、 小矢部川〔石動・長江〕																																																																					
西 部 北	氷見市	神代川流域=4.5、脇之谷内川流域=5.1、 宇波川流域=7.6、阿尾川流域=11.7、 余川川流域=11.5、上庄川流域=15.9、 仏生寺川流域=11.6、泉川流域=4.4	余川川流域=(8.10.5)	—																																																																					
	小矢部市	子養川流域=16.2、横江宮川流域=10.1、 津江川流域=15.1	—	庄川〔小牧〕、 小矢部川〔津沢・石動・長江〕																																																																					
	射水市	和田川流域=13.6、新堀川流域=9.6、 下条川流域=12.4	—	神通川〔神通大橋〕、 庄川〔小牧・大門〕、 小矢部川〔長江〕																																																																					
	砺波市	庄川流域=54.9、和田川流域=9.9、 坪野川流域=8.1、千保川流域=4.8、 祖父川流域=5.4、岸達川流域=3、 黒石川流域=5.1、横江宮川流域=8.5、 荒又川流域=6.6	—	庄川〔小牧〕、 小矢部川〔津沢〕																																																																					
西 部 南	南砺市	小矢部川流域=22.6、津江川流域=7.1、 礪川流域=12.5、山田川流域=14.4、 大井川流域=9.6、池川流域=8	小矢部川流域=(6.20.3)、 山田川流域=(6.13.3)、 池川流域=(6.7.2)	庄川〔小牧〕、 小矢部川〔津沢〕																																																																					

*1(表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考																																																					
別表 3 大雨注意報基準 (別表 3) 大雨注意報基準 令和5年6月8日現在 <table><tr><th>市町村等を まとめた地域</th><th>市町村等</th><th>表面雨量指数基準</th><th>土壌雨量指数基準</th></tr><tr><td rowspan="4">東部南</td><td>富山市</td><td>11</td><td>83</td></tr><tr><td>舟橋村</td><td>10</td><td>113</td></tr><tr><td>上市町</td><td>11</td><td>93</td></tr><tr><td>立山町</td><td>8</td><td>89</td></tr><tr><td rowspan="5">東部北</td><td>魚津市</td><td>9</td><td>100</td></tr><tr><td>滑川市</td><td>8</td><td>100</td></tr><tr><td>黒部市</td><td>11</td><td>94</td></tr><tr><td>入善町</td><td>9</td><td>85</td></tr><tr><td>朝日町</td><td>11</td><td>85</td></tr><tr><td rowspan="4">西部北</td><td>高岡市</td><td>10</td><td>82</td></tr><tr><td>氷見市</td><td>10</td><td>82</td></tr><tr><td>小矢部市</td><td>9</td><td>84</td></tr><tr><td>射水市</td><td>10</td><td>86</td></tr><tr><td rowspan="2">西部南</td><td>砺波市</td><td>9</td><td>81</td></tr><tr><td>南砺市</td><td>8</td><td>68</td></tr></table>	市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	東部南	富山市	11	83	舟橋村	10	113	上市町	11	93	立山町	8	89	東部北	魚津市	9	100	滑川市	8	100	黒部市	11	94	入善町	9	85	朝日町	11	85	西部北	高岡市	10	82	氷見市	10	82	小矢部市	9	84	射水市	10	86	西部南	砺波市	9	81	南砺市	8	68	削除	新たな防災 気象情報の 運用に伴う もの
市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準																																																				
東部南	富山市	11	83																																																				
	舟橋村	10	113																																																				
	上市町	11	93																																																				
	立山町	8	89																																																				
東部北	魚津市	9	100																																																				
	滑川市	8	100																																																				
	黒部市	11	94																																																				
	入善町	9	85																																																				
	朝日町	11	85																																																				
西部北	高岡市	10	82																																																				
	氷見市	10	82																																																				
	小矢部市	9	84																																																				
	射水市	10	86																																																				
西部南	砺波市	9	81																																																				
	南砺市	8	68																																																				

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)		備 考
別表 4 洪水注意報基準		削除		新たな防災 気象情報の 運用に伴う もの
(別表 4) 洪水注意報基準		令和6年5月23日現在		
市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
東部南	富山市	松川流域=5.8, 井田川流域=21.4, 熊野川流域=18.2, いたち川流域=7.6, 古川流域=3.3, 土川流域=7.1, 太田川流域=4.3, 坪野川流域=3.3, 山田川流域=14.4, 礪川流域=1.9, 白岩川流域=17.2, 下桑川流域=1.7	神通川流域= (5, 53.8) , いたち川流域= (5, 5.9) , 土川流域= (9, 5.5) , 坪野川流域= (7, 2.6) , 礪川流域= (5, 1.9) 下桑川流域= (9, 1.3)	常願寺川【大川寺】 , 神通川【大沢野大橋・神通大橋】
	舟橋村	白岩川流域=16.4	—	—
	上市町	上市川流域=13, 白岩川流域=13.5, 大岩川流域=5.9	—	—
	立山町	白岩川流域=11.2, 柳津川流域=7.7	—	常願寺川【大川寺】
東部北	魚津市	早月川流域=18.7, 片貝川流域=16.1, 鴨川流域=2.3, 角川流域=10.8, 布施川流域=10.5, 大座川流域=4.2, 坊田川流域=2.7	鴨川流域= (5, 2.2) , 角川流域= (7, 10.8) , 大座川流域= (5, 4.2) , 坊田川流域= (5, 2.6)	—
	滑川市	早月川流域=18.8, 上市川流域=14.9	—	—
	黒部市	吉田川流域=4.2, 高橋川流域=3.6, 黒瀬川流域=6.8, 片貝川流域=16.8, 布施川流域=10.8	高橋川流域= (9, 2.8)	黒部川【愛本・愛本（下流）】
	入善町	入川流域=3.7, 舟川流域=6	—	黒部川【愛本（下流）】
	朝日町	境川流域=16.4, 笹川流域=7.3, 木流川流域=4.1, 小川流域=16.8, 舟川流域=7.2, 山合川流域=5.2	—	—
	西部北	高岡市	千保川流域=8.2, 祖父川流域=4.8, 中川流域=3.8, 岸渡川流域=4.8, 子撫川流域=7.7, 和田川流域=5.1	小矢部川流域= (5, 27) 千保川流域= (5, 7.5) , 和田川流域= (5, 5.1)
氷見市		神代川流域=3.6, 脇之谷内川流域=4.1, 宇波川流域=6, 阿尾川流域=9.3, 余川川流域=9.2, 上庄川流域=12.7, 仏生寺川流域=9.2, 泉川流域=2.5	神代川流域= (8, 2.8) , 脇之谷内川流域= (9, 4) , 宇波川流域= (7, 4.2) , 余川川流域= (5, 9.2) , 上庄川流域= (8, 12.6) , 仏生寺川流域= (5, 9.2) , 泉川流域= (7, 2.5)	—
小矢部市		子撫川流域=12.9, 横江宮川流域=8, 洪江川流域=12	横江宮川流域= (5, 8) , 洪江川流域= (5, 12)	小矢部川【津沢・石動・長江】
射水市		和田川流域=10.8, 新堀川流域=7.6, 下桑川流域=9.9	和田川流域= (7, 7.8) 新堀川流域= (5, 7.6)	庄川【大門】 , 小矢部川【長江】
西部南		砺波市	庄川流域=43.9, 和田川流域=7.9, 坪野川流域=6.4, 千保川流域=3.8, 祖父川流域=4.3, 岸渡川流域=2.3, 黒石川流域=4, 横江宮川流域=6.8, 荒又川流域=5.2	岸渡川流域= (5, 2.1)
	南砺市	小矢部川流域=18, 洪江川流域=5.6, 鯉川流域=10, 山田川流域=11.5, 大井川流域=7.6, 池川流域=6.4	小矢部川流域= (5, 18.1) , 鯉川流域= (6, 8) , 山田川流域= (5, 11.5) , 大井川流域= (5, 7.6) , 池川流域= (5, 6.4)	小矢部川【津沢】
*1（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表しています。				

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考																																																							
別表 5 高潮警報・注意報基準 (別表 5) 高潮警報・注意報基準 平成22年5月27日現在 <table><tr><th rowspan="2">市町村等を まとめた地域</th><th rowspan="2">市町村等</th><th colspan="2">潮位</th></tr><tr><th>警報</th><th>注意報</th></tr><tr><td rowspan="4">東部南</td><td>富山市</td><td>1.0m</td><td>0.7m</td></tr><tr><td>舟橋村</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>上市町</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>立山町</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td rowspan="5">東部北</td><td>魚津市</td><td>1.0m</td><td>0.7m</td></tr><tr><td>滑川市</td><td>1.0m</td><td>0.7m</td></tr><tr><td>黒部市</td><td>1.0m</td><td>0.7m</td></tr><tr><td>入善町</td><td>1.0m</td><td>0.7m</td></tr><tr><td>朝日町</td><td>1.0m</td><td>0.7m</td></tr><tr><td rowspan="4">西部北</td><td>高岡市</td><td>1.0m</td><td>0.7m</td></tr><tr><td>氷見市</td><td>1.0m</td><td>0.7m</td></tr><tr><td>小矢部市</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>射水市</td><td>1.0m</td><td>0.7m</td></tr><tr><td rowspan="2">西部南</td><td>砺波市</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>南砺市</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> 【警報・注意報基準一覧表の解説】 (1) 本表は、<u>気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。</u> (2) <u>警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。</u>	市町村等を まとめた地域	市町村等	潮位		警報	注意報	東部南	富山市	1.0m	0.7m	舟橋村	—	—	上市町	—	—	立山町	—	—	東部北	魚津市	1.0m	0.7m	滑川市	1.0m	0.7m	黒部市	1.0m	0.7m	入善町	1.0m	0.7m	朝日町	1.0m	0.7m	西部北	高岡市	1.0m	0.7m	氷見市	1.0m	0.7m	小矢部市	—	—	射水市	1.0m	0.7m	西部南	砺波市	—	—	南砺市	—	—	削除 【特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表の解説】 (1) 本表は、<u>気象・土砂災害・高潮・波浪に関する特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。表中の別紙は、次の URL リンク先の「別紙」CSV ファイルを参照。</u> https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/toyama.html 地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。	新たな防災 気象情報の 運用に伴う もの
市町村等を まとめた地域			市町村等	潮位																																																					
	警報	注意報																																																							
東部南	富山市	1.0m	0.7m																																																						
	舟橋村	—	—																																																						
	上市町	—	—																																																						
	立山町	—	—																																																						
東部北	魚津市	1.0m	0.7m																																																						
	滑川市	1.0m	0.7m																																																						
	黒部市	1.0m	0.7m																																																						
	入善町	1.0m	0.7m																																																						
	朝日町	1.0m	0.7m																																																						
西部北	高岡市	1.0m	0.7m																																																						
	氷見市	1.0m	0.7m																																																						
	小矢部市	—	—																																																						
	射水市	1.0m	0.7m																																																						
西部南	砺波市	—	—																																																						
	南砺市	—	—																																																						

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、<u>濃霧注意報、記録的短時間大雨情報</u>の()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。 (4) <u>大雨、洪水、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、強風注意報及び記録的短時間大雨情報</u>では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。 (5) (略) (6) 表中において、<u>対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、又は、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。</u> (7) <u>大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(浸水害)」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害)」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」として発表する。</u> (8) <u>大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。</u> (9) <u>大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を</u>	(2) <u>特別警報・危険警報・警報・注意報の定義は以下のとおりである。特別警報・危険警報・警報・注意報(河川氾濫に関するものを除く。)</u>は、気象要素が本表の指標又は基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。 <u>ア 特別警報：予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告して行う予報</u> <u>イ 危険警報：重大な災害が起こるおそれが大きい危険な状況である旨を警告して行う予報</u> <u>ウ 警報：重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報</u> <u>エ 注意報：災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報</u> (3) 波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報<u>及び濃霧注意報</u>の()内は基準として用いる気象要素を示す。なお、府県予報区、一次細分区域及び市町村等をまとめた地域で取り扱いが異なる場合は、個々の欄に付記している。 (4) <u>大雪、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報及び風雪注意報</u>では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。 (5) (略) (6) 表中において、<u>対象の市町村等をまとめた地域等で現象が発現しない特別警報・危険警報・警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない特別警報・危険警報・警報・注意報についてはその欄を空白でそれぞれ示している。</u> <u>(削除)</u>	新たな防災気象情報の運用に伴うもの

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)			備 考						
<u>示している。</u> <u>(10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。</u> <u>(11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。</u> <u>(12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。</u> <u>(13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川〔△△〕」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。</u> <u>(14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。</u> <u>(15) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。</u>			<u>(削除)</u>			新たな防災気象情報の運用に伴うもの						
(3) 気象警報・注意報の発表地域 <table><tr><td>一次細分区域</td><td>市町村をまとめた</td><td>市町村</td></tr></table>			一次細分区域	市町村をまとめた	市町村		(7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない危険警報・警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の危険警報・警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。 (3) 気象警報・注意報の発表地域 <table><tr><td>一次細分区域</td><td>市町村をまとめた</td><td>市町村</td></tr></table>			一次細分区域	市町村をまとめた	市町村
一次細分区域	市町村をまとめた	市町村										
一次細分区域	市町村をまとめた	市町村										

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)			備 考
	地域			地域		割のため
東部	東部北	朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市	東部	東部北	朝日町、入善町、黒部市、魚津市、滑川市	
	東部南	<u>富山市</u> 、立山町、上市町、舟橋村		東部南	<u>富山市平地、富山市山間部東、富山市山間部西</u> 立山町、上市町、舟橋村	
西部	西部北	高岡市、射水市、氷見市、小矢部市	西部	西部北	高岡市、射水市、氷見市、小矢部市	
	西部南	砺波市、南砺市		西部南	砺波市、南砺市	
3 <u>大雨警報・洪水警報の危険度分布等</u> （富山地方気象台）			3 <u>キキクル等</u> （富山地方気象台）			R8 気象情報新体系による変更のため
種 類		概 要				
<u>土 砂 キ キ ク ル</u>		<u>大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。最大6時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の組み合わせの予測を用いて常時10分ごとに更新しており、土砂災害の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> <u>・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</u> <u>・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。</u> <u>・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。</u> <u>・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>				
<u>浸 水 キ キ</u>		<u>短時間強雨による浸水害発生の危険度の</u>				

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修正案(変更部分のみ記載)		備考
流域雨量指数の予測値	・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		<u>クル</u>	R8 気象情報新体系による変更のため
	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「洪水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予測等を用いて常時10分ごとに更新している。		高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。	
		<u>洪水キクル</u>	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨の警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 ・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」(紫)：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相	

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)			備 考
4 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(富山県東部など)で、<u>2日先</u>から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(富山県)で発表される。<u>大雨</u>、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 <u>5 富山県気象情報</u> 気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒が呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。		<u>当。</u> ・「警戒」(赤): 高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」(黄): ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		R8 気象情報新体系による変更のため
	流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。		
	(参考)大雨キキクル	<u>浸水キキクルと洪水キキクルを重ね合わせたもの。</u>		
4 早期注意情報(警報級の可能性) 5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(富山県東部など)で、<u>3日先</u>から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(富山県)で発表される。<u>大雨、土砂災害</u>、高潮に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。 <u>5 富山県気象解説情報</u> 気象の予報等について、警報等に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、警報等が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。表題は、「気象解説情報(大雨・落雷・突風)」のように、()内				R8 気象情報新体系による変更のため

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<u>大雨特別警報が発表されたときには、その内容を補足する「記録的な大雨に関する富山県気象情報」、「記録的な大雨に関する北陸地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が速やかに発表される。</u> <u>大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する富山県気象情報」、「顕著な大雨に関する北陸地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</u> 6 土砂災害警戒情報 <u>大雨警報(土砂災害)発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる発表地域を特定して警戒を呼びかける情報で、県と富山地方気象台から共同で発表される。</u> <u>市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)で確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u> (略) 7 記録的短時間大雨情報(気象庁) <u>県内で、大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)され、かつ、キキクル(危険度分布)の「危険」(紫)が出現している場合に、気象庁から発表される。</u> <u>この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u> <u>富山県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。</u>	<u>に注目される現象のキーワードが付記される。</u> <u>気象解説情報のうち、線状降水帯による大雨の可能性がある程度高いことが予想された場合に、大雨に対する心構えを一段高めていただくことを目的として、半日程度前から「気象解説情報(線状降水帯半日前予測)」という表題で発表される。台風に関する情報については「気象解説情報(台風第〇号)」という表題で発表される。</u> <u>また、大雨や土砂災害の警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・地方・府県気象解説情報が発表される場合がある。</u> 6 土砂災害警戒情報 <u>市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒が呼びかけられる情報で、富山県と富山地方気象台から共同で発表される。令和8年5月から、気象業務法第13条第1項に基づく土砂災害に関する警報と一体として、「レベル4土砂災害危険警報」の名称を用いて通知等が行われる。</u> (略) 7 富山県気象防災速報(気象庁) <u>気象情報のうち、警戒レベル相当情報やそれ以外の警報等を補足する情報として、線状降水帯など顕著現象が発生または発生しつつある場合に「気象防災速報」を発表する。気象防災速報で伝える情報は以下の5つである。</u> ア 気象防災速報(記録的短時間大雨) <u>レベル3大雨警報等を発表中かつ大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨(1時間降水量)が観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせて分析)された場合に、気象庁から「富山県気象防災速報(記録的短時間大雨)」という表題の情報が発表される。</u>	R8 気象情報新体系による情報変更のため R8 気象情報新体系による情報変更のため

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
8 竜巻注意情報(気象庁) 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけられる情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(富山県東部、富山県西部)で発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれ非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(富山県東部、富山県西部)で発表され	富山県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。 <u>イ 気象防災速報(線状降水帯発生)</u> 大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「富山県気象防災速報(線状降水帯発生)」という表題の情報が発表される。 <u>※上記ア、イに該当する情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような大雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。</u> <u>ウ 気象防災速報(線状降水帯直前予測)</u> 線状降水帯発生の可能性が高まった場合には、線状降水帯発生の2～3時間前を目安に、予測情報として「富山県気象防災速報(線状降水帯直前予測)」という表題の情報が発表される。 <u>エ 気象防災速報(短時間大雪)</u> 強い降雪により大規模な交通障害の発生するおそれが高まり、一層の警戒が必要となるような短時間の大雪となることが見込まれる場合には、「富山県気象防災速報(短時間大雪)」という表題の情報が発表される。 <u>オ 気象防災速報(竜巻注意/竜巻目撃)</u> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意が呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位(富山県西部など)で気象防災速報(竜巻注意)として気象庁から発表される。 なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。 また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が天気予報の対象地域と同じ発表単位(富山県西部な	R8 気象情報新体系による情報変更のため

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考				
<u>る。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u> <u>(新設)</u> <u>9 指定河川洪水予報（富山地方气象台、北陸地方整備局）</u> <u>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表する警報及び注意報であり、常願寺川・神通川・庄川及び小矢部川洪水予報については、富山河川国道事務所と富山地方气象台が共同で、黒部川洪水予報については、黒部河川事務所と富山地方气象台が共同で発表する。</u> <u>また、令和2年3月にとりまとめられた河川・気象情報の改善に関する検証報告書に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川においては、大雨特別警報の解除後の氾濫への警戒を促すため、大雨特別警報を警報等に切り替える際、切り替え以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合等に臨時の指定河川洪水予報を発表する。この情報は、府県気象情報のページに掲載する。</u>	<u>ど）で気象防災速報（竜巻目撃）として発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。</u> <u>8 時系列情報（明日までの警報等の見通し）</u> <u>特別警報・危険警報・警報・注意報に先立って、市町村単位で、警報級の現象の発生が想定される時間帯（土砂災害の警報・危険警報、高潮の注意報・警報・危険警報については情報の発表が想定される時間帯）の見通しを「災害切迫」（黒）、「危険」（紫）、「警戒」（赤）、「注意」（黄）の色で表示する。翌日までの3時間ごとの気象状況の見通しが1日4回発表される。</u> <u>なお、警報等の見通しが大きく変わった場合には、必要に応じて定時の発表を待たず臨時で発表される。</u> <u>9 黒部川・常願寺川・神通川・庄川・小矢部川洪水予報（氾濫特別警報・危険警報・警報・注意報）（富山地方气象台、北陸地方整備局）</u> <u>河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示して発表される警報及び注意報である。常願寺川・神通川・庄川・小矢部川については、富山河川国道事務所と富山地方气象台、黒部川については、黒部河川事務所と富山地方气象台が共同で下表の標題により発表される。警戒レベル2及び3～5に相当する。</u> <u>また、令和2年3月にとりまとめられた「河川・気象情報の改善に関する検証報告書」に基づき、国土交通省と共同で指定河川洪水予報を実施する河川と共同で指定河川洪水予報を実施する一部河川においては、レベル5大雨特別警報の警報等への切替時に、それ以降に河川氾濫の危険性が高くなると予測した場合には、臨時の指定河川洪水予報を発表し、警戒を促す。</u> <u>指定河川洪水予報の名称と概要</u> <table><tr><th>名 称</th><th>概 要</th></tr><tr><td></td><td></td></tr></table>	名 称	概 要			R8 気象情報新体系による情報新設のため R8 気象情報新体系による情報変更のため
名 称	概 要					

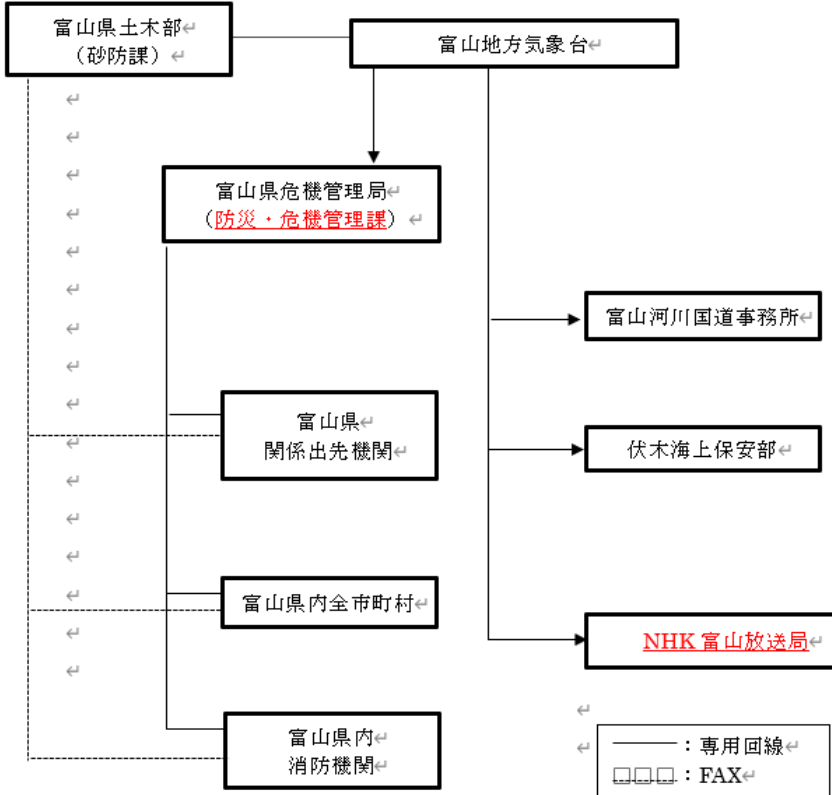
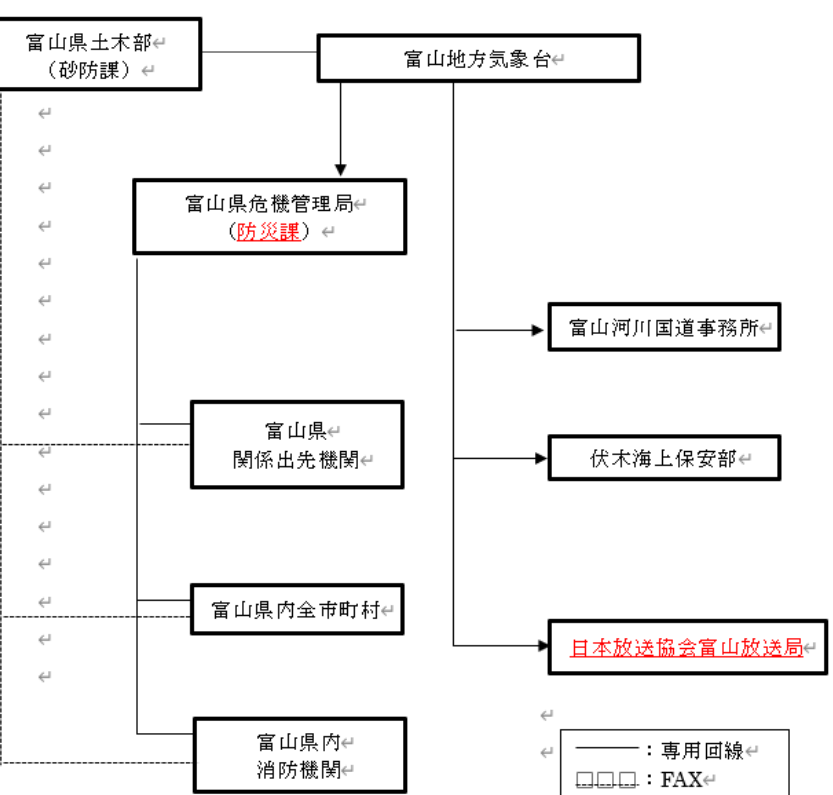
富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修正案(変更部分のみ記載)	備考
洪水警報	種類	概 要		
	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。	<u>レベル5 氾濫特別警報／氾濫発生情報</u>	
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。		
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき(避難判断水位を下回った場合を除く)、避難判断水位を超える状況が継続しているとき(水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	<u>レベル4 氾濫危険警報</u>	
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスク等を再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。		
			<u>レベル3 氾濫警報</u>	
			<u>レベル2 氾濫注意報</u>	
				R8 気象情報新体系による情報変更のため

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
第2～第3 (略) 第4 伝達体制 1 伝達体制(富山地方気象台、<u>県総合政策局</u>、県土木部、市町村) (1)気象予警報の伝達 ア 富山地方気象台は、<u>特別警報</u>・警報・注意報等を発表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。 イ 県は、<u>特別警報</u>・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。 ウ 市町村は、<u>特別警報</u>・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。 エ～カ (略) (2)～(4) (略) (5)土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報等が発表された場合は、担当部署は、土砂災害警戒情報伝達系統図に基づき、伝達先へ確実に伝達するものとする。 <u>(新設)</u>	<u>要とされる警戒レベル2。</u> 第2～第3 (略) 第4 伝達体制 1 伝達体制(富山地方気象台、<u>県危機管理局</u>、県土木部、市町村) (1)気象予警報の伝達 ア 富山地方気象台は、<u>特別警報・危険警報</u>・警報・注意報等を発表、又は解除した場合は、法令及び気象予警報等伝達系統図に基づき、速やかに関係機関に伝達するものとする。 イ 県は、<u>特別警報・危険警報</u>・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに県総合防災情報システムを通じ、市町村及び県出先機関へ配信するものとする。特に必要がある場合には、防災行政無線等を利用して、直接に注意を喚起する。 ウ 市町村は、<u>特別警報・危険警報</u>・警報・注意報等の伝達を受けたときは、直ちに住民及び関係機関へ周知徹底するものとし、具体的な伝達系統及び手段等については、市町村地域防災計画に定めておくものとする。 エ～カ (略) (2)～(4) (略) (5)土砂災害警戒情報の伝達 土砂災害警戒情報等が発表された場合は、担当部署は、土砂災害警戒情報伝達系統図に基づき、伝達先へ確実に伝達するものとする。 <u>※土砂災害警戒情報は土砂崩れに関する警報と一体として、レベル4土砂災害危険警報という情報名称を用いて通知等を行う。</u>	規程整備 防災気象情報の体系変更に伴うもの。 防災気象情報の体系変更に伴うもの。

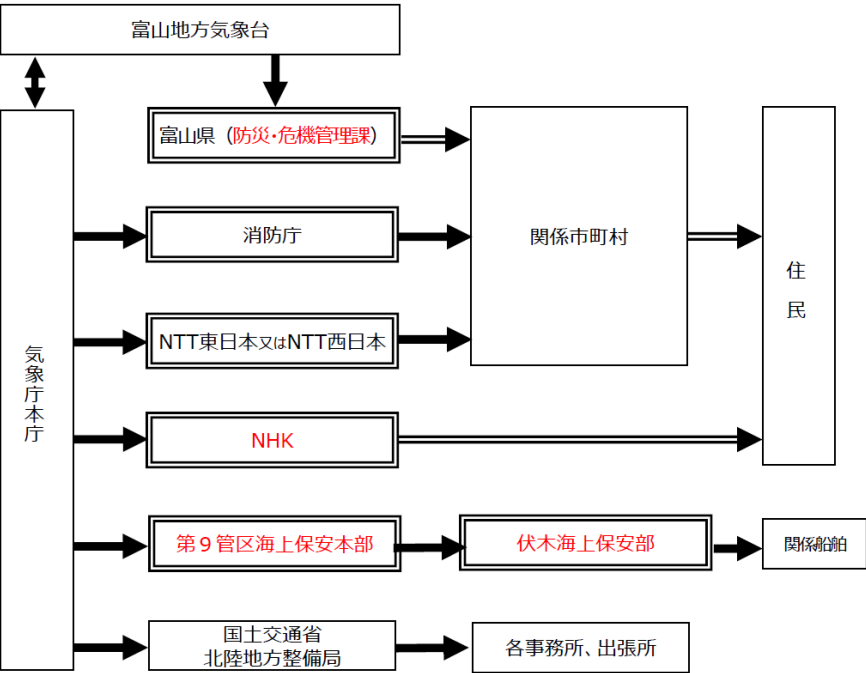
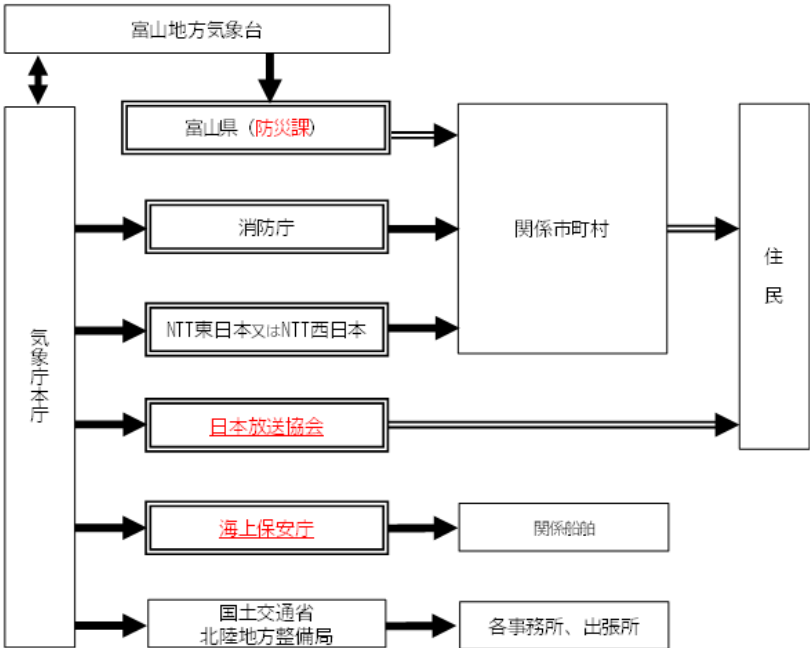
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
土砂災害警戒情報伝達系統図  2 非常時の伝達体制 (1) 関係機関は、富山地方気象台との専用通信施設又は公共通信施設が途絶した場合には、次の方法により予警報の受信の確保を図るものとする。	土砂災害警戒情報伝達系統図  2 非常時の伝達体制 (1) 関係機関は、富山地方気象台との専用通信施設又は公共通信施設が途絶した場合には、次の方法により予警報の受信の確保を図るものとする。	令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正 名称の変更

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)		備 考
伝 達 機 関	関 係 機 関 措 置	伝達機関	関係機関措置	令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正
富山県(防災・危機管理課)	移動無線車及び連絡員派遣	富山県(防災課)	移動無線車及び連絡員派遣	
国土交通省(富山河川国道事務所)	移動無線車及び連絡員派遣	国土交通省(富山河川国道事務所)	移動無線車及び連絡員派遣	
海上保安庁(伏木海上保安部)	県警本部との間で非常無線確保	海上保安庁(伏木海上保安部)	県警本部との間で非常無線確保	
日本放送協会(富山放送局)	連絡員派遣	日本放送協会(富山放送局)	連絡員派遣	
民放・新聞各社	携帯無線機及び連絡員派遣	民放・新聞各社	携帯無線機及び連絡員派遣	
西日本旅客鉄道株式会社(施設指令、)	連絡員派遣	西日本旅客鉄道株式会社(施設指令、)	連絡員派遣	
北陸広域鉄道部施設課)		北陸広域鉄道部施設課)		
北陸電力送配電株式会社(中央給電指令所)	携帯無線機及び連絡員派遣	北陸電力送配電株式会社(中央給電指令所)	携帯無線機及び連絡員派遣	
富山地方鉄道株式会社(技術課)	携帯ラジオ確保	富山地方鉄道株式会社(技術課)	携帯ラジオ確保	
日本赤十字社富山県支部(事業推進課)	連絡員派遣	日本赤十字社富山県支部(事業推進課)	連絡員派遣	

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備 考
3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）  第2節 災害未然防止活動の実施 （略） 第1 （略） 第2 土砂災害対策 （略） 1 情報の収集及び伝達 （略） （1）土砂災害警戒区域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。この場合、住民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。土砂災害の<u>状況</u>を住民が容易に<u>理解ができるよう</u>、土砂災害警戒情報・<u>大雨警報（土砂災害）の危険度分布</u>などの気象情報	3 気象予警報等伝達系統図（各防災関係機関）  第2節 災害未然防止活動の実施 （略） 第1 （略） 第2 土砂災害対策 （略） 1 情報の収集及び伝達 （略） （1）土砂災害警戒区域においては、局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、現地との連絡通報体制を確保し、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害の状況の早期把握に努めるものとする。この場合、住民の生命の安全に関する情報を最優先に収集、伝達するものとする。土砂災害の<u>危険度状況</u>を住民が容易に<u>理解ができるよう</u>、土砂災害警戒情報・<u>土砂キキクル</u>などの気象情報の解説に努める。	令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正 名称変更 伝達経由変更のため 防災気象情報の体系変

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
の解説に努める。 2～3 (略) 4 土砂災害警戒情報の通知及び活用 (1) 県及び富山地方気象台の措置 <u>大雨警報(土砂災害)発表後</u>、大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、<u>県は富山地方気象台と共同して</u>、該当する<u>市町村</u>に土砂災害警戒情報を発表し通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令の参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。 <u>(新設)</u> 第3節 応急活動体制 (略) 第1 県の活動体制 (略) 1 職員の非常配備・参集 (略) (1) 非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。	2～3 (略) 4 土砂災害警戒情報の通知及び活用 (1) 県及び富山地方気象台の措置 大雨による土砂災害のおそれが高まった時に、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考にすることを目的に、該当する<u>地域</u>に土砂災害警戒情報を発表し通知及び一般へ周知するとともに、避難指示等の発令の参考情報として、土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。 <u>※土砂災害警戒情報は土砂崩れに関する警報と一体として、レベル4土砂災害危険警報という情報名称を用いて通知等を行う。</u> 第3節 応急活動体制 (略) 第1 県の活動体制 (略) 1 職員の非常配備・参集 (略) (1) 非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。	更に伴うもの

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)			備考
種別	配備基準	配備体制	種別	配備基準	配備体制	
第1 非常配備	① 各種注意報等が県下に発表され、危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報(待機・準備)が発令されたとき ③ 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制	第1 非常配備	① 警戒レベル2相当の各種注意報等が県下に発表され、気象解説情報(線状降水帯半日前予測)等の危険な状態が予想されるとき ② 下新川海岸において水防警報(待機・準備)が発令されたとき ③ 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	危機管理課 防災課 消防課 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制	防災気象情報の体系変更に伴うもの
第2 非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下に次の警報が1以上発表されたとき ・大雨警報 ・洪水警報 ・暴風警報 ③ 下新川海岸において水防警報(距離確保準備)が発令されたとき ④ 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 管財課 道路課 河川課 厚生企画課 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。	第2 非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下に次の警報が1以上発表されたとき ・レベル3氾濫警報 ・レベル3大雨警報 ・レベル3土砂災害警報 ・暴風警報 ③ 下新川海岸において水防警報(距離確保準備)が発令されたとき ④ 知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき	危機管理課 防災課 消防課 管財課 道路課 河川課 厚生企画課 上記に加え、関係部局の配備計画に基づき、あらかじめ指定された職員 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。	
第3 非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に次の特別警報が1以上発表されたとき(災害対策本部自動設置) ・大雨特別警報 ・暴風特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 ④ 県下に顕著な大雨に関する富山県気象情報が発表されたとき(災害対策本部自動設置)	災害対策に万全を期するため、原則として当該災害に関係ある各課(班)全員があたる。ただし、知事(本部長)が、災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の配備対象職員を指定したときは、この限りでない。	第3 非常配備	① 県下全域にわたって災害が発生すると予想されるとき ② 県下全域でなくとも、その被害が特に甚大であると予想され、かつ知事(本部長)が必要と認め当該配備を指令したとき ③ 県下に次の特別警報が1以上発表されたとき(災害対策本部自動設置) ・レベル5氾濫特別警報 ・レベル5大雨特別警報 ・レベル5土砂災害特別警報 ・暴風特別警報 ・レベル5高潮特別警報 ・波浪特別警報 ④ 県下に気象防災速報(線状降水帯発生)が発表されたとき(災害対策本部自動設置)	災害対策に万全を期するため、原則として当該災害に関係ある各課(班)全員があたる。ただし、知事(本部長)が、災害の発生(予測を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定の範囲の配備対象職員を指定したときは、この限りでない。	
2 県災害対策本部等の設置(略) (1)設置基準 ア 県下に次の特別警報が1以上発表されたとき (新設)			2 県災害対策本部等の設置(略) (1)設置基準 ア 県下に次の特別警報が1以上発表されたとき ・レベル5氾濫特別警報			防災気象情報の体系変更に伴うもの

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考																																																
・大雨特別警報 (新設) ・暴風特別警報 ・高潮特別警報 ・波浪特別警報 イ 県下に<u>顕著な大雨に関する富山県気象情報</u>が発表されたとき ウ～エ (略) (2) 組織 ア 本部 (ア)～(エ) (オ)医療救護又は保健福祉活動の総合調整を行う必要があるときは、厚生部内に「保健医療福祉調整本部」を設置する。また、被災現地を所管する厚生センター内に「<u>地域医療福祉調整本部</u>」を設置し、円滑な保健医療福祉活動が実施できるよう、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。 (略) (カ) (略) イ 支部 (ア)～(ウ) (略) 県災害対策本部支部組織図 対 策 本 部 害 <table><thead><tr><th></th><th>名 称</th><th>所 管 区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">支 部</td><td>富山支部</td><td>富山市</td></tr><tr><td>高岡支部</td><td>高岡市、氷見市、射水市</td></tr><tr><td>魚津支部</td><td>魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡</td></tr><tr><td>砺波支部</td><td>砺波市、小矢部市、南砺市</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> 支部長（土木センター所長） <table><tbody><tr><td>総務・土木班</td><td>班長：土木センター次長</td></tr><tr><td>災害救助・保健班</td><td>班長：厚生センター所長</td></tr><tr><td>農地林務班</td><td>班長：農林振興センター所長</td></tr><tr><td>教育班</td><td>班長：教育事務所長</td></tr><tr><td>協力班</td><td>班長：その他出先機関の長</td></tr></tbody></table>		名 称	所 管 区 域	支 部	富山支部	富山市	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市			総務・土木班	班長：土木センター次長	災害救助・保健班	班長：厚生センター所長	農地林務班	班長：農林振興センター所長	教育班	班長：教育事務所長	協力班	班長：その他出先機関の長	・レベル5大雨特別警報 ・レベル5土砂災害特別警報 ・暴風特別警報 ・レベル5高潮特別警報 ・波浪特別警報 イ 県下に<u>気象防災速報（線状降水帯発生）</u>が発表されたとき ウ～エ (略) (2) 組織 ア 本部 (ア)～(エ) (オ)医療救護又は保健福祉活動の総合調整を行う必要があるときは、厚生部内に「保健医療福祉調整本部」を設置する。また、被災現地を所管する厚生センター内に「<u>地域保健医療福祉調整本部</u>」を設置し、円滑な保健医療福祉活動が実施できるよう、連携を図りながら活動できる体制を構築することとする。 (略) (カ) (略) イ 支部 (ア)～(ウ) (略) 県災害対策本部支部組織図 対 策 本 部 害 <table><thead><tr><th></th><th>名 称</th><th>所 管 区 域</th></tr></thead><tbody><tr><td rowspan="5">支 部</td><td>富山支部</td><td>富山市</td></tr><tr><td>高岡支部</td><td>高岡市、氷見市、射水市</td></tr><tr><td>魚津支部</td><td>魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡</td></tr><tr><td>砺波支部</td><td>砺波市、小矢部市、南砺市</td></tr><tr><td></td><td></td></tr></tbody></table> 支部長（土木センター所長） <table><tbody><tr><td>総務・土木班</td><td>班長：土木センター次長</td></tr><tr><td>厚生班</td><td>班長：厚生センター所長</td></tr><tr><td>農地林務班</td><td>班長：農林振興センター所長</td></tr><tr><td>教育班</td><td>班長：教育事務所長</td></tr><tr><td>協力班</td><td>班長：その他出先機関の長</td></tr></tbody></table>		名 称	所 管 区 域	支 部	富山支部	富山市	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市			総務・土木班	班長：土木センター次長	厚生班	班長：厚生センター所長	農地林務班	班長：農林振興センター所長	教育班	班長：教育事務所長	協力班	班長：その他出先機関の長	字句の修正 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規定の改正に伴うもの
	名 称	所 管 区 域																																																
支 部	富山支部	富山市																																																
	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市																																																
	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡																																																
	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市																																																
総務・土木班	班長：土木センター次長																																																	
災害救助・保健班	班長：厚生センター所長																																																	
農地林務班	班長：農林振興センター所長																																																	
教育班	班長：教育事務所長																																																	
協力班	班長：その他出先機関の長																																																	
	名 称	所 管 区 域																																																
支 部	富山支部	富山市																																																
	高岡支部	高岡市、氷見市、射水市																																																
	魚津支部	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡																																																
	砺波支部	砺波市、小矢部市、南砺市																																																
総務・土木班	班長：土木センター次長																																																	
厚生班	班長：厚生センター所長																																																	
農地林務班	班長：農林振興センター所長																																																	
教育班	班長：教育事務所長																																																	
協力班	班長：その他出先機関の長																																																	

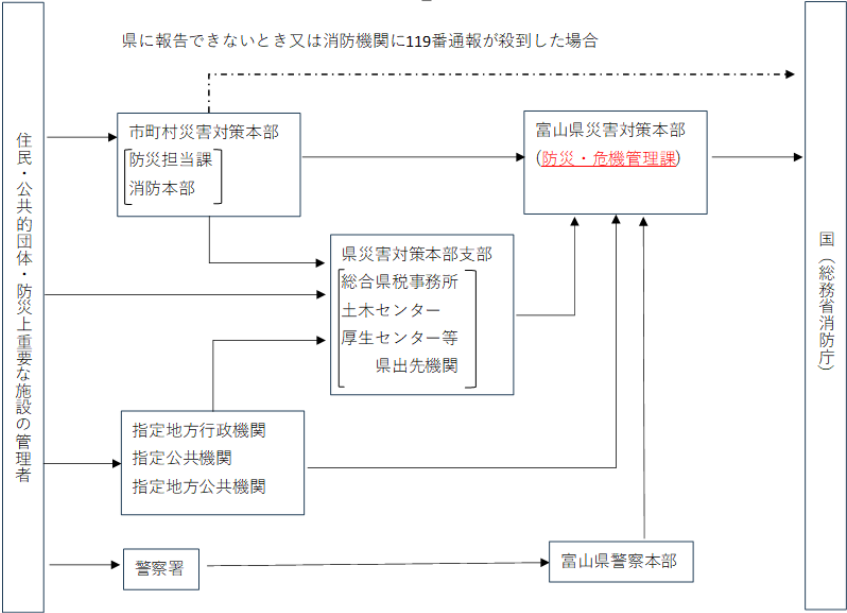
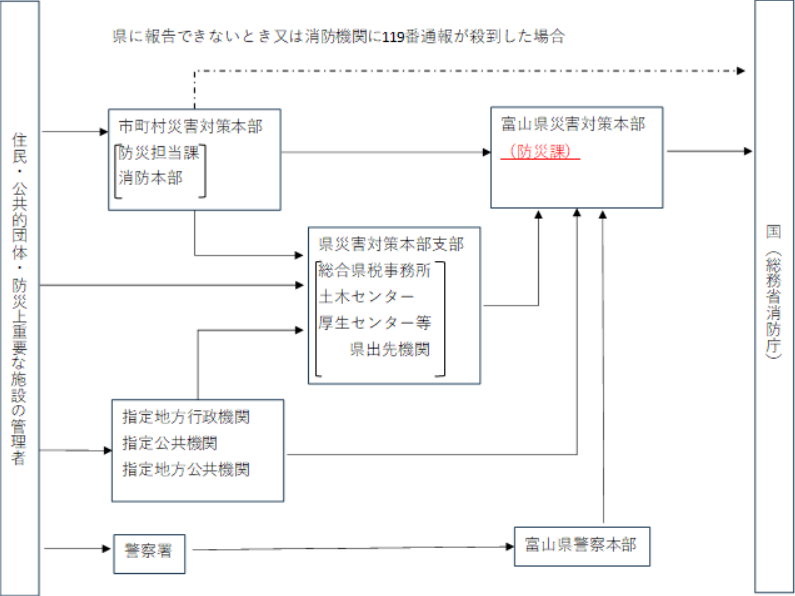
※ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生センタ

※1ただし、富山支部が設置された場合は、中部厚生セン

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
一 所長を<u>災害救助・保健班長</u>とする。 <u>(新設)</u> (資料「13－2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」) ウ (略) (3) (略) (4) 設置の通知等 ア 県職員 (略) (ア) (略) (イ) 勤務時間外に設置されたとき 総務班長 (<u>防災・危機管理課長</u>) は、「富山県総合防災情報システム」やデジタル技術の活用等により周知する。 第4 災害救援ボランティアの受入れ (略) 1 (略) 2 富山県災害救援ボランティア本部の設置 (略) (1) (略) (2) 機能・業務 ア～カ (略) キ 「東海北陸ブロック <u>県市社会福祉協議会災害応援協定</u>」等に基づく支援要請 第4節 情報の収集・伝達	ター所長を<u>厚生班長</u>とする。 <u>※2 厚生班に設置する地域保健医療福祉調整本部の所管区域は、富山県厚生センター条例（平成14年富山県条例第2号）第2条に規定する各厚生センターの所管区域とする。</u> <u>※3 各支部（富山支部を除く。）が設置されたときは、各厚生班長は、各支部に連絡員を派遣するものとする。</u> <u>※4 富山支部が設置されたとき、富山支部長は、必要に応じて、保健医療福祉調整本部から連絡員の派遣を受けるものとする。</u> (資料「13－2 富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規程」) ウ (略) (3) (略) (4) 設置の通知等 ア 県職員 (略) (ア) (略) (イ) 勤務時間外に設置されたとき 総務班長 (<u>危機管理課長</u>) は、「富山県総合防災情報システム」やデジタル技術の活用等により周知する。 第4 災害救援ボランティアの受入れ (略) 1 (略) 2 富山県災害救援ボランティア本部の設置 (略) (1) (略) (2) 機能・業務 ア～カ (略) キ 「東海北陸ブロック <u>県市社協災害応援に関する協定</u>」等に基づく支援要請 第4節 情報の収集・伝達	富山県災害対策本部の組織及び運営に関する規定の改正に伴うもの 協定の正式名称に修正（各編共通）

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(略) 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1 (略) 2 被害情報等の収集・伝達系統 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。 なお、水防活動に係る情報の収集・伝達系統は「富山県水防計画」に定めるとおりとする。  第4節 情報の収集・伝達 (略) 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1～3 (略) 4 被害情報の収集活動 (略) (1)～(2) (略) (3)ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集 県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海	(略) 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1 (略) 2 被害情報等の収集・伝達系統 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。 なお、水防活動に係る情報の収集・伝達系統は「富山県水防計画」に定めるとおりとする。  ※(□)内は、災害対策本部が設置されない場合を示す。 第4節 情報の収集・伝達 (略) 第1 被害状況等の収集・伝達活動 1～3 (略) 4 被害情報の収集活動 (略) (1)～(2) (略) (3)ヘリコプター等保有機関による上空からの情報収集 県消防防災ヘリコプター等及び自衛隊、国土交通省や海	令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考																								
上保安本部等の航空機や高所監視カメラの上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、<u>県警ヘリコプター</u>及び国土交通省ヘリコプターの<u>ヘリコプターテレビ電送システム</u>により情報を収集する。 (略) 5 被害情報等の収集担当部班(室課)(県各部局) (略) <table border="1" data-bbox="174 472 1037 667"> <thead> <tr> <th>被害項目</th><th>担当部班</th><th>備考(室課名)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的・家屋被害</td><td>危機管理部総務班</td><td><u>防災・危機管理課</u></td></tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td><td>厚生部<u>災害救助班</u></td><td>厚生企画課</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> ※1 (略) 2 担当部班は、被害情報を取りまとめ、速やかに危機管理部総務班(<u>防災・危機管理課</u>)に報告する。 6 (略) 7 被害状況の報告 (略) (1)災害即報 ア (略) イ 市町村 (ア)市町村(防災担当課、消防本部)は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び水害、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部(<u>防災・危機管理課</u>)に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部(<u>防災・危機管理課</u>)に報告する。 (略) (イ) (略) (ウ)地域住民等から 119 番への通報が殺到している状	被害項目	担当部班	備考(室課名)	人的・家屋被害	危機管理部総務班	<u>防災・危機管理課</u>	社会福祉施設被害	厚生部 <u>災害救助班</u>	厚生企画課	(略)	(略)	(略)	上保安本部等の航空機や高所監視カメラの上空からの目視、県消防防災ヘリコプター、<u>警察ヘリコプター</u>及び国土交通省ヘリコプターの<u>ヘリコプターテレビ電送システム、ヘリコプター衛星通信システム(ヘリサット)</u>等により情報を収集する。 (略) 5 被害情報等の収集担当部班(室課)(県各部局) (略) <table border="1" data-bbox="1077 472 1939 628"> <thead> <tr> <th>被害項目</th><th>担当部班</th><th>備考(室課名)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的・家屋被害</td><td>危機管理部総務班</td><td><u>危機管理課</u></td></tr> <tr> <td>社会福祉施設被害</td><td>厚生部<u>厚生企画班</u></td><td>厚生企画課</td></tr> <tr> <td>(略)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> ※1 (略) 2 担当部班は、被害情報を取りまとめ、速やかに危機管理部総務班に報告する。 6 (略) 7 被害状況の報告 (略) (1)災害即報 ア (略) イ 市町村 (ア)市町村(防災担当課、消防本部)は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害状況及び水害、土砂災害等の発生状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、被害が大規模であると認められるときは、被害規模及び概括的な被害情報を県災害対策本部に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、災害応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部に報告する。 (略) (イ) (略) (ウ)地域住民等から 119 番への通報が殺到している状	被害項目	担当部班	備考(室課名)	人的・家屋被害	危機管理部総務班	<u>危機管理課</u>	社会福祉施設被害	厚生部 <u>厚生企画班</u>	厚生企画課	(略)	(略)	(略)	字句の修正 防災基本計画に伴う修正 令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正 字句の修正 令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正
被害項目	担当部班	備考(室課名)																								
人的・家屋被害	危機管理部総務班	<u>防災・危機管理課</u>																								
社会福祉施設被害	厚生部 <u>災害救助班</u>	厚生企画課																								
(略)	(略)	(略)																								
被害項目	担当部班	備考(室課名)																								
人的・家屋被害	危機管理部総務班	<u>危機管理課</u>																								
社会福祉施設被害	厚生部 <u>厚生企画班</u>	厚生企画課																								
(略)	(略)	(略)																								

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
況下にあつては、直ちに国(総務省消防庁経由)及び県災害対策本部(防災・危機管理課)へ同時に報告する。 ウ その他の機関 被害の状況を速やかに県災害対策本部(防災・危機管理課及び防災担当課)に報告する。(消防庁への被害情報報告先は資料編に掲載) (2) 災害確定報告 ア 市町村 応急措置が完了した後、10 日以内に、県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。 イ (略) 第5節 災害救助法の適用 (略) 第1 (略) 第2 救助実施体制 1 災害救助の実施機関(県厚生部、県関係部局) (1)～(4) (略) 2 救助の程度、方法及び期間(県厚生部、県関係部局) 第6節 広域応援要請 (略) 第1 (略) 第2 応援要請 (略) 1 自衛隊の災害派遣 知事は、災害が発生し必要がある場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。 (1) (略) (2) 災害派遣要請の依頼手続き	況下にあつては、直ちに国(総務省消防庁経由)及び県災害対策本部へ同時に報告する。 ウ その他の機関 被害の状況を速やかに県災害対策本部に報告する。 (消防庁への被害情報報告先は資料編に掲載) (2) 災害確定報告 ア 市町村 応急措置が完了した後、10 日以内に、県災害対策本部に報告する。 イ (略) 第5節 災害救助法の適用 (略) 第1 (略) 第2 救助実施体制 1 災害救助の実施機関(県危機管理局、県関係部局) (1)～(4) (略) 2 救助の程度、方法及び期間(県危機管理局、県関係部局) 第6節 広域応援要請 (略) 第1 (略) 第2 応援要請 (略) 1 自衛隊の災害派遣 知事は、災害が発生し、<u>公共性、緊急性、非代替性の3つの要件を総合的に判断し</u>、必要がある場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。 <u>※災害派遣の3要件</u> <u>公共性 公共の秩序を維持するという観点において妥当性があること</u> <u>緊急性 状況から見て差し迫った必要性があること</u> <u>非代替性 自衛隊の部隊等が派遣される以外に他に適切な手段がないこと</u> (1) (略) (2) 災害派遣要請の依頼手続き	令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正 災害派遣の3要件について明記 令和7年4月1日付け

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

[illegible]

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
4 情報の収集・整理・提供 (1) 県は、<u>平常時</u>から精神障害者や在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者や人工透析実施患者等、医療依存度の高い難病者の治療及び生活状況の把握に努め、被災時の支援体制を関係機関と連携して整備する。 (2) (略) 第9節 避難活動 第1 避難指示等及び誘導 1～2 (略) 3 避難誘導(県警察本部、市町村) (1) 市町村 避難指示が出された場合、市町村は<u>地元警察署</u>及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。 (略) (2) (略) (3) 警察 ア 避難誘導にあたっては、<u>避難道路</u>の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。 イ～ウ (略) (4) (略) 4～5 (略) 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに<u>避難道路</u>の運用 1 (略) 2 <u>避難道路</u>の運用 (略) 第3 避難所の設置・運営 (略) 1 避難所の開設 (1)～(2) (略)	4 情報の収集・整理・提供 (1) 県は、<u>平時</u>から精神障害者や在宅人工呼吸器及び在宅酸素療法実施患者や人工透析実施患者等、医療依存度の高い難病者の治療及び生活状況の把握に努め、被災時の支援体制を関係機関と連携して整備する。 (2) (略) 第9節 避難活動 第1 避難指示等及び誘導 1～2 (略) 3 避難誘導(県警察本部、市町村) (1) 市町村 避難指示が出された場合、市町村は<u>警察署</u>及び消防機関の協力を得て、地域又は自治会単位に集団の形成を図るため、あらかじめ指定してある指定緊急避難場所及び指定避難所に誘導員を配置し、住民を誘導する。 (略) (2) (略) (3) 警察 ア 避難誘導にあたっては、<u>避難路</u>の要所に誘導員を配置し、避難者の通行を確保し、避難者を迅速かつ安全に避難させるとともに、活発な広報活動を行い、事故・紛争等の防止に努める。 イ～ウ (略) (4) (略) 4～5 (略) 第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに<u>避難路</u>の運用 1 (略) 2 <u>避難路</u>の運用 (略) 第3 避難所の設置・運営 (略) 1 避難所の開設 (1)～(2) (略) (3) 避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県(災	消防機関に 合わせて 「地元」を 削除 文言の統一

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(3)避難所を開設したときは、開設状況を速やかに県(災害対策本部)及び<u>地元警察署</u>、消防署 等関係機関に連絡する。 (4)～(6) (略) <u>(7)高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u> <u>(8)市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u> <u>(9)市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> <u>(10)市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u> 2 避難所の運営(県危機管理局、県厚生部、県土木部、市町村) (1)～(5) (略) (6)市町村は、<u>避難所</u>の運営における<u>女性</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等<u>に配慮する</u>ものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>避難所</u>における<u>安</u>	害対策本部)及び<u>警察署</u>、消防署 等関係機関に連絡する。 (4)～(6) (略) <u>(7)市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。</u> <u>(8)高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、旅館やホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。</u> <u>(9)市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。</u> <u>(10)市町村は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等とともに、指定避難所については当該避難所に付与された全国共通避難所・避難場所IDを適切に県に報告し、県は、その情報を国に共有するよう努めるものとする。</u> 2 避難所の運営(県危機管理局、県厚生部、県土木部、市町村) (1)～(5) (略) (6)市町村は、<u>指定避難所等</u>の運営における<u>女性や子育て家庭</u>の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方及び性的少数者の視点等<u>への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める</u>ものとする。特に、男女別トイレ、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による<u>指定避難所等</u>に	規程整備 (各編で記載の順番統一) 国の防災基本計画の修正を反映

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<u>全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ</u>に配慮した避難所の運営に努めるものとする。 (7)市町村は、指定避難所等における女性や<u>子供</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>子供</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 (8)～(10) (略) 3～5 (略) 第4 要配慮者の支援 (略) 1 要配慮者対策(県危機管理局、県厚生部、市町村) (1) (略) (2)要配慮者の支援 ア～オ (略) カ 災害派遣福祉チーム(DWAT)等の派遣 県は、<u>避難所</u>の高齢者、障害者等の<u>生活機能の低下を防止等</u>のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DWAT)や災害支援ナースを避難所へ派遣する	における<u>安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭、こども・若者のニーズ</u>に配慮した避難所の運営に努めるものとする。 (7)市町村は、指定避難所等における女性や<u>こども</u>等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や<u>こども</u>等の安全に配慮するよう努めるものとする。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努めるものとする。 (8)～(10) (略) 3～5 (略) 第4 要配慮者の支援 (略) 1 要配慮者対策(県危機管理局、県厚生部、市町村) (1) (略) (2)要配慮者の支援 ア～オ (略) カ 災害派遣福祉チーム(DWAT)等の派遣 県は、<u>避難所等</u>の高齢者、障害者等の<u>多様なニーズへの対応</u>のため、富山県社会福祉協議会と連携し、必要に応じて災害派遣福祉チーム(DWAT)を避難所の<u>避難者、在宅避難者や車中泊避難者のもとへ派遣するほか、避難所の高齢者、障害者等の生活機能の低下防止等のため、富山県看護協会と連携し、必要に応じて災害支援ナースを避難所へ派遣する。</u>	国の防災基本計画の修正を反映 令和7年7月災対法改正に伴う修正(避難所・福祉避難所に限定されていたDWATの活動範囲が、在宅及び自家用車で生活続ける要配慮者、社会福祉施設等で生活続ける要配慮者その他支援を必要とする要配慮者に対する支援へと

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
2 (略) 3 外国人の支援対策(県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関、関係機関) (1) (略) (2) 外国人の生活支援 ア外国人への情報提供 県及び市町村は、外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに、報道機関、外国人雇用企業監理団体及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。 イ避難所における相談体制の整備 市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア、富山県災害多言語支援センター及び外国人雇用企業監理団体等の協力を得ながら、相談体制を整備する。また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する 第10節 交通規制・輸送対策 (略) 第1～第2 (略) 第3 災害時における車両の移動等 (略) 1～2 (略) 3 <u>公安委員会</u>の措置 <u>公安委員会</u>は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 第4 輸送車両、船舶、航空機の確保 (略)	2 (略) 3 外国人の支援対策(県危機管理局、県地方創生局、県生活環境文化部、市町村、報道機関、関係機関) (1) (略) (2) 外国人の生活支援 ア外国人への情報提供 県及び市町村は、外国人向けの防災関係等の情報サイトへのアクセスリンクを公式ウェブサイト等に記載するとともに、報道機関、外国人雇用企業、<u>監理団体</u>及び地域のキーパーソン等の協力のもとに、被災した外国人に対して生活必需品や利用可能な施設及びサービス等に関する情報の提供を行う。 イ避難所における相談体制の整備 市町村は、避難所において、被災した外国人の生活に必要な物資や通訳などのニーズの把握及び対応のため、ボランティア、富山県災害多言語支援センター及び外国人雇用企業、<u>監理団体</u>等の協力を得ながら、相談体制を整備する。また、携帯型翻訳機・アプリ等の活用を推進する 第10節 交通規制・輸送対策 (略) 第1～第2 (略) 第3 災害時における車両の移動等 (略) 1～2 (略) 3 <u>県公安委員会</u>の措置 <u>県公安委員会</u>は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。 第4 輸送車両、船舶、航空機の確保 (略)	拡大) 「外国人雇用企業」と「監理団体」を区分するため、「」を追記 字句の修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

[illegible]

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現行地域防災計画		修正案(変更部分のみ記載)		備考
				字句の修正
(2)～(4) (略) (5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである		(2)～(4) (略) (5) 各機関の食料、生活必需物資の調達体制 各機関の調達体制は、次のとおりである		
機関名	実施内容	機関名	実施内容	
市町村	(略) 3 市町村長は、災害救助法適用後、食料・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を <u>県厚生部</u> に連絡する。	市町村	(略) 3 市町村長は、災害救助法適用後、食料・生活必需品の給与の必要が生じたとき、直ちに知事の指示を受け、状況によりその調達を <u>県危機管理</u> <u>理局</u> に連絡する。	令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正
県 <u>厚生部</u>	1 災害救助法適用後において、市町村から要請があったとき、又は <u>厚生部</u> が被害状況から必要と認めたときは、県 <u>厚生部</u> が備蓄している非常食・生活必需品を供給する。 (略)	県 <u>危機管理</u> <u>理局</u>	1 災害救助法適用後において、市町村から要請があったとき、又は <u>県危機管理</u> <u>理局</u> が被害状況から必要と認めたときは、県 <u>危機管理</u> <u>理局</u> が備蓄している非常食・生活必需品を供給する。 (略)	
県農林水産部	1 県 <u>厚生部</u> から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味	県農林水産部	1 県 <u>危機管理</u> <u>理局</u> から食料についての調達依頼があったときは、直ちに米穀、乾パン等、副食品、調味	
				令和7年4月1日付け

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画		修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)		備 考
	料及び生鮮食料品について、農林水産省(食料・物資支援チーム)及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2～3 (略) 4 調達した食料は、県 <u>厚生部</u> と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。		調味料及び生鮮食料品について、農林水産省(食料・物資支援チーム)及びあらかじめ協力依頼している業界等を通じて必要量を調達する。 2～3 (略) 4 調達した食料は、県 <u>危機管理局</u> と協議のうえ定めた引継場所まで配送し、引渡すものとする。	機構改革に伴う修正
(略)	(略)	(略)	(略)	
農林水産省 <u>農政局長</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請(希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載)を農林水産省 <u>農政局長</u> に対して行う。引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農政局長</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	農林水産省 <u>農産局長</u>	「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」(平成21年5月29日付21総食第113号総合食料局長通知)に基づき、県は災害救助用米穀の引渡しの要請(希望数量、引渡し場所及び引渡し方法等に関する情報を記載)を農林水産省 <u>農産局長</u> に対して行う。引渡し要請を受けた農林水産省 <u>農産局長</u> は、受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。	規程整備
(6) (略)		(6) (略)		国の防災基本計画の修正を反映
3 輸送体制(各防災関係機関)		3 輸送体制(各防災関係機関)		
(1) (略)		(1) (略)		令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正
(2) (略)		(2) (略)		
県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに <u>開設し、避難所</u> までの輸送体制を確保するものとする。 (略)		県は広域物資輸送拠点を、市町村は地域内輸送拠点を速やかに <u>開設するとともに、民間事業者との災害時応援協定に基づいて輸送拠点での物資の受入れ、車両の手配、輸送等を行う体制を速やかに整え、指定避難所等</u> までの輸送体制を確保するものとする。 (略)		令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正
(3)～(6) (略)		(3)～(6) (略)		
4 被災者の要望把握と支援(県危機管理局、 <u>県厚生部</u> 、市町村)		4 被災者の要望把握と支援(県危機管理局、市町村)		令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)		
第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 (略)		第12節 廃棄物処理・防疫・食品衛生対策 (略)		令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正
第1～第3 (略)		第1～第3 (略)		
第4 防疫対策		第4 防疫対策		

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(略) 1 厚生センター、市町村等の災害時防疫対策体制(県厚生部、市町村) (1)厚生センター、市町村における災害時防疫対策組織の設置 ア 厚生センター災害防疫組織の設置 県災害対策本部健康班、<u>感染症対策班</u>(健康対策室)の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。 (2) (略) (3)防疫資材の確保 ア (略) イ 防疫資材の需給状況に関する情報提供 県災害対策本部健康班、<u>感染症対策班</u>(健康対策室)は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。 第13節 警備活動 (略) 第1 (略) 第2 行方不明者の捜索 (略) 1 捜索 (1)部隊の大量投入による広範囲な捜索 被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、<u>警察災害派遣隊等特別派遣部隊</u>を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。 (2)～(3) (略) 2 行方不明者の調査 (1)行方不明者等の調査依頼 ア (略) イ 名簿の作成 避難所へ被害調査班を派遣して、避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した<u>迷い子行方不明者</u>については名簿を作成し、<u>県警察警備本部</u>及び署	(略) 1 厚生センター、市町村等の災害時防疫対策体制(県厚生部、市町村) (1)厚生センター、市町村における災害時防疫対策組織の設置 ア 厚生センター災害防疫組織の設置 県災害対策本部健康班、<u>感染症・疾病対策班</u>(健康対策室)の指示のもとに、厚生センター災害防疫組織を設置する。 (2) (略) (3)防疫資材の確保 ア (略) イ 防疫資材の需給状況に関する情報提供 県災害対策本部健康班、<u>感染症・疾病対策</u>(健康対策室)は、各厚生センター及び市町村における防疫資材の需給状況を把握し、情報を提供する。 第13節 警備活動 (略) 第1 (略) 第2 行方不明者の捜索 (略) 1 捜索 (1)部隊の大量投入による広範囲な捜索 被災地域が広いことが予想されることから、行方不明者の把握に困難を伴うため、<u>警察災害派遣隊等</u>を早期、大量に投入して、広範囲な捜索活動を実施する。 (2)～(3) (略) 2 行方不明者の調査 (1)行方不明者等の調査依頼 ア (略) イ 名簿の作成 避難所へ被害調査班を派遣して、避難者と迷い子、行方不明者の把握に努め、把握した<u>迷い子、行方不明者</u>については名簿を作成し、<u>県警察災害警備本部</u>及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安	字句の修正 字句の修正 警察災害派遣部隊に「特別派遣部隊」も含まれることから、削除 字句の修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。 第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 (略) 第1 電力施設 (略) 1 初動活動体制(北陸電力、北陸電力送配電) (1)防災体制の発令 ア <u>非常災害の情勢により防災体制を発令する。即ち、災害が予想される場合は警戒体制を、災害が数時間以内に発生することが予想される場合又は発生した場合は、非常体制を発令する。</u> 対策組織としては、本店に総本部、支店・支社に本部、支店・支社の各部所に支部を設置する。 イ (略) (2)社外応援体制 (略) ア (略) イ 他電力会社の応援が必要な場合は、<u>中央電力協議会を通じて資機材・役務の融通を依頼する。</u> 第2 (略) 第3 上水道施設 1 応急給水対応(県厚生部、県企業局、市町村) 水道事業者は、<u>災害時においても速やかに給水を確保するよう努める。また、水道事業者は、給水にあたっては、すべての被災者に対して等しく配給しなければならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については、最優先されるよう配慮する。</u> <u>県は、被害の状況に応じて市町村相互の支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を行う。</u>	否の照会に対応する。 第15節 ライフライン施設の応急復旧対策 (略) 第1 電力施設 (略) 1 初動活動体制(北陸電力、北陸電力送配電) (1)防災体制の発令 ア <u>防災業務計画に定める非常災害の情勢により防災体制(警戒体制または非常災害体制)を発令する。</u> 対策組織としては、本店に総本部、支店・支社に本部、支店・支社の各部所に支部を設置する。 イ (略) (2)社外応援体制 (略) ア (略) イ 他電力会社の応援が必要な場合は、<u>電気事業法に基づき一般送配電事業者10社が連名で国に届け出した「災害時連携計画」に基づき、資機材・役務の応援を要請する。</u> 第2 (略) 第3 上水道施設 1 応急給水対応(県厚生部、県企業局、市町村) 水道事業者は、<u>災害時に施設の被害調査、緊急措置及び応急給水の諸体制を速やかに確立するとともに、応急給水に参画し、円滑かつ適切な応急対策活動に努める。</u> <u>断水が発生した場合、速やかに、断水状況を把握した上で応急給水計画を策定するとともに、応急給水に必要な人員、給水車及び資機材を確保して、応急給水の実施に努める。</u> <u>被害が甚大な場合は、人員、装備、資機材のすべてにわたり、被災水道事業体の現有力では処理しきれないことが考えられる。このような事態に対処するため、県内外の水道事業</u>	防災業務計画の修正 (令和6年12月26日)に伴う変更 電気事業法の改正 (2020年7月1日)に伴う変更 地震・津波災害編と同様の記載とする 国の防災基本計画の修

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
	<u>者の広域支援体制を確立する。</u> <u>(1) 給水基準及び被災人口の確認</u> 水道事業者等は、応急給水活動を円滑に進めるため、生命維持に必要な水量を早急に把握して拠点給水あるいは給水車で輸送する。 <u>(2) 給水の方法</u> 給水の方法は、「拠点給水」※1あるいは給水車で輸送する「運搬給水」※2を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。同時に給水は、すべての被災者に対して等しく配給しなければならないが、なかでも人命救助を担う病院、診療所等の医療施設への給水については、最優先されるよう配慮する。 <u>(3) 応急給水要員の確保</u> 災害時の応急給水活動は、広範囲にわたることが考えられるため、水道事業者等は、可能な限り要員を確保する。給水要員については、復旧要員と異なり一般職員でも活動できるため、水道事業体職員を指導、教育し適正に配置する。 <u>(4) 応急給水支援体制</u> 県及び水道事業者等は、必要に応じ、関係機関に支援協力を要請し応急給水体制を確立する。 <u>(5) 応急給水時の広報</u> 水道事業者等は、災害時に住民に対して応急給水方法、給水拠点の場所、飲料水調達方法、水質についての注意などを周知させ、混乱が生じないように最大限の広報活動を行う。 <u>※1 拠点給水</u> 指定避難場所及びこれに近隣する浄水場、配水場等を給水拠点に設定し応急給水を行うものである。この給水拠点には、飲料水を確実に確保することが必要である。そのためには、常時貯水タンク等により確保する方法があり、やむを得ない場合には、拠点に仮設貯水設備を設置し必要量の飲料水を搬送する方法がある。 <u>実施にあたっての留意事項は、次のとおりである。</u> <u>(1) 拠点給水場所の確認</u> 地域住民に対し、平時から災害時の飲料水供給場所を周知しておく必要がある。	正を反映 地震・津波災害編と同様の記載とする 国の防災基本計画の修正を反映

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
2 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村） <u>（新設）</u>	<u>（2）被災人口の確認</u> <u>応急給水活動を円滑に進めるため被災人口及び確保水量を早急に把握することが必要である。</u> <u>（3）拠点での給水方法</u> <u>貯水設備に仮設給水栓類を取付け、住民自身が受水していく方法とし、混乱のないよう配慮することが必要である。</u> <u>また、給水にあたっては、特に衛生管理に配慮し、住民の受水容器の安全性についても考慮しなければならない。</u> <u>※2 運搬給水</u> <u>災害時の混乱期に、臨時給水拠点を設置し、給水車で運搬給水する方式は、人的、物的両面から給水区域を対象とすることは非常に困難と思われるので、可能な限り限定することが必要である。しかし、災害による被害が僅少で臨時の給水拠点が限定できる場合には運搬給水も有効である。</u> <u>この他、次のような特別な場所についても、緊急時の要請により運搬給水で対応することが必要である。</u> <u>（1）災害救護所及び総合病院</u> <u>災害時の救急医療体制に支障をきたさないよう、県及び市町村災害対策本部と連絡を保ち優先的に配慮する。</u> <u>（2）災害時給食設備所</u> <u>県及び市町村災害対策本部より指定されている給食設備所に対しては、県及び市町村災害対策本部の要請に基づいて運搬給水を行う。</u> <u>（3）その他</u> <u>県及び市町村災害対策本部より指示された場所</u> 2 応急復旧対応（県厚生部、県企業局、市町村） <u>水道事業者は、災害の発生時において、上水道の構造等を勘案して、速やかに、水道施設の巡視を行い、損傷その他の</u>	地震・津波 災害編と同様の記載とする 国の防災基本計画の修正を反映

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
<u>水道事業者は、</u>的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、応急給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに<u>正常給水を行うよう努める。</u> <u>また、</u>被害が甚大な場合は、他の市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。 <u>（新設）</u> 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、<u>厚生労働省</u>を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立するとともに、地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。 第4 下水道施設	<u>異状があることを把握したときは、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。</u> <u>また、住民の生活用水確保を目途に</u>的確な被害の把握に基づき応急復旧計画を策定し、送配水幹線から、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかに<u>正常給水に努める。</u> 被害が甚大な場合は、他市町村、水道工事業者及び水道資機材の取扱業者等の広域支援体制を確立する。 <u>（1） 復旧手順</u> <u>ア 取水、導水施設の被害は、浄水機能に大きな支障を及ぼすため、水道事業者はその復旧を最優先で行う。</u> <u>復旧時間に長時間を要する場合には、この間における予備設備の有効活用や他系統からの導水により、送・配水施設の復旧に伴う給水量の増加に対処する。</u> <u>イ 水道事業者は、管路の復旧にあたっては配水幹線、給水拠点に至る路線を優先し、弁操作により他系統からの管網からの給水を進めるなど順次配水調整を行い、断水地域を減少しながら復旧に努める。</u> <u>また、公道内の給水装置の復旧は、配水管の復旧と平行して実施する。</u> <u>（2） 広域支援体制</u> <u>ア 県は、市町村相互の支援、協力について必要なあつせん、指導及び要請を行う。</u> <u>イ 県は、被害が甚大であり、大規模な支援が必要であると判断した場合は、国土交通省</u>を通じ、全国の水道事業者等に支援を要請し事業者の受入れ窓口を設置するなど、十分な応急復旧体制を確立する。 <u>ウ 県は、</u>地元以外の水道事業者が復旧工事を実施する場合に、掛かり増し経費に対する補助を検討し、事業者に対する支援に努める。 第4 下水道施設	国の防災基本計画の修正を反映 所管省庁の変更による修正 能登半島地

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
1 応急復旧対応(県土木部、市町村) (略) (1) (略) (2) 応急復旧計画の策定 (略) なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②<u>応急復旧工法</u>、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。 (3)～(4) (略) 2 他部局との連携(県厚生部、県土木部、県企業局、市町村) (略) 特に、上水道施設と下水道施設の<u>復旧は</u>、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進めるものとする。 第4 (略) 第5 通信施設 1 (略) 2 通信施設の応急措置 (1) 公衆通信 <u>西日本電信電話株式会社</u>、株式会社N T T ドコモ北陸支社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。 (2) (略) 第18節 応急住宅対策 (略) 第1 応急仮設住宅の確保 1 被災世帯の調査(県<u>厚生部</u>、県土木部、市町村) (略) (1)～(2) (略) 2 応急仮設住宅の建設(県<u>厚生部</u>、県土木部、市町村) (1)～(9) (略)	1 応急復旧対応(県土木部、市町村) (略) (1) (略) (2) 応急復旧計画の策定 (略) なお、策定にあたっては、①応急復旧の緊急度、②<u>応急復旧工法(仮設ポンプや合併処理浄化槽の検討を含む)</u>、③応急復旧資材及び作業員の確保、④設計及び監督技術者の確保、⑤復旧財源措置等を考慮する。 (3)～(4) (略) 2 他部局との連携(県厚生部、県土木部、県企業局、市町村) (略) 特に、上水道施設と下水道施設の<u>復旧は、上下水道一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとし</u>、相互に復旧進捗状況を確認するなど整合性を保ちながら進めるものとする。 第4 (略) 第5 通信施設 1 (略) 2 通信施設の応急措置 (1) 公衆通信 <u>N T T 西日本株式会社</u>、株式会社N T T ドコモ北陸支社は、緊急に必要な災害対策機器等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保に留意し、速やかに応急復旧を行う。 (2) (略) 第18節 応急住宅対策 (略) 第1 応急仮設住宅の確保 1 被災世帯の調査(県<u>危機管理局</u>、県土木部、市町村) (略) (1)～(2) (略) 2 応急仮設住宅の建設(県<u>危機管理局</u>、県土木部、市町村) (1)～(9) (略)	震での対応事例を反映 国の防災基本計画の修正を反映 社名変更 令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
3 入居者の選定(県<u>厚生部</u>、市町村) (1)～(2) (略) 4 応急仮設住宅の管理(県<u>土木部</u>、<u>県厚生部</u>、県関係部局、市町村) (略) 応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 第2 被災住宅の応急修理 1 住宅の応急修理(県<u>厚生部</u>、市町村) (1)～(4) (略) 2 応急修理の対象者(県<u>厚生部</u>、市町村) 第19節 教育・金融・労働力確保対策 第1 応急教育等 (略) 1 (略) 2 学用品の調達及び支給(県<u>厚生部</u>、県経営管理部、県教育委員会、市町村) 第3章 災害復旧対策 第1節 民生安定のための緊急対策 (略) 第1 被災者の生活確保 (略) 1 生活相談(県各部局、市町村) (1) (略) (2) 生活相談の実施 県及び市町村は、住民からの生活相談に適時適切に対応するものとする。 ア～イ (略) (新設)	3 入居者の選定(県<u>危機管理局</u>、市町村) (1)～(2) (略) 4 応急仮設住宅の管理(県<u>危機管理局</u>、<u>県土木部</u>、県関係部局、市町村) (略) 応急仮設住宅の管理に際しては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、<u>女性や子ども・若者</u>を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。 第2 被災住宅の応急修理 1 住宅の応急修理(県<u>危機管理局</u>、市町村) (1)～(4) (略) 2 応急修理の対象者(県<u>危機管理局</u>、市町村) 第19節 教育・金融・労働力確保対策 第1 応急教育等 (略) 1 (略) 2 学用品の調達及び支給(県<u>危機管理局</u>、県経営管理部、県教育委員会、市町村) 第3章 災害復旧対策 第1節 民生安定のための緊急対策 (略) 第1 被災者の生活確保 (略) 1 生活相談(<u>総務省</u>、県各部局、市町村) (1) (略) (2) 生活相談の実施 <u>総務省</u>、県及び市町村は、住民からの生活相談に適時適切に対応するものとする。 ア～イ (略) <u>ウ 総務省</u> <u>総務省中部管区行政評価局富山行政監視行政相談センターは、県及び市町村と連絡・調整を図り、被災者に対する各種支援措置の案内等に対応する特別行政相談活動を行</u>	国の防災基本計画の修正を反映 令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正 国の防災基本計画の修正を反映 総務省中部管区行政評価局(富山行政監視行政相談センター)が指定地方行政機関に指定されたことを受け、そ

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(3) (略) 2～4 (略) 5 被災者生活再建支援金の支給(県厚生部、市町村) 自然災害によりその生活基盤に著しい<u>被害を受けた者であって、経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難な者に対し</u>、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。 (1) (略) (2)支給対象世帯 ア～エ (略) <u>(新設)</u> (3)支給金額 ア～エ (略) <u>(新設)</u> <u>オ</u> 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、イから<u>エ</u>までの規定を準用する。この場合において、<u>イ及びウ</u>の規定中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5000円」と、イの規定中「200万円」とあるのは「150万円」と、エの規	<u>うものとする。</u> (3) (略) 2～4 (略) 5 被災者生活再建支援金の支給(県厚生部、市町村) 自然災害によりその生活基盤に著しい<u>被害を受けた者に対し</u>、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、被災者生活再建支援金を支給する。 (1) (略) (2)支給対象世帯 ア～エ (略) <u>オ 半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが、相当規模の補修を要する世帯</u> (3)支給金額 ア～エ (略) <u>オ 被災世帯のうち、(2)オに該当するものの世帯主に対する支援金の額は、次に掲げる世帯の区分に応じ、当該各区分に定める額とする。</u> ① <u>その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯 100万円</u> ② <u>その居住する住宅を補修する世帯 50万円</u> ③ <u>その居住する住宅(公営住宅を除く。)を賃借する世帯 25万円</u> <u>カ オの規定にかかわらず、被災世帯が同一の自然災害によりオの①から③までのうち2以上に該当するときの当該世帯の世帯主に対する支援金の額は、オの①から③までに定める額のうち最も高い額とする。</u> <u>キ</u> (略) <u>ク</u> 単数世帯の世帯主に対する支援金の額については、イから<u>カ</u>までの規定を準用する。この場合において、<u>イ、ウ及びオ</u>の規定中「100万円」とあるのは「75万円」と、「50万円」とあるのは「37万5000円」と、イの規定中「200万円」とあるのは「150万円」と、	の所掌する活動を記載。 規定整備。 被災者生活再建支援法の一部を改正する法律(平成19年11月16日法律第114号)の施行に伴う修正(支援金の支給について被災世帯の世帯主の年齢及び収入に係る要件が廃止)(令和2年12月4日法律第69号)の施行に伴う修正(支援金の支給対象として、半壊世帯のうち大規模半壊世帯には至らないが相当規模の補修を要す

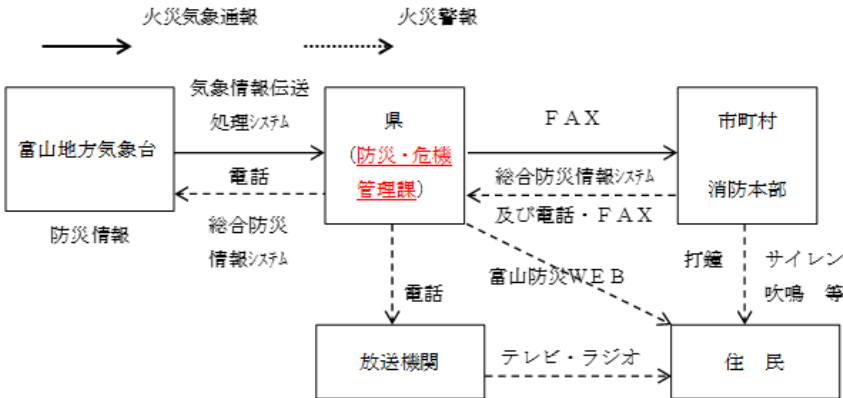
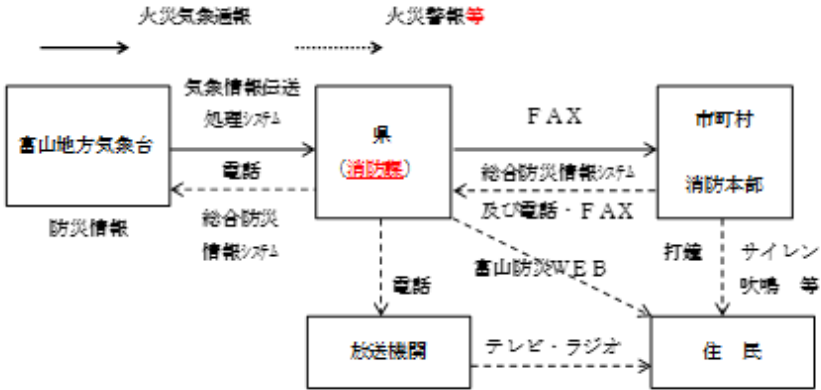
富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
定中「300万円」とあるのは「225万円」<u>と読み替えるものとする。</u> 6～9 (略) 10 罹災証明書発行体制の整備(<u>県厚生部</u>、市町村) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>民間団体</u>との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。<u>また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討するものとする。</u> 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとし、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>民間団体</u>との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 1 中小企業への融資等(県商工労働部) (略) (1)～(3) (略) (4) 県制度融資による対応 県の制度融資においては、<u>経営安定資金地域産業対策枠</u>により、被災中小企業の<u>経営安定</u>のための融資を行う。 <u>(新設)</u>	エの規定中「300万円」とあるのは「225万円」<u>と、オの規定中「25万円」とあるのは「18万7,500円」読み替えるものとする。</u> 6～9 (略) 10 罹災証明書発行体制の整備(<u>県危機管理局</u>、市町村) 市町村は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体</u>との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。<u>(削除)</u> 県は、市町村に対し、住家被害の調査の担当者のための研修機会の拡充等により、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとし、育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や<u>不動産鑑定士や行政書士等の士業団体その他の民間団体</u>との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。 第2 中小企業、農林漁業者に対する支援 1 中小企業への融資等(県商工労働部) (略) (1)～(3) (略) (4) 県制度融資による対応 県の制度融資においては、<u>災害対応資金及び経営安定資金地域産業対策枠</u>により、被災中小企業の<u>再建・復旧や経営安定</u>のための融資を行う。 <u>災害対応資金</u> <u>ア 対象者</u> 以下の①又は②の災害において被害を受けた県内全域の中小企業者 <u>①激甚災害法又は災害救助法の適用を受けた災害</u> <u>②知事が認めた自然災害</u> <u>イ 資金使途</u> 運転資金・設備資金	る世帯を追加) 国の防災基本計画の修正を反映 令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正 令和7年4月に「災害対応資金」を新設したため追記

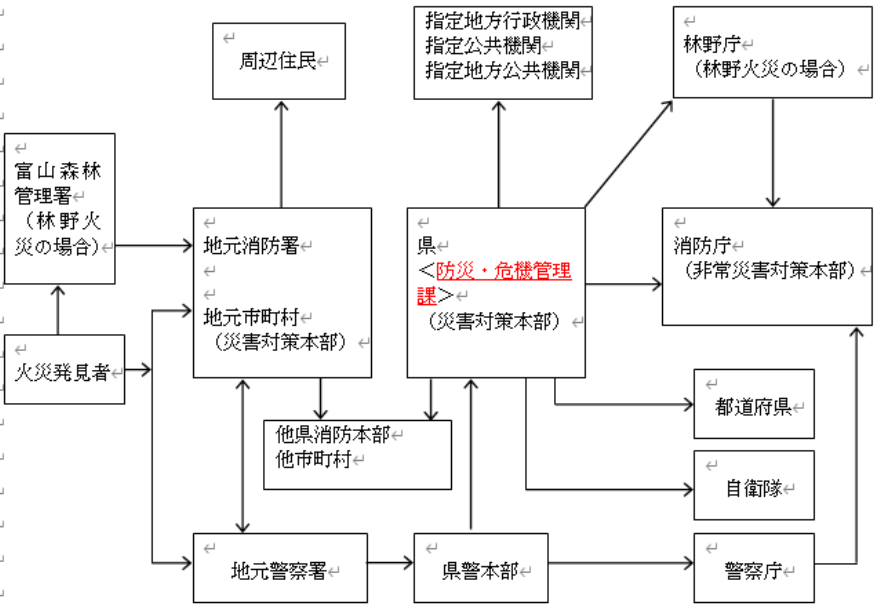
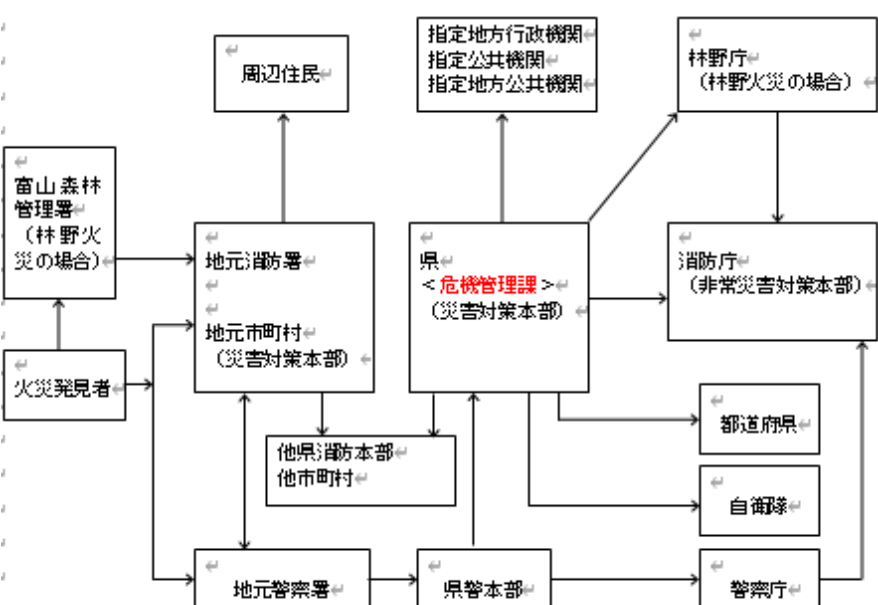
富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
ア 対象者 災害等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者 イ～エ (略) オ 利率 <u>年 1.70%以内</u> カ (略) 火災編 第1章 火災予防対策 第1節～第3節 (略) 第4節 大火危険気象に対する予防措置 第1 火災警報の発令 市町村長は、火災予防上危険であると認められる気象状況にある場合は、必要に応じて消防法第22条の規定により <u>火災警報</u>を発するものとする。 第2 消防機関の警戒措置体制の確保 消防機関は警戒措置体制の確保に努めるものとし、<u>火災警報</u>を発した場合に行う警戒計画をあらかじめ定めておくものとする。 第3～第5 (略) 第5節～第7節 (略) 第2章 火災応急対策 第1節 火災警報等の伝達 (略) 第1 (略) 第2 <u>火災警報</u>の発令 市町村長は、消防法第22条の規定により当該市町村の区域を対象として、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じて、<u>火災警報</u>を発するものとする。	<u>ウ 限度額 1 億円</u> <u>エ 期間 10 年(うち据置 5 年)以内</u> <u>オ 利率年 1.55%以内</u> <u>カ 信用保証県信用保証協会の保証に付す</u> <u>経営安定資金地域産業対策枠</u> ア 対象者 災害等突発的な事態の発生により経営の安定に支障が生じている中小企業者 イ～エ (略) オ 利率 <u>年 2.00%以内</u> カ (略) 火災編 第1章 (略) 第1節～第3節 (略) 第4節 大火危険気象に対する予防措置 第1 火災警報の発令 市町村長は、火災予防上危険であると認められる気象状況にある場合は、必要に応じて消防法第22条の規定により <u>火災警報</u> <u>又は林野火災警報(以下「火災警報等」という。)</u>を発するものとする。 第2 消防機関の警戒措置体制の確保 消防機関は警戒措置体制の確保に努めるものとし、<u>火災警報等</u>を発した場合に行う警戒計画をあらかじめ定めておくものとする。 第3～第5 (略) 第5節～第7節 (略) 第2章 火災応急対策 第1節 火災警報等の伝達 (略) 第1 (略) 第2 <u>火災警報等</u>の発令 市町村長は、消防法第22条の規定により当該市町村の区域を対象として、知事から火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であるときは、必要に応じて、<u>火災警報等</u>を発するものとする。	令和7年4月に「災害対応資金」を新設したため追記 林野火災警報の運用開始に伴うもの 林野火災警報の運用開始に伴うもの

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
第3 伝達体制 1 (略) 2 市町村長は、<u>火災警報</u>を発したとき又は解除したときには、打鐘、サイレン呼鳴、その他市町村地域防災計画の定めるところにより住民及び関係機関に周知徹底を図る。 また、総合防災情報システムにより県(<u>防災・危機管理課</u>)に連絡するものとし、併せて<u>火災警報</u>発令時の管内の気象状況を電話又はファックスにより連絡するものとする。 3 県(<u>防災・危機管理課</u>)は、<u>火災警報</u>の発令及び解除の連絡があった場合は、それを放送機関及び富山地方気象台に連絡するものとする。(略) 4 放送機関は、<u>火災警報</u>の伝達を受けたときは、適切に放送し周知徹底に努めるものとする。 5 (略) 	第3 伝達体制 1 (略) 2 市町村長は、<u>火災警報等</u>を発したとき又は解除したときには、打鐘、サイレン呼鳴、その他市町村地域防災計画の定めるところにより住民及び関係機関に周知徹底を図る。 また、総合防災情報システムにより県(<u>消防課</u>)に連絡するものとし、併せて<u>火災警報等</u>発令時の管内の気象状況を電話又はファックスにより連絡するものとする。 3 県(<u>消防課</u>)は、<u>火災警報等</u>の発令及び解除の連絡があった場合は、それを放送機関及び富山地方気象台に連絡するものとする。(略) 4 放送機関は、<u>火災警報等</u>の伝達を受けたときは、適切に放送し周知徹底に努めるものとする。 5 (略) 	令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正
第2節 応急活動体制 (略) 第1 県の活動体制 知事は、<u>火災警報</u>が発令された場合、大規模な火災が発生した場合、又は火災が発生し広範囲に延焼拡大するおそれがある	第2節 応急活動体制 (略) 第1 県の活動体制 知事は、<u>火災警報等</u>が発令された場合、大規模な火災が発生した場合、又は火災が発生し広範囲に延焼拡大するおそれがある	林野火災警報の運用開始に伴うも

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて災害対策本部を設置し応急対策を実施する。 1 職員の非常配備 (1)非常配備基準 <u>火災警報</u>が発令された場合は、<u>防災・危機管理課</u>は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める第一非常配備をとるものとする。(略) (2) (略) 2～3 第2～3 (略) 第3節 情報の収集・伝達 (略) 第1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) 1 被害情報等の収集・伝達系統(各防災関係機関) 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。 	る場合には、非常配備体制をとるとともに、関係課連絡会議を開催のうえ、必要に応じて災害対策本部を設置し応急対策を実施する。 1 職員の非常配備 (1)非常配備基準 <u>火災警報等</u>が発令された場合は、<u>危機管理局</u>は「風水害編第2章第3節第1 県の活動体制」に定める第一非常配備をとるものとする。(略) (2) (略) 2～3 第2～3 (略) 第3節 情報の収集・伝達 (略) 第1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) 1 被害情報等の収集・伝達系統(各防災関係機関) 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。 	の 令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
2 (略) 3 被害状況の報告 (略) (1) (略) (2)市町村 市町村(防災担当課及び消防本部)は、当該区域内に被害が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部(防災・危機管理課)に報告する。 第4節 消火活動 第1～2 (略) 第3 消防機関の活動 1 (略) 2 消防団の活動 (1)～(2) (略) (3)消火活動 消火活動あるいは避難道路、避難地確保のための消火活動を行う。 (4)～(5) (略) 個別災害編 第1章 火山災害対策 (略) 第1節 火山災害予防対策 第1 弥陀ヶ原火山の概要 <u>活火山とは、火山噴火予知連絡会(事務局:気象庁)により、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」とであると定義されている。</u> (略) <u>なお、平成21年6月に、同連絡会により、今後100年程度の中長期的な噴火の可能性及び社会的影響を踏まえ、「火山防災</u>	2 (略) 3 被害状況の報告 (略) (1) (略) (2)市町村 市町村(防災担当課及び消防本部)は、当該区域内に被害が発生したときは、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県災害対策本部に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県災害対策本部に報告する。 第4節 消火活動 第1～2 (略) 第3 消防機関の活動 1 (略) 2 消防団の活動 (1)～(2) (略) (3)消火活動 消火活動あるいは避難路、避難地確保のための消火活動を行う。 (4)～(5) (略) 個別災害編 第1章 火山災害対策 (略) 第1節 火山災害予防対策 第1 弥陀ヶ原火山の概要 <u>活火山は、「概ね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山」との定義に基づき、火山調査研究推進本部により選定されている。</u> (略) <u>また、弥陀ヶ原火山は、火山調査研究推進本部が選定している「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等</u>	令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正 文言の統一 火山噴火予知連絡会は令和6年11月に終了したほか、「活火山」及び「活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充

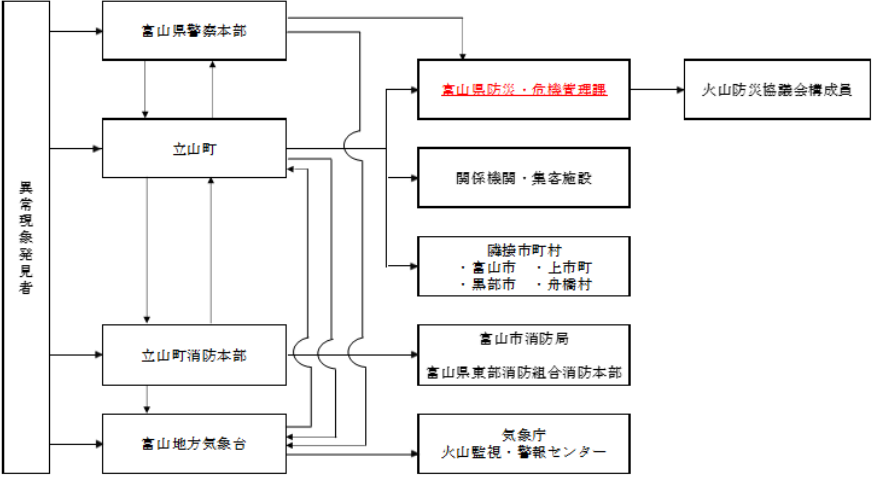
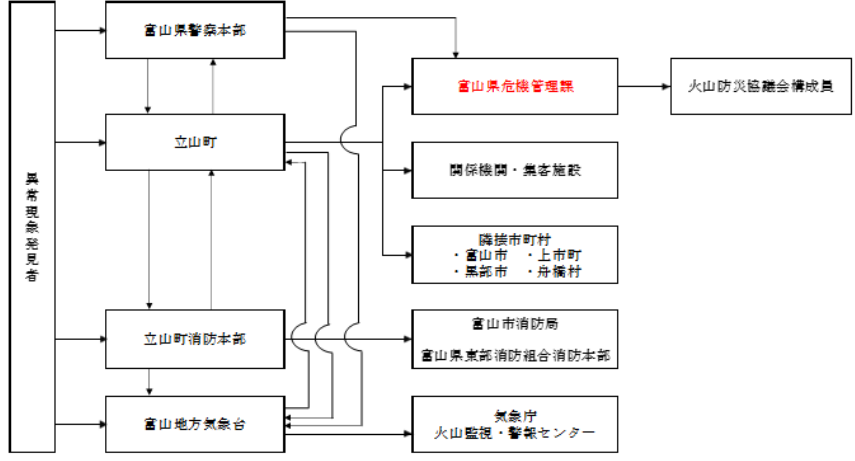
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変 更 部 分 の み 記 載）	備 考
<u>のために監視・観測体制の充実等の必要がある火山」として、47火山が選定された。さらに、平成26年11月、弥陀ヶ原火山など3火山が追加され、これらの50火山は、気象庁により24時間体制での常時観測・監視が実施されている。</u> （略） 第2～第4 （略） 第5 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、<u>平常時</u>から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 第2節 火山災害応急対策 （略） 第1 予警報の伝達 1 警報・予報の種類及び発表基準 （1）噴火警報・予報 ア～イ （略） ウ 噴火警報レベル （略） <u>平常時</u>のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客、登山者等の入山規制や避難指示等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながる。 （略） （2）～（3） （略） 2～3 （略）	<u>が必要な火山」に該当し、火山災害警戒地域が指定されており、気象庁により常時監視・観測が実施されている。</u> （略） 第2～第4 （略） 第5 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、<u>平時</u>から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 第2節 火山災害応急対策 （略） 第1 予警報の伝達 1 警報・予報の種類及び発表基準 （1）噴火警報・予報 ア～イ （略） ウ 噴火警報レベル （略） <u>平時</u>のうちに火山防災協議会で合意された避難開始時期・避難対象地域の設定に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。市町村等の防災機関では、あらかじめ合意された範囲に対して迅速に観光客、登山者等の入山規制や避難指示等の防災対応をとることができ、火山災害の軽減につながる。 （略） （2）～（3） （略） 2～3 （略）	実等が必要な火山」の選定は火山調査研究推進本部で行うこととなったため。 国の防災基本計画の修正を反映 国の防災基本計画の修正を反映

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
噴火警報等伝達系統図 <pre> graph LR A[気象庁 (火山監視・警報センター)] --> B[警察庁] A --> C[消防庁] A --> D[NTT 西日本・東日本] A --> E[富山地方気象台] A --> F[NHK] B --> G[警察本部] G --> H[各警察署] H --> I[交番・駐在所] C --> J[市町村] D --> J E --> J J --> K[関係機関] J --> L[立山町] L --> M[関係機関・集客施設] J --> N[関係指定地方行政機関・関係指定地方公共機関] J --> O[火山防災協議会構成員] E --> P[伏木海上保安部] P --> Q[関係船舶] F --> R[住民・登山者・観光客等] I --> R M --> R K --> R N --> R O --> R Q --> R </pre>	噴火警報等伝達系統図 <pre> graph LR A[気象庁 (火山監視・警報センター)] --> B[警察庁] A --> C[消防庁] A --> D[NTT 西日本・東日本] A --> E[富山地方気象台] A --> F[日本放送協会] B --> G[警察本部] G --> H[各警察署] H --> I[交番・駐在所] C --> J[市町村] D --> J E --> J J --> K[関係機関] J --> L[立山町] L --> M[関係機関・集客施設] J --> N[関係指定地方行政機関・関係指定地方公共機関] J --> O[火山防災協議会構成員] E --> P[海上保安庁] P --> Q[関係船舶] F --> R[住民・登山者・観光客等] I --> R M --> R K --> R N --> R O --> R Q --> R </pre>	伝達経路が変更となったため 名称統一

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
第2 情報の収集・伝達 (略) 1 異常現象発見者の通報義務 (略) 異常情報伝達系統図  2～5 (略) 第3 応急活動体制 (略) 1 県の活動体制 (1) 非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。	第2 情報の収集・伝達 (略) 1 異常現象発見者の通報義務 (略) 異常情報伝達系統図  2～5 (略) 第3 応急活動体制 (略) 1 県の活動体制 (1) 非常配備基準 職員の非常配備基準は、次のとおりとする。	令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画			修正案(変更部分のみ記載)			備考
種別	配備基準	配備体制	種別	配備基準	配備体制	
第1 非常配備	①→□火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ②→知事(本部長)が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課□□□□ 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制 各課 2～3名程度	第1 非常配備	① 火山の状況に関する解説情報等が発表され、噴火の前兆現象等が確認されたとき ② 知事(本部長)が必要と認めて当該配備を指令したとき	危機管理課 防災課 消防課 主として情報連絡活動にあたり、状況によって、速やかに第2非常配備体制に移行し得る体制 各課 2～3名程度	令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正
第2 非常配備	①→□火口周辺警報(レベル2)が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ②→□知事(本部長)が必要と認めて当該配備を指令したとき	防災・危機管理課 消防課 観光振興室 自然保護課 道路課 各課員の 約3分の1程度 各課 3～4名程度 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 □その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。	第2 非常配備	① 火口周辺警報(レベル2)が発表され、火山災害が発生すると予想されるとき ② 知事(本部長)が必要と認めて当該配備を指令したとき	危機管理課 防災課 消防課 観光振興室 自然保護課 道路課 各課員の 約3分の1程度 各課 3～4名程度 事態の推移に伴い、速やかに第3非常配備体制に移行し得る体制 その他関係課は、警報の種類、危険予測の程度及び災害情報などによって上記に準ずる。	
第3 非常配備	①→□火口周辺警報(レベル3)又は噴火警報(レベル4又は5)により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ②→□知事(本部長)が必要と認めて当該配備を指令したとき	□災害対策に万全を期するため、当該災害に係る各課(班)全員があたる。	第3 非常配備	① 火口周辺警報(レベル3)又は噴火警報(レベル4又は5)により、火山災害が発生すると予想されるとき又は発生したとき ② 知事(本部長)が必要と認めて当該配備を指令したとき	災害対策に万全を期するため、当該災害に係る各課(班)全員があたる。	
第4 救援・救護体制の整備 1～2 (略) 3 緊急避難場所・避難所等の確保 「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・<u>避難道路</u>の確保」及び「同 2 市町村等の避難計画」によるほか、市町村は、弥陀ヶ原火山防災協議会での協議を踏まえ、活火山法第6条第1項第5号に規定する施設(以下「避難促進施設」という。)をあらかじめ指定し、日頃から観光客、登山者等へ周知するものとする。(略) 第5～第6 (略) 第7 避難活動 1 (略) 2 避難誘導			第4 救援・救護体制の整備 1～2 (略) 3 緊急避難場所・避難所等の確保 「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・<u>避難路</u>の確保」及び「同 2 市町村等の避難計画」によるほか、市町村は、弥陀ヶ原火山防災協議会での協議を踏まえ、活火山法第6条第1項第5号に規定する施設(以下「避難促進施設」という。)をあらかじめ指定し、日頃から観光客、登山者等へ周知するものとする。(略) 第5～第6 (略) 第7 避難活動 1 (略) 2 避難誘導			文言の統一

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
「風水害編第2章第9節第1 避難の指示等及び誘導」によるほか、市町村長は、火山噴火等により観光客、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、<u>平常時</u>からの弥陀ヶ原火山防災協議会による検討結果などに基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。 3 (略) 4 避難施設等の運用 「風水害編第2章第9節第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに<u>避難道路</u>の運用」によるほか、市町村は、あらかじめ避難促進施設の所有者又は管理者と協議・連携し、予警報の周知伝達、規制範囲外への避難誘導等を行うものとする。 第2章 海上災害対策 (略) 第1節 海上災害予防対策 第1～第4 (略) 第5 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、<u>平常時</u>から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 1～2 (略) 第2節 海上災害応急対策 (略) 第1 (略) 第2 情報の収集・伝達 (略) (1) 被害情報等の収集・伝達系統 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。	「風水害編第2章第9節第1 避難の指示等及び誘導」によるほか、市町村長は、火山噴火等により観光客、登山者等の生命、身体等に危険がある場合には、<u>平時</u>からの弥陀ヶ原火山防災協議会による検討結果などに基づき、気象庁が発表する噴火警報等に対応して、入山規制、避難指示、警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等、迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。 3 (略) 4 避難施設等の運用 「風水害編第2章第9節第2 指定緊急避難場所及び指定避難所並びに<u>避難路</u>の運用」によるほか、市町村は、あらかじめ避難促進施設の所有者又は管理者と協議・連携し、予警報の周知伝達、規制範囲外への避難誘導等を行うものとする。 第2章 海上災害対策 (略) 第1節 海上災害予防対策 第1～第4 (略) 第5 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、<u>平時</u>から各種の防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 第2節 海上災害応急対策 (略) 第1 (略) 第2 情報の収集・伝達 (略) (1) 被害情報等の収集・伝達系統 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。	国の防災基本計画の修正を反映 文言の統一 国の防災基本計画の修正を反映

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
		令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正
(2)被害状況の報告 ア～ウ (略) エ 沿岸市町 沿岸市町(防災担当課及び消防本部)は、当該区域の地先海面で被害が発生した場合は、人的被害の状況等の情報を収集し、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部 <u>(防災・危機管理課及び防災担当課)</u> へ連絡するものとする。 また、被害の状況、災害対策本部等の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部 <u>(防災・危機管理課及び防災担当課)</u> へ連絡する。	(2)被害状況の報告 ア～ウ (略) エ 沿岸市町 沿岸市町(防災担当課及び消防本部)は、当該区域の地先海面で被害が発生した場合は、人的被害の状況等の情報を収集し、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部へ連絡するものとする。 また、被害の状況、災害対策本部等の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部へ連絡する。	令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
オ (略) カ その他の機関 被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部(防災・危機管理課及び防災担当課)に報告する。 第3章 航空災害対策 (略) 第1節 航空災害予防対策 第1 航空交通の安全確保 (略) このため、県、大阪航空局富山空港出張所、東京航空地方気象台、航空運送事業者をはじめ防災関係機関は、航空交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。 1 (略) 2 航空交通の安全のための施設等の整備(大阪航空局、県交通政策局) 国土交通省、<u>県は</u>、航空保安施設等の整備などにより、富山空港及びその周辺の航空交通の安全確保に努める。 第2 防災活動体制の整備 1～3 (略) 4 空港緊急計画の策定(<u>県交通政策局</u>) <u>県は</u>、防災関係機関との相互の連携を強化するため、国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画を策定するものとする。 第3 救援・救護体制の整備 1 (略) 2 消火・救助・救急体制の整備(<u>県交通政策局</u>、周辺市町) (1)富山空港及びその周辺地域での体制 ア <u>県は</u>、化学消防車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急医療用資材の整備に努めるものとする。 イ～ウ (略) (2) (略)	オ (略) カ その他の機関 被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部に報告する。 第3章 航空災害対策 (略) 第1節 航空災害予防対策 第1 航空交通の安全確保 (略) このため、県、<u>空港運営事業者である株式会社富山エアポート(以下「富山エアポート」という。)</u>、大阪航空局富山空港出張所、東京航空地方気象台、航空運送事業者をはじめ防災関係機関は、航空交通のより一層の安全確保を図るため、各種施策を実施する。 1 (略) 2 航空交通の安全のための施設等の整備(大阪航空局、県交通政策局、<u>富山エアポート</u>) 国土交通省、<u>県及び富山エアポートは</u>、航空保安施設等の整備などにより、富山空港及びその周辺の航空交通の安全確保に努める。 第2 防災活動体制の整備 1～3 (略) 4 空港緊急計画の策定(<u>富山エアポート</u>) <u>富山エアポートは</u>、防災関係機関との相互の連携を強化するため、国際民間航空条約第14付属書に準拠した空港緊急計画を策定するものとする。 第3 救援・救護体制の整備 1 (略) 2 消火・救助・救急体制の整備(<u>富山エアポート</u>、周辺市町) (1)富山空港及びその周辺地域での体制 ア <u>富山エアポートは</u>、化学消防車等の車両及び応急措置の実施に必要な救急医療用資材の整備に努めるものとする。 イ～ウ (略) (2) (略)	国の防災基本計画の修正を反映 空港運営事業者を追加 空港運営事業者に変更

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
第4 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、<u>平常時</u>から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 1 防災訓練の実施 <u>県</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。 2 実践的な訓練の実施と事後評価(大阪航空局、<u>県交通政策局</u>、航空運送事業者) (1) <u>県</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者等が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。 (2) (略) 第2節 航空災害応急対策 (略) 第1 応急活動体制 大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、<u>県</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。 このため、<u>県</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。 1～2 (略) 3 <u>県(富山空港管理事務所)の活動体制(県交通政策局)</u> (略) <u>(新設)</u> <u>4</u> 県の活動体制(県危機管理局) (略) (1)～(3) (略)	第4 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、<u>平時</u>から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 1 防災訓練の実施 <u>県、富山エアポート</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、消防、警察をはじめとする防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。 2 実践的な訓練の実施と事後評価(大阪航空局、<u>県交通政策局</u>、<u>富山エアポート</u>、航空運送事業者) (1) <u>県、富山エアポート</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者等が訓練を行うに当たっては、災害及び被害の想定を明らかにするとともに実施時間を工夫する等様々な条件を設定するなど実践的なものとなるよう工夫する。 (2) (略) 第2節 航空災害応急対策 (略) 第1 応急活動体制 大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、<u>県、富山エアポート</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村、消防、警察及び防災関係機関は一致協力して、災害の拡大防止と被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。 このため、<u>県、富山エアポート</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は、それぞれ災害対策本部等を速やかに設置し、応急活動を実施するものとする。 1～2 (略) 3 <u>富山エアポートの活動体制</u> (略) <u>4 県の活動体制(県交通政策局)</u> <u>富山空港及びその周辺で航空災害が発災した場合には、速やかに職員を非常召集し、事故内容を把握するとともに、その状況を県関係課に連絡するものとする。</u> <u>5</u> 県の活動体制(県危機管理局) (略) (1)～(3) (略)	空港運営事業者を追加 空港運営事業者を追加 空港運営事業者追加に伴うもの

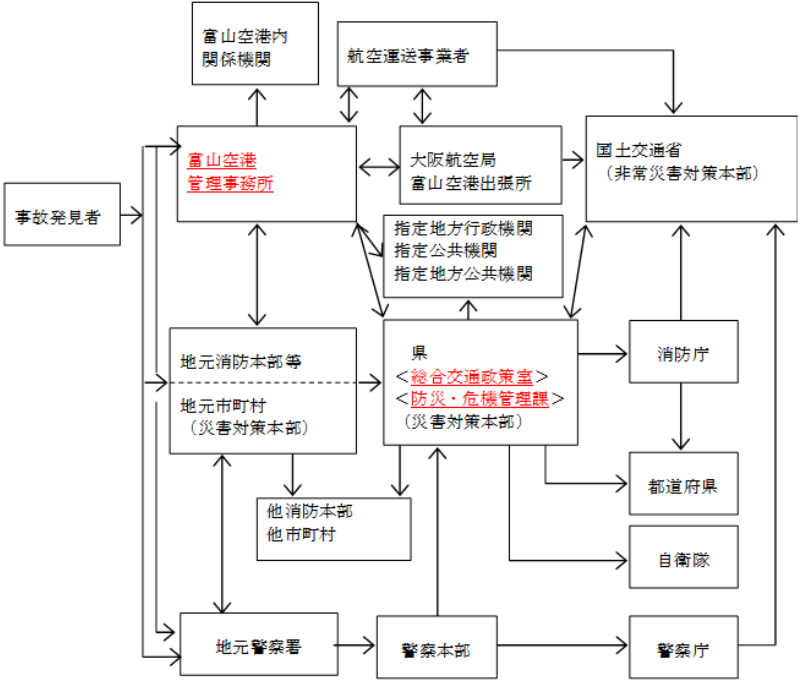
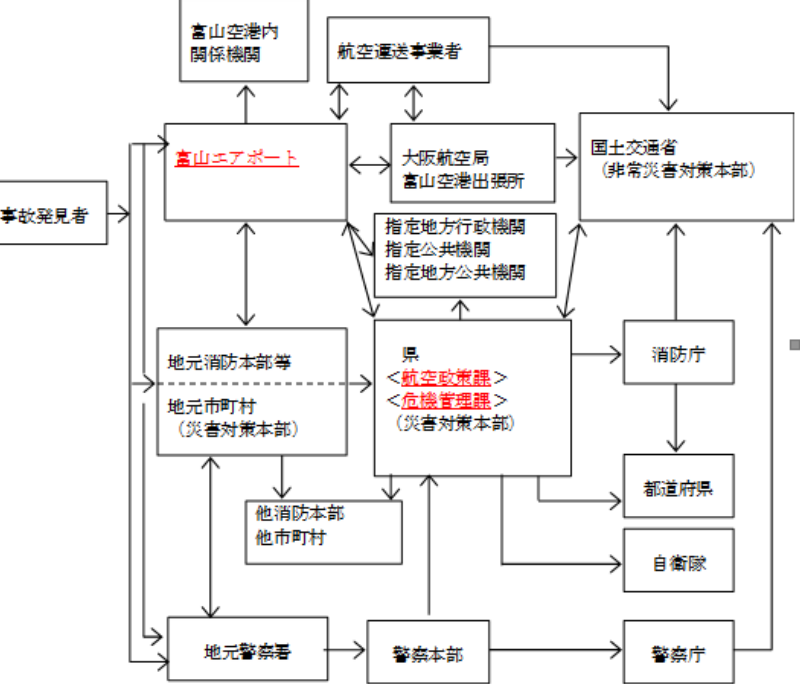
富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
(4)災害対策本部の設置 ア (略) イ 現地災害対策本部の設置 (略) 現地災害対策本部の設置場所は、災害現場が富山空港及びその周辺地域の場合は富山空港管理事務所、その他の地域の場合は災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。 ウ (略) <u>5</u> (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> 現地合同対策本部等の設置 (各防災関係機関) 各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、<u>県</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置するものとする。 現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場が富山空港及びその周辺地域の場合は富山空港内、その他の地域の場合は災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。 第2 情報の収集・伝達 <u>県</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、警察、消防、自衛隊、市町村及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。 1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) (1)被害情報等の収集・伝達系統 ア 富山空港及びその周辺における航空災害の場合	(4)災害対策本部の設置 ア (略) イ 現地災害対策本部の設置 (略) 現地災害対策本部の設置場所は、災害現場が富山空港及びその周辺地域の場合は富山エアポート、その他の地域の場合は災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。 ウ (略) <u>6</u> (略) <u>7</u> (略) <u>8</u> (略) <u>9</u> 現地合同対策本部等の設置 (各防災関係機関) 各防災関係機関の応急対策を円滑に進めるため、必要に応じ、応急対策全般に係わる連絡調整及び合同指揮を行う現地合同対策本部等を、<u>県</u>、<u>富山エアポート</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村、警察、消防、自衛隊、その他防災関係機関で協議のうえ設置するものとする。 現地合同対策本部等の設置場所は、災害現場が富山空港及びその周辺地域の場合は富山空港内、その他の地域の場合は災害現場又は災害現場付近の公共施設とする。 第2 情報の収集・伝達 <u>県</u>、<u>富山エアポート</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、警察、消防、自衛隊、市町村及び防災関係機関は、被害状況、応急対策の情報を一元化することにより、迅速な指揮命令体制を確立するとともに、適時適切に関係機関に情報を提供する。 1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) (1)被害情報等の収集・伝達系統 ア 富山空港及びその周辺における航空災害の場合	空港運営事業者を追加

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
富山空港内関係機関 航空運送事業者 富山空港管理事務所 大阪航空局 富山空港出張所 国土交通省 (非常災害対策本部) 指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 富山市消防局 富山市 (災害対策本部) 他消防本部 他市町村 富山南警察署 警察本部 警察庁 消防庁 都道府県 自衛隊	富山空港内関係機関 航空運送事業者 富山エアポート 大阪航空局 富山空港出張所 国土交通省 (非常災害対策本部) 指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 富山市消防局 富山市 (災害対策本部) 他消防本部 他市町村 富山南警察署 警察本部 警察庁 消防庁 都道府県 自衛隊	空港運営事業者の変更 令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
イ その他の県の地域における航空災害の場合  (2)被害情報等の伝達手段 <u>県</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。 (略) (3)被害状況の報告 <u>県</u>、航空運送事業者及び市町村は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。 ア 航空運送事業者 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちに事故の状況、被害状況を国土交通省及び<u>県</u>に連絡するものとする。	イ その他の県の地域における航空災害の場合  (2)被害情報等の伝達手段 <u>県</u>、<u>富山エアポート</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。 (略) (3)被害状況の報告 <u>県</u>、<u>富山エアポート</u>、航空運送事業者及び市町村は、大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合は、迅速に被害の状況を収集し、関係機関に連絡する。 ア 航空運送事業者 航空運送事業者は、自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、直ちに事故の状況、被害状況を国土交通省及び<u>富山エアポート</u>に連絡するものとする。	空港運営事業者の変更 規程整備 令和7年4月1日付け 機構改革に伴う修正 空港運営事業者を追加

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
<u>イ 県</u> (ア)大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、<u>県は速やかに国土交通省(大阪航空局富山空港出張所)</u>、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。 (イ)また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、<u>国土交通省(大阪航空局富山空港出張所)</u>、消防庁、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。 <u>(ウ)県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。</u> <u>(新設)</u> <u>ウ 市町村</u> 市町村(防災担当課及び消防本部)は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部(<u>防災・危機管理課</u>)に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部(<u>防災・危機管理課</u>)に報告する。 <u>エ (略)</u> <u>オ</u> その他の機関 被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部(<u>防災・危機管理課</u>)に報告する。 2 通信連絡体制 <u>県</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂行する。	<u>イ 富山エアポート</u> (ア)大規模な航空災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合、<u>富山エアポートは速やかに国土交通省(大阪航空局富山空港出張所)</u>、<u>県</u>、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。 (イ)また、被害の状況、活動体制、応急対策の活動状況を、随時、<u>国土交通省(大阪航空局富山空港出張所)</u>、<u>県</u>、消防庁、市町村、消防、警察及び防災関係機関に連絡するものとする。 <u>(削除)</u> <u>ウ 県</u> <u>県は、必要に応じ、消防防災ヘリコプターからの目視、撮影及びヘリコプターテレビ電送システムによる情報収集を行うものとする。</u> <u>エ 市町村</u> 市町村(防災担当課及び消防本部)は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部に報告する。 <u>オ (略)</u> <u>カ</u> その他の機関 被害の状況を速やかに県事故対策本部又は県災害対策本部に報告する。 2 通信連絡体制 <u>県</u>、<u>富山エアポート</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者、市町村及び防災関係機関は、応急対策に必要な情報収集・伝達を迅速、的確に行うため、加入電話や専用線電話など、通常の通信手段を利用するほか、特に必要があるときは、無線電話、テレビ・ラジオ、非常通信等を利用し、防災機関相互の通信連絡体制を緊密にし応急活動を円滑に遂	空港運営事業者を追加 令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正 空港運営事業者を追加

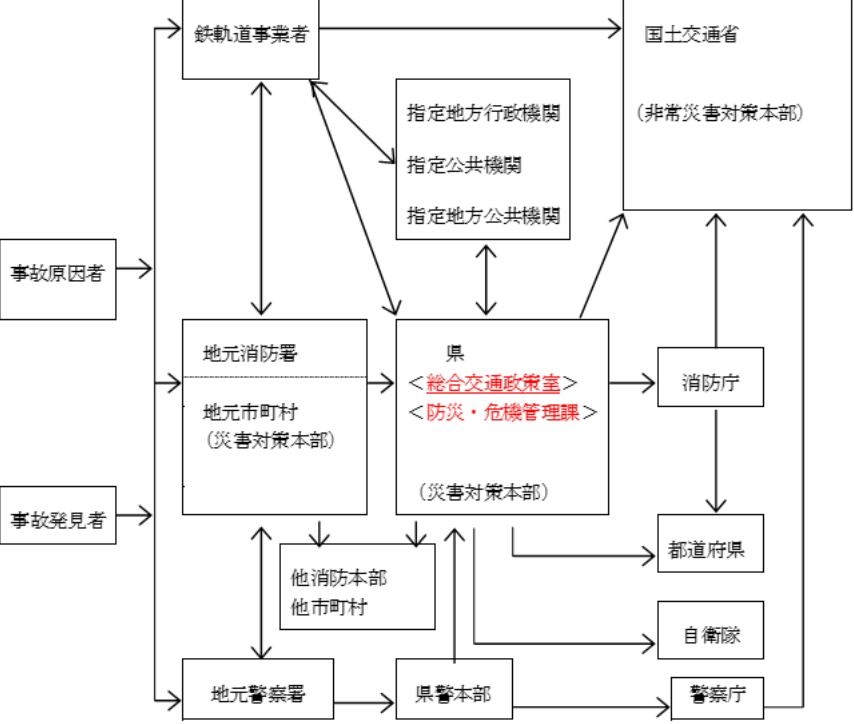
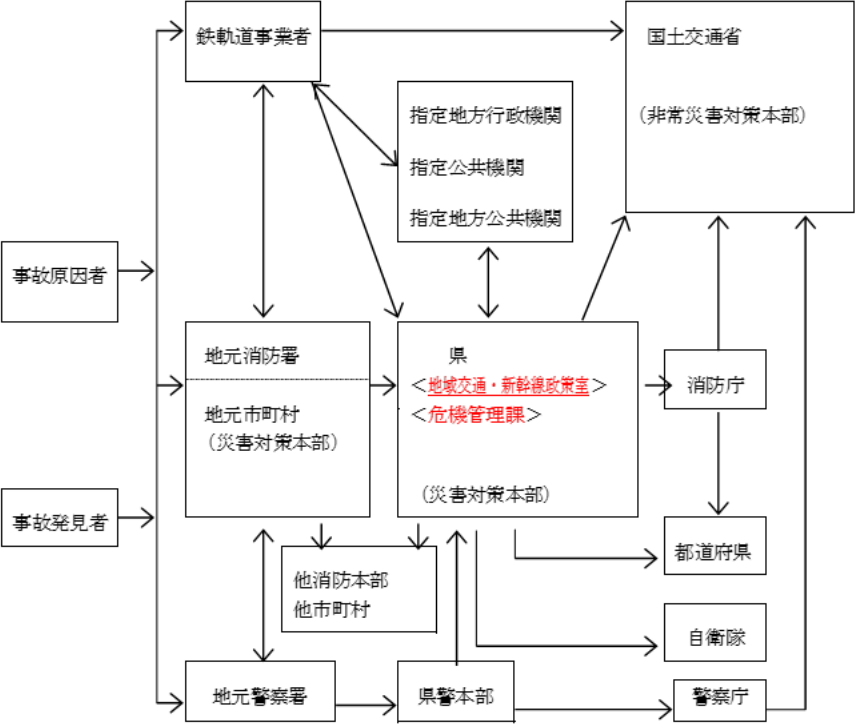
富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
3 広報活動 民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、<u>県</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者及び防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。 (略) (1)～(3) (略) 第3 (略) 第4 救助・救急活動 1 (略) 2 救助・救急活動(伏木海上保安部、自衛隊、県危機管理局、県交通政策局、県警察本部、<u>市町村</u>) (1)富山空港及びその周辺での航空災害の場合 (略) ア <u>県(富山空港管理事務所)</u>は、富山空港及びその周辺において航空災害が発災した場合には、速やかに被害状況を把握するとともに、「富山空港消火救難対策業務実施要領」に基づき、富山空港内に事務所又は営業所等を有する関係機関からなる消火救難隊を編成して、救出救護活動を行うものとする。 イ (略) (2)～(3) (略) 3 消火活動(県危機管理局、県交通政策局、<u>市町村</u>) (1)富山空港及びその周辺での航空災害の場合 次によるほか、(2)その他の地域での航空災害の場合に準ずるものとする。 ア <u>県(空港管理事務所)</u>は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し消防機関に通報するとともに、迅速に消防機関と連携協力して消火活動を行うものとする。 イ～ウ (略) (2) (略)	行する。 3 広報活動 民心の安定、秩序の維持を図るとともに、応急対策実施の協力を求めるため、被害の状況、応急対策の実施状況を県民に迅速かつ的確に周知するよう、<u>県、富山エアポート</u>、大阪航空局富山空港出張所、航空運送事業者及び防災関係機関は積極的に広報活動を実施する。 (略) (1)～(3) (略) 第3 (略) 第4 救助・救急活動 1 (略) 2 救助・救急活動(伏木海上保安部、自衛隊、県危機管理局、県交通政策局、県警察本部、<u>市町村、富山エアポート</u>) (1)富山空港及びその周辺での航空災害の場合 (略) ア <u>富山エアポート</u>は、富山空港及びその周辺において航空災害が発災した場合には、速やかに被害状況を把握するとともに、「富山空港消火救難対策業務実施要領」に基づき、富山空港内に事務所又は営業所等を有する関係機関からなる消火救難隊を編成して、救出救護活動を行うものとする。 イ (略) (2)～(3) (略) 3 消火活動(県危機管理局、県交通政策局、<u>市町村、富山エアポート</u>) (1)富山空港及びその周辺での航空災害の場合 次によるほか、(2)その他の地域での航空災害の場合に準ずるものとする。 ア <u>富山エアポート</u>は、空港及びその周辺における発災に関し、速やかに火災の発生状況を把握し消防機関に通報するとともに、迅速に消防機関と連携協力して消火活動を行うものとする。 イ～ウ (略) (2) (略)	空港運営事業者を追加

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
第4章 鉄道災害対策 (略) 第1節 鉄道災害予防対策 第1 鉄軌道交通の安全確保 (略) 1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実 (1) 気象情報の伝達 (略) なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平常時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。 第4 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 第2節 鉄道災害応急対策 (略) 第1 (略) 第2 情報の収集・伝達 (略) 1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) (1) 被害情報等の収集・伝達系統 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。	第4章 鉄道災害対策 (略) 第1節 鉄道災害予防対策 第1 鉄軌道交通の安全確保 (略) 1 鉄軌道交通の安全のための情報の充実 (1) 気象情報の伝達 (略) なお、噴火警戒レベルに応じて鉄道事業者等がとるべき防災対応について、平時からの火山防災協議会における共同検討を通じて合意を図る。 第4 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、平時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 第2節 鉄道災害応急対策 (略) 第1 (略) 第2 情報の収集・伝達 (略) 1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) (1) 被害情報等の収集・伝達系統 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。	国の防災基本計画の修正を反映 国の防災基本計画の修正を反映

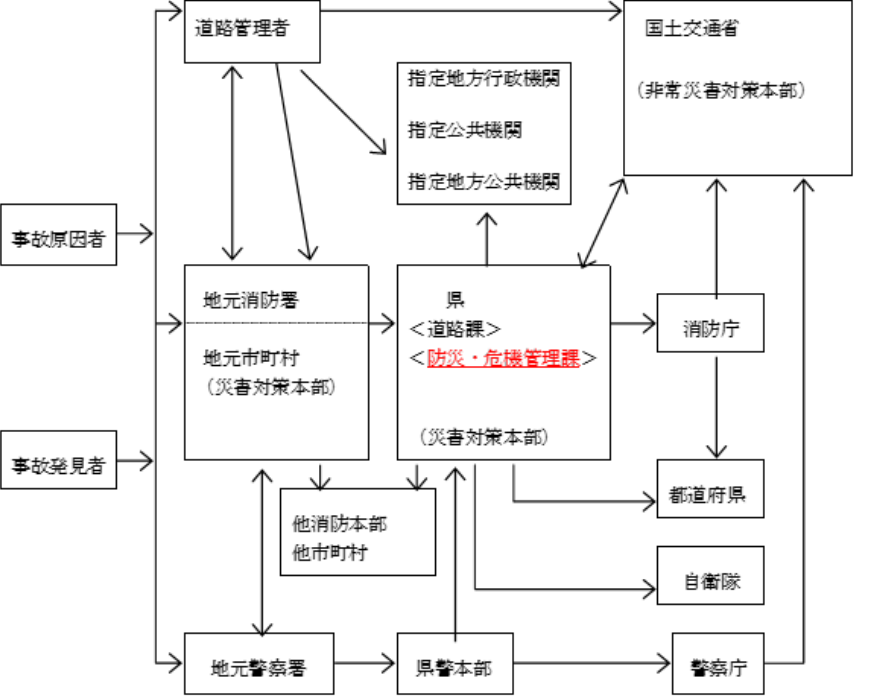
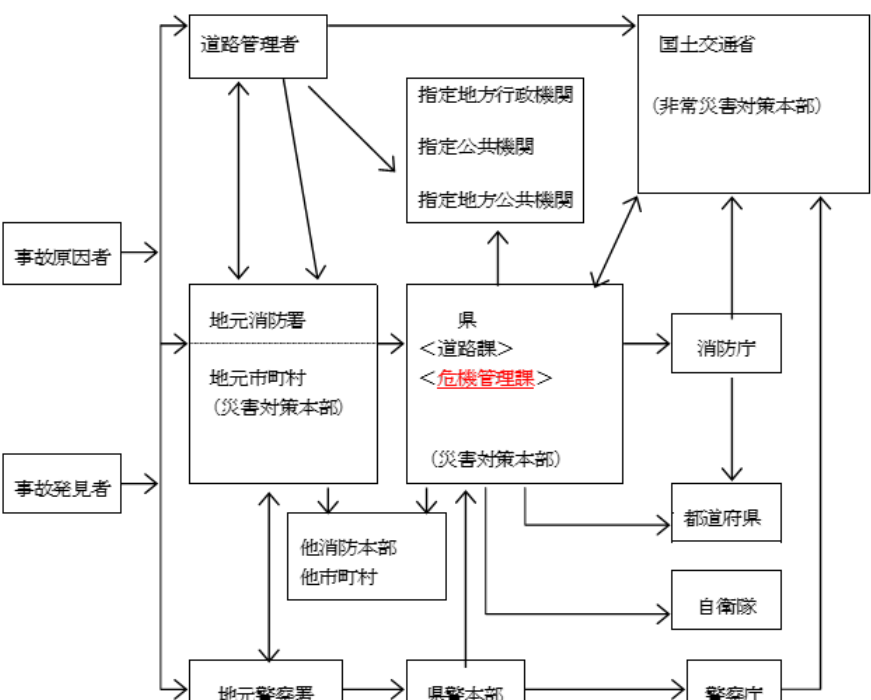
富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案（変更部分のみ記載）	備考
 (2) (略) (3) 被害状況の報告 (略) ア～イ (略) ウ 市町村 市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県事故対策本部又は県災害対策本部（<u>防災・危機管理課及び防災担当課</u>）に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策	 (2) (略) (3) 被害状況の報告 (略) ア～イ (略) ウ 市町村 市町村（防災担当課及び消防本部）は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県事故対策本部又は県災害対策本部に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部に報告する。	規程整備 令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
本部 (防災・危機管理課及び防災担当課) に報告する。 エ (略) 2～3 (略) 第3～第9 (略) 第3節 (略) 第5章 道路災害対策 (略) 第1節 道路災害予防対策 第1～第3 (略) 第4 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、平常時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 1～2 (略) 第2節 道路災害応急対策 (略) 第1 (略) 第2 情報の収集・伝達 (略) 1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) (1)被害情報等の収集・伝達系統 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。	エ (略) 2～3 (略) 第3～第9 (略) 第3節 (略) 第5章 道路災害対策 (略) 第1節 道路災害予防対策 第1～第3 (略) 第4 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、平時から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 1～2 (略) 第2節 道路災害応急対策 (略) 第1 (略) 第2 情報の収集・伝達 (略) 1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) (1)被害情報等の収集・伝達系統 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。	国の防災基本計画の修正を反映

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
 (2) (略) (3) 被害状況の報告 ア～イ (略) ウ 市町村 市町村(防災担当課及び消防本部)は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部(防災・危機管理課及び防災担当課)に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部(防災・危機管理課及び防災担当課)に報告する。	 (2) (略) (3) 被害状況の報告 ア～イ (略) ウ 市町村 市町村(防災担当課及び消防本部)は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部に報告する。	令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修 正 案 (変 更 部 分 の み 記 載)	備 考
第6章 危険物等災害対策 (略) 第1節 危険物等災害予防対策 第1～第2 (略) 第3 救援・救護体制の整備 1～4 (略) 5 避難誘導体制の整備 「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・<u>避難道路</u>の確保 2 市町村等の避難計画」参照 6 (略) 第4 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、<u>平常時</u>から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 1～2 (略) 第2節 危険物等災害応急対策 (略) 第1 (略) 第2 情報の収集・伝達 (略) 1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) (1)被害情報等の収集・伝達系統 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである。	第6章 危険物等災害対策 (略) 第1節 危険物等災害予防対策 第1～第2 (略) 第3 救援・救護体制の整備 1～4 (略) 5 避難誘導体制の整備 「風水害編第1章第5節第3 緊急避難場所・避難所・生活救援物資等の確保 1 緊急避難場所・避難所・<u>避難路</u>の確保 2 市町村等の避難計画」参照 6 (略) 第4 防災訓練の充実 応急対策活動が円滑に行われるためには、<u>平時</u>から防災訓練を実施し、災害に備えておくことが必要である。 1～2 (略) 第2節 危険物等災害応急対策 (略) 第1 (略) 第2 情報の収集・伝達 (略) 1 被害状況等の収集・伝達活動 (略) (1)被害情報等の収集・伝達系統 被害情報等の収集・伝達系統は次のとおりである	文言の統一 国の防災基本計画の修正を反映

富山県地域防災計画(風水害編・火災編・個別災害編)新旧対照表

現行地域防災計画	修正案(変更部分のみ記載)	備考
事故発見者 → 事業者 → 指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 事故発見者 → 地元消防署 地元市町村 (災害対策本部) 事故発見者 → 地元警察署 → 県警本部 → 警察庁 事業者 → 県 <取扱規制担当課> <防災・危機管理課> (災害対策本部) 県 → 消防庁 → 都道府県 → 自衛隊 地元消防署 → 周辺住民 他消防本部 他市町村 県警本部 → 警察庁	事故発見者 → 事業者 → 指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 事故発見者 → 地元消防署 地元市町村 (災害対策本部) 事故発見者 → 地元警察署 → 県警本部 → 警察庁 事業者 → 県 <取扱規制担当課> <危機管理課> (災害対策本部) 県 → 消防庁 → 都道府県 → 自衛隊 地元消防署 → 周辺住民 他消防本部 他市町村 県警本部 → 警察庁	令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正
(2) (略) (3)被害状況の報告 (略) ア～イ (略) ウ 市町村 市町村は(防災担当課及び消防本部)、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部(防災・危機管理課及び防災担当課)に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部(防災・危機管理課及び防災担当課)に報告する。	(2) (略) (3)被害状況の報告 (略) ア～イ (略) ウ 市町村 市町村は(防災担当課及び消防本部)、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を県事故対策本部又は県災害対策本部に報告する。 また、被害状況、災害対策本部の設置状況、応急対策の活動状況について、随時、県事故対策本部又は県災害対策本部に報告する。	令和7年4月1日付け機構改革に伴う修正

富山県地域防災計画（風水害編・火災編・個別災害編）新旧対照表

現 行 地 域 防 災 計 画	修正案（変更部分のみ記載）	備考